

添付書類八の一部補正

添付書類八を以下のとおり補正する。

頁	行	補正前	補正後
8-目-1	上4行	<u>平成28年11月2日</u> 付け原規規発第 <u>1611</u> <u>0229</u> 号をもって…	<u>令和2年1月29日</u> 付 け原規規発第 <u>20012</u> <u>93</u> 号をもって…
8-目-3	上1行	1.11.8 発電用原子炉設置 変更許可申請…	1.11.9 発電用原子炉設置 変更許可申請…
	上3行	1.11.8.1 「 <u>11.8.1</u> 」 実用発電用原 子炉…	1.11.9.1 「 <u>11.9.1</u> 」 実用発電用原 子炉…
8-目-4	上6行～ 上7行	第1.4.2表 <u>11.8.1</u> 影響評 価の検討ケース	第1.4.2表 <u>11.9.1</u> 基準津波1 による影響評価の検討ケ ース
		第1.4.3表 津波防護対 策の設備分類と設置目的	第1.4.3表 <u>11.9.1</u> 基準津波4 及び基準津波5による影 響評価の検討ケース
	上8行	第1.4.4表 流入経路特 定結果	第1.4.5表 流入経路特 定結果
	上9行	第1.4.5表 各経路から の流入評価結果	第1.4.6表 各経路から の流入評価結果
	上10行～ 下11行	第1.4.6表 津波防護対 象範囲の分類 第1.4.7表 入力津波高 さ一覧表 第1.4.8表 特定重大事 故等対処施設の津波防護 対象範囲の分類	第1.4.7表 津波防護対 象範囲の分類 第1.4.8表 特定重大事 故等対処施設の津波防護 対象範囲の分類 第1.4.9表 入力津波高 さ一覧表
		第1.4.9表 特定重大事 故等対処施設の津波防護 対策の設備分類と設置目 的	第1.4.10表 特定重大事 故等対処施設の津波防護 対策の設備分類と設置目 的
		第1.4.11表 各経路から の流入評価結果 	第1.4.11表 各経路から の流入評価結果

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

頁	行	補正前	補正後
8-目-9	下11行～ 下10行	第1.9.1表 外部火災…	 第1.9.1表 外部火災…
		…浸水深分布(ケース7) 第1.4.16図 敷地の…	…浸水深分布(ケース7) 第1.4.16図 基準津波4 による浸水深分布(ケース 8) 第1.4.17図 基準津波4 による浸水深分布(ケース 9) 第1.4.18図 基準津波4 による浸水深分布(ケース 10) 第1.4.19図 基準津波5 による浸水深分布(ケース 11) 第1.4.20図 基準津波5 による浸水深分布(ケース 12) 第1.4.21図 基準津波5 による浸水深分布(ケース 13) 第1.4.22図 敷地の…
	下9行	第1.4.17図 海水ポンプ 室浸水防止設備の概要	第1.4.23図 海水ポンプ 室浸水防止設備の概要
	下8行	第1.4.18図 漂流物評価 フロー(構外)	第1.4.24図 漂流物評価 フロー(構外)
	下7行	第1.4.19図 漂流物評価 フロー(構内)	第1.4.25図 漂流物評価 フロー(構内)
	下6行	第1.4.20図 漂流物評価 フロー	第1.4.26図 漂流物評価 フロー
下5行～ 下3行	第1.4.21図 重大事故等 対処施設の津波防護対象 範囲 第1.4.22図 入力津波波	第1.4.27図 重大事故等 対処施設の津波防護対象 範囲 第1.4.28図 特定重大事 故等対処施設の津波防護	

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

頁	行	補正前	補正後
8-目-10	下2行	形 [] 第 1.4.23 図 []	対象範囲 第 1.4.29 図 入力津波波 形 [] 第 1.4.30 図 []
		第 1.4.24 図 []	第 1.4.31 図 [] 第 1.4.32 図 []
	下1行	第 1.4.25 図 特定重大事 故等対処施設の・・・	第 1.4.33 図 特定重大事 故等対処施設の・・・
	上2行	第 1.4.26 図 特定重大事 故等対処施設の津波防護 対象範囲	第 1.4.34 図 基準津波に 対する漂流物評価フロー (構外) 第 1.4.35 図 基準津波に 対する漂流物評価フロー (構内) 第 1.4.36 図 基準津波に 対する漂流物評価フロー
	下2行～ 下1行	第 10.6.1.3.1 図 [] 第 10.13.1.1 図 特定重 大・・・	第 10.6.1.3.1 図 [] 第 10.6.1.3.2 図 [] 第 10.13.1.1 図 特定重 大・・・
8-目-13		(記載変更)	別紙 8-目-1 に変更する。

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

(表)

変更前	変更後
第 1.4.3 表 第 1.4.4 表 第 1.4.5 表 第 1.4.6 表	第 1.4.4 表 第 1.4.5 表 第 1.4.6 表 第 1.4.7 表

(図)

変更前	変更後
第 1.4.16 図 第 1.4.17 図 第 1.4.18 図 第 1.4.19 図 第 1.4.20 図 第 1.4.21 図 第 10.13.1 図	第 1.4.22 図 第 1.4.23 図 第 1.4.24 図 第 1.4.25 図 第 1.4.26 図 第 1.4.27 図 第 10.14.1 図

頁	行	補 正 前	補 正 後
8-1-5	下 7 行	・・・特定重大事故等対処施設は、「1.11.8.1 「実用発電用原子炉・・・	・・・特定重大事故等対処施設は、「1.11.9.1 「実用発電用原子炉・・・
8-1-7	上 4 行	____地中のトレンチ・・・	建屋の地下部及び地中のトレンチ・・・
	下 9 行～ 下 8 行	・・・構成する設備は、「1.11.8.1 「実用発電用原子炉・・・	・・・構成する設備は、「1.11.9.1 「実用発電用原子炉・・・
8-1-21	上 6 行～ 上 7 行	・・・考慮する。 ____ 1.3.1.2 耐震重要度分類	・・・考慮する。 <u>(11) 炉心内の燃料被覆材の放射性物質の閉じ込めの機能については、以下のとおり設計する。</u> <u>弾性設計用地震動による地震力又は静的地震力のいずれか大きい方の地震力に対して、炉心内の燃料被覆材の応答が全体的におおむね弾性状態に留まるように設計する。</u> <u>基準地震動による地震力に対して、放射性物質の閉じ込めの機能に影響を及ぼさないように設計する。</u> 1.3.1.2 耐震重要度分類
8-1-35	上 8 行～ 上 9 行	・・・確認する。 ____ c. 津波防護施設・・・	・・・確認する。 <u>(d) 燃料被覆材</u> <u>炉心内の燃料被覆材の放射性物質の閉じ込めの機能については、以下のとおり確認する。</u> <u>通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時に生じるそれぞれの荷重と、弾</u>

頁	行	補 正 前	補 正 後
8-1-38	下 12 行～ 下 11 行	…耐震設計における動的地震力又は静的地震力に対する…	<p>性設計用地震動による地震力又は静的地震力のいずれか大きい方の地震力を組み合わせた荷重条件に対して、炉心内の燃料被覆材の応答が全体的におおむね弾性状態に留まることを確認する。</p> <p>通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時に生じるそれぞれの荷重と基準地震動による地震力を組み合わせた荷重条件により塑性ひずみが生じる場合であっても、その量が小さなレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有し、放射性物質の閉じ込めの機能に影響を及ぼさないことを確認する。</p> <p>c. 津波防護施設…</p>
	下 3 行～ 下 2 行	…耐震設計を行う。なお、 <u> </u> 特定重大事故等対処施設…	…耐震設計を行う。なお、 <u>原子炉補助建屋等への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる重大事故等は、人為的な事象であり地震との確率論的な組合せの議論は困難であるが、特定重大事故等対処施設…</u>
8-1-39	上 4 行	…作用する荷重と <u> </u> 地震力とを…	…作用する荷重と基準地震動 S_s 又は弾性設計用地震動 S_d に相当する地震力

頁	行	補 正 前	補 正 後
	上 13～ 上 14 行	・・・間接支持構造物は、__ __特定重大事故等対処施設・・・	とを・・・ ・・・間接支持構造物は、 <u>耐震構造</u> であることから、 <u>特定重大事故等対処施設</u> ・・・
	下 11 行～ 下 10 行		
	下 8 行～ 下 7 行		
	下 3 行～ 下 2 行		

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

頁	行	補 正 前	補 正 後
8-1-40	上 6 行～ 上 7 行	…とどまることを確認する。 ____	…とどまることを確認する。 <u>静的地震力は、水平地震力と鉛直地震力が同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。</u>
8-1-41	下 7 行	特定重大事故等対処施設 ____ の耐震設計における…	特定重大事故等対処施設 <u>及び特定重大事故等対処施設の機能を維持するために必要な間接支持構造物</u> の耐震設計における…
8-1-44	上 6 行	…建物・構築物 ____ については…	…建物・構築物 <u>及び特定重大事故等対処施設を支持する建物・構築物</u> については…
	上 9 行	…建物・構築物 ____ については…	…建物・構築物 <u>及び特定重大事故等対処施設を支持する建物・構築物</u> については…
	下 11 行	…建物・構築物 ____ については…	…建物・構築物 <u>及び特定重大事故等対処施設を支持する建物・構築物</u> については…
8-1-47 ～ 8-1-48	下 5 行～ 上 3 行	…よいものとする。 <u>(d) 特定重大事故等対処施設を支持する建物・構築物の当該部分の支持機能を確認する場合においては、特定重大事故等対処施設</u>	…よいものとする。 (4) 許容限界

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

頁	行	補正前	補正後
		<p><u>設に適用する地震力と常時作用している荷重、重大事故等（原子炉補助建屋等への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる重大事故等を除く。）の状態</u>で施設に作用する荷重及びその他必要な荷重とを組み合わせる。</p> <p>(4) 許容限界</p>	
8-1-49	下 1 行	<p>また、特定重大事故等対処施設の _____ 間接支持構造物・・・</p>	<p>また、特定重大事故等対処施設の<u>機能を維持するために必要な</u>間接支持構造物・・・</p>
8-1-53	上 14 行～ 上 15 行	<p>・・・T.P. +3.5m である。</p> <p>_____</p> <p>b. 敷地における施設の位置・・・</p>	<p>・・・T.P. +3.5m である。</p> <div style="border: 1px solid black; height: 80px; width: 100%;"></div> <p>b. 敷地における施設の位置・・・</p>
8-1-57	下 12 行～ 下 11 行	<p>・・・<u>遡上域や津波水位を保守的に想定するために</u>、これらの・・・</p>	<p>・・・<u>遡上域や津波水位が保守的な評価となるように</u>、これらの・・・</p>
	下 10 行	<p>・・・第 1.4.2 表 _____ に示す。</p>	<p>・・・第 1.4.2 表 <u>及び</u> 第 1.4.3 表に示す。</p>
	下 2 行	<p><u>基準津波の最高水位分布</u>・・・</p>	<p><u>第 1.4.2 表の検討ケースによる最高水位分布</u>・・・</p>
	下 1 行	<p>・・・第 1.4.15 図に示す。 _____ 遡上高さ・・・</p>	<p>・・・第 1.4.15 図に示す。<u>また、第 1.4.3 表の検討ケースによる最高水位分布を第 1.4.16 図～第 1.4.21 図に示す。</u>遡上高さ・・・</p>

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

頁	行	補 正 前	補 正 後
8-1-58	上 2 行	…となっている。 ____	…となっている。 (第 1.4.2 図～第 1.4.15 図は変更前の記載に同じ)
8-1-59	下 10 行	…設置目的を第 1.4.3 表に示す。 …	…設置目的を第 1.4.4 表に示す。 …
	下 9 行～	…第 1.4.16 図に示す。 ____	…第 1.4.22 図に示す。(第 1.4.4 表及び第 1.4.22 図は変更前の記載に同じ)
8-1-60	下 12 行	…第 1.4.4 表に示す。 …	…第 1.4.5 表に示す。 …
	下 11 行	…可能性はない。 ____	…可能性はない。(第 1.4.5 表は変更前の記載に同じ)
	下 3 行	…第 1.4.16 図に示す…	…第 1.4.22 図に示す…
	下 1 行	…第 1.4.5 表に示す。 ____	…第 1.4.6 表に示す。(第 1.4.22 図及び第 1.4.6 表は変更前の記載に同じ)
8-1-61	上 14 行	…第 1.4.17 図に示す。 ____	…第 1.4.23 図に示す。(第 1.4.23 図は変更前の記載に同じ)
8-1-65	上 7 行	…大津波警報が発令された場合…	…大津波警報が発表された場合…
8-1-66	上 8 行～ 上 9 行	… (第 1.4.18 図～第 1.4.20 図) ____ (b) 抽出された漂流物…	… (第 1.4.24 図～第 1.4.26 図) (第 1.4.24 図～第 1.4.26 図は変更前の記載に同じ) (b) 抽出された漂流物…
	下 10 行	…津波警報等発令時には緊急退避…	…津波警報等発表時には緊急退避…

頁	行	補正前	補正後
8-1-68	上1行	第1.4.6表を変更する。 第1.4.6表以外…	第1.4.7表を変更する。 第1.4.7表以外…
	下14行～ 下13行	…(第1.4.21図) _____ 1.4.2.2 敷地の特性…	…(第1.4.27図) (第1.4.27図は変更前の 記載に同じ)
8-1-70	上4行	…第1.4.3表に示す。…	…第1.4.4表に示す。…
	上5行～ 上6行	…第1.4.16図に示す。 (第1.4.3表及び第 1.4.16図は変更前…	…第1.4.22図に示す。 (第1.4.4表及び第 1.4.22図は変更前…
8-1-71	上12行	「1.4.1 設計基準対象 施設の耐津波設計方針」に 同じ。	「1.4.1.1(2)a. 敷地及 び敷地周辺における地形、 標高並びに河川の存在の 把握」に同じ。
	上14行～ 下15行	…建屋及び区画として、 「1.4.1 設計基準対象施 設の耐津波設計方針」で示 した範囲に加え、 []を 設置…	…建屋及び区画として、 「1.4.1.1(2)b. 敷地にお ける施設の位置、形状等の 把握」で示した範囲に加 え、 [] を設置…
	下14行～ 下13行	… []とし て、 []を設置 する(第1.4.26図)。	… []とし て、 [] を設置する。津波防護施 設、浸水防止設備及び津波 監視設備については、 「1.4.1.1(2)b. 敷地にお ける施設の位置、形状等の 把握」で示した内容に加 え、 []として、

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

頁	行	補 正 前	補 正 後
			<div data-bbox="1002 277 1399 353" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> を設置 する。 とし </div> <div data-bbox="1002 360 1399 853" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> て、 <div style="border: 1px solid black; height: 150px; width: 100%;"></div> </div> <div data-bbox="1002 860 1399 898" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> する。 と </div> <div data-bbox="1002 904 1399 1182" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> して、 <div style="border: 1px solid black; height: 100px; width: 100%;"></div> </div>
	下 11 行	「1.4.1 <u>設計基準対象施設の耐津波設計方針</u> 」に同じ。	「1.4.1.1(2)c. <u>敷地周辺の人工構造物の位置、形状等の把握</u> 」に同じ。
	下 9 行～ 下 7 行	<p>…同じ範囲については、 「1.4.1 <u>設計基準対象施設の耐津波設計方針</u>」に同じ。</p> <div data-bbox="582 1644 986 1767" style="border: 1px solid black; height: 55px; width: 100%;"></div>	<p>…同じ範囲については、 「1.4.1.1(3) <u>入力津波の設定</u>」に同じ。</p> <div data-bbox="997 1563 1401 1601" style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 17px;"></div> <div data-bbox="997 1608 1401 1966" style="border: 1px solid black; height: 160px; width: 100%;"></div>

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

頁	行	補 正 前	補 正 後
8-1-72			
	下 4 行		
	上 4 行～ 上 7 行		

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

頁	行	補 正 前	補 正 後
8-1-73	下 6 行		
8-1-73	上 6 行～ 上 7 行		
8-1-74	上 12 行		
8-1-74	上 1 行～ 上 4 行		

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

頁	行	補 正 前	補 正 後
	上 5 行		
	上 7 行～ 上 13 行		

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

頁	行	補 正 前	補 正 後
	上 13 行～ 上 14 行		
	上 14 行		
	下 10 行	…以下の(1)～(4)のとおりである。	…以下の(1)～(5)のとおりである。
	下 8 行～ 下 7 行	…除く。下記(2)において同じ。) …	…除く。下記(3)において同じ。) …
	下 5 行～ 下 4 行	…設計とする。	…設計とする。
	下 3 行～ 下 2 行		
8-1-74 ～ 8-1-75	下 2 行～ 上 2 行		
8-1-75	上 2 行～ 上 4 行		

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

頁	行	補 正 前	補 正 後
	上 6 行		
	上 8 行～ 上 11 行		
	下 15 行～ 下 14 行		

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

頁	行	補 正 前	補 正 後
8-1-76	下 12 行		
	下 8 行～ 下 6 行		
	下 3 行～ 下 1 行		
	上 1 行～ 上 4 行		

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

頁	行	補 正 前	補 正 後
8-1-77			
	上 6 行	(2) <u>(1)の方針のほか…</u>	(2) <u>取水・放水施設及び地下部等において、漏水する可能性を考慮の上、漏水による浸水範囲を限定して、原子炉補助建屋等への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対してその重大事故等に対処するために必要な機能への影響を防止できる設計とする。</u> (3) <u>上記 2 方針のほか…</u>
	上 9 行	(3) 	(4)
	上 12 行	(4) <u>津波監視設備について…</u>	(5) <u>津波監視設備について…</u>
	下 10 行	<u>設計基準対象施設の津波防護対象設備…</u>	<u>特定重大事故等対処施設の津波防護対象設備…</u>
下 5 行～ 下 4 行	… <u>損傷箇所から海水ポンプエリア等への津波の流入…</u>	… <u>損傷箇所から制御建屋等への津波の流入…</u>	
上 2 行			

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

頁	行	補 正 前	補 正 後
	上 5 行	・・・津波監視カメラ、____ 海水ポンプ室・・・	・・・津波監視カメラ、____ ____、海水ポンプ 室・・・
	上 5 行～ 上 6 行	・・・防潮堤に潮位計____を 設置する。	・・・防潮堤に潮位計、____ ____を設置する。
	上 7 行～ 上 8 行	・・・津波防護対策として、 ____	・・・津波防護対策として、 ____
	上 8 行	____の壁貫通 部____に貫通部止水処 置・・・	____の地上境界貫通部に貫 通部止水処置・・・
	上 10 行～ 上 11 行	・・・第 1.4.3 表及び第 1.4.9 表に示す。・・・	・・・第 1.4.4 表及び第 1.4.10 表に示す。・・・
	上 11 行～ 上 12 行	・・・第 1.4.16 図及び第 1.4.25 図に示す。	・・・第 1.4.22 図及び第 1.4.33 図に示す。

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

頁	行	補正前	補正後
8-1-78	下12行	[Redacted]	[Redacted]
	下8行～ 下6行	[Redacted]	[Redacted]
	下5行	[Redacted]	[Redacted]
	下5行～ 下1行	[Redacted] <u>遡上波の地上部からの到達防止に当たっての検討は、「1.4.1 設計基準対象施設の耐津波設計方針」を適用する。</u> (2) 取水路、放水路等…	[Redacted] (2) 取水路、放水路等…
	上1行～ 上5行	<u>取水路、放水路等の経路から、津波が流入する可能性のある経路(扉、開口部、貫通口等)を特定し、必要に応じて実施する浸水対策については「1.4.1 設計基準対象施設の耐津波設計方針」を適用する。</u> — 1.4.3.4 特定重大事故等対	[Redacted] <u>敷地への津波流入については、取水口、屋外排水路及び防潮堤貫通部の経路からの流入の可能性はあるが、各々の流入経路特定結果及び必要に応じて実施する浸水対策については「1.4.1.3 (2) 取水路、放水路等の経路からの津波の流入防止」</u>

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

頁	行	補 正 前	補 正 後
		処施設・・・	<p>を適用する。</p> <div data-bbox="995 315 1404 831" style="border: 1px solid black; height: 230px; margin-bottom: 10px;"></div> <p>1.4.3.4 漏水による原子炉補助建屋等への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対してその重大事故等に対処するために必要な機能への影響防止（外郭防護2）</p> <p>(1) 漏水対策</p> <div data-bbox="995 1182 1404 1272" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">敷地について</div> <p>は、「1.4.1.4 (1) 漏水対策」を適用する。</p> <div data-bbox="995 1352 1404 1682" style="border: 1px solid black; height: 147px; margin-bottom: 10px;"></div> <p>(2) 原子炉補助建屋等への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対してその重大事故等に対処するために必要な機能への影響確認</p> <div data-bbox="995 1928 1404 1964" style="border: 1px solid black; height: 16px;"></div>

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

頁	行	補 正 前	補 正 後
			<div data-bbox="1002 280 1398 436" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">敷地については、「1.4.1.4 (2) 安全機能への影響確認」を適用する。</div> <div data-bbox="1002 443 1398 645" style="border: 1px solid black; height: 90px;"></div> <div data-bbox="1008 651 1375 685" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">(3) 排水設備設置の検討</div> <div data-bbox="1002 694 1398 891" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">敷地については、「1.4.1.4 (3) 排水設備設置の検討」を適用する。</div> <div data-bbox="1002 898 1398 1099" style="border: 1px solid black; height: 90px;"></div>
	上 8 行～ 上 9 行	浸水防護重点化範囲として、「1.4.1 設計基準対象施設の耐津波設計方針」で示した範囲…	1.4.3.5 特定重大事故等対処施設… 浸水防護重点化範囲として、「1.4.1.5(1) 浸水防護重点化範囲の設定」で示した範囲…
	上 12 行～ 上 13 行	…同じ範囲については、「1.4.1 設計基準対象施設の耐津波設計方針」を適用する。	…同じ範囲については、「1.4.1.5(2) 浸水防護重点化範囲の境界における浸水対策」を適用する。
	下 14 行～ 下 13 行	…浸水経路がない設計とする。	…浸水経路がない設計とし、 <div data-bbox="1002 1720 1398 1966" style="border: 1px solid black; height: 110px;"></div>

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

頁	行	補正前	補正後
			設計とする。
	下 12 行	1. 4. 3. 5	1. 4. 3. 6
	下 9 行～ 下 8 行		
	下 5 行～ 下 4 行		
	下 3 行		
	下 2 行		
8-1-78 ～ 8-1-79	下 1 行～ 上 1 行		
8-1-79	上 5 行		
	上 5 行～ 上 7 行		

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

頁	行	補 正 前	補 正 後
	上 9 行		
	上 10 行～ 上 11 行		
	上 12 行～ 上 14 行		
	下 13 行～ 下 12 行		
	下 11 行～ 下 10 行		
	下 5 行～ 下 3 行		
		1. 4. 3. 6 津波監視	

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

頁	行	補 正 前	補 正 後

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

頁	行	補 正 前	補 正 後

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

頁	行	補 正 前	補 正 後
	下 2 行～ 下 1 行	<p>…津波監視設備の機能__ __については、「1.4.1 設計基準対象施設の耐津 波設計方針」を適用する。 ——</p>	<div data-bbox="995 271 1404 528" style="border: 1px solid black; height: 115px; width: 100%;"></div> <p>1.4.3.7 津波監視</p> <p>…津波監視設備の機能の うち、 敷地に設置 されるものについては、 「1.4.1.7 津波監視」を適 用する。</p> <div data-bbox="995 891 1404 1962" style="border: 1px solid black; height: 478px; width: 100%;"></div>

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

頁	行	補 正 前	補 正 後
8-1-96	上 1 行	…については、「 <u>1.11.7.1</u> 「 <u>実用発電用原子炉</u> …	…については、「 <u>1.11.9.1</u> 「 <u>実用発電用原子炉</u> …
8-1-114	下 13 行～ 下 12 行	…所内用水系を隔離する 運用により…	…所内用水系を隔離等の 運用により…
8-1-146	上 10 行～ 上 12 行	…設置すること及び <u>「1.5.2.2.1.1(1) 漏えい 防止、拡大防止」の基本方 針を適用することにより、 竜巻による火災発生防 止</u> …	…設置することにより、 竜巻による火災発生防 止…
8-1-156	下 1 行	…の基本方針を適用す る。――	…の基本方針を適用す る。ただし、「 <u>1.5.1.5.3 蓄電池室</u> 」の「 <u>中央制御室</u> 」 は、「 <u>中央制御室又は緊急 時制御室</u> 」に読み替える。
8-1-176	上 9 行～ 上 10 行	…所内用水系を隔離する 運用により…	…所内用水系を隔離等の 運用により…
8-1-198	上 2 行	1.11.8 発電用原子炉設置 変更…	1.11.9 発電用原子炉設置 変更…

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

頁	行	補 正 前	補 正 後
8-1-198 と 8-1-199 の間	下 2 行	1. 11. <u>8</u> . 1 「実用発電用原子炉… (記載の追加)	1. 11. <u>9</u> . 1 「実用発電用原子炉… 別紙 8-1-1 を追加する。
8-1-203	上 4 行	…間接支持構造物は、 — —	…間接支持構造物は、
	上 7 行		
	上 10 行		
	上 15 行		

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

頁	行	補 正 前	補 正 後
8-1-206			
	下 13 行	…算定する。 ____	…算定する。 <u>また、静的地震力は、水平地震力と鉛直地震力が同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。</u>
	上 5 行～ 上 8 行	<u>基準津波は、最新の科学的・技術的知見を踏まえ、波源海域から敷地周辺までの海底地形、地質構造、地震活動性等の地震学的見地から想定することが適切なものとして策定する。</u> 入力津波は…	<u>基準津波の策定に関しては、第五条の「適合のための設計方針」を適用する。</u> 入力津波は…
	下 14 行	…また、 <u>取水路、放水路</u> 等…	…また、 <u>取水路及び放水路</u> 等…
	下 12 行 下 11 行	<div data-bbox="582 1637 986 1727" style="border: 1px solid black; height: 40px; width: 100%;"></div> <div data-bbox="582 1850 986 1939" style="border: 1px solid black; height: 40px; width: 100%;"></div>	<div data-bbox="1002 1637 1401 1805" style="border: 1px solid black; height: 75px; width: 100%;"></div> <div data-bbox="1002 1850 1401 1939" style="border: 1px solid black; height: 40px; width: 100%;"></div>

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

頁	行	補 正 前	補 正 後
8-1-206	下 10 行～ 下 8 行		
	下 7 行～ 下 5 行		
	下 3 行		
	下 2 行～		

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

頁	行	補 正 前	補 正 後
～ 8-1-207	上 2 行		
8-1-207	上 7 行～ 上 8 行		
	上 9 行～ 上 10 行		
	上 13 行～ 上 15 行		
	下 13 行～ 下 11 行		
	下 10 行～ 下 8 行		

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

頁	行	補 正 前	補 正 後
8-1-208			
	下 7 行～ 下 6 行	<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 15px; margin-bottom: 5px;"></div> <p>(2) (1) _____ に規定するもののほか・・・</p>	<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 15px; margin-bottom: 5px;"></div> <p>(2) <u>取水・放水施設及び地下部等において、漏水する可能性を考慮の上、漏水による浸水範囲を限定し、原子炉補助建屋等への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対してその重大事故等に対処するために必要な機能への影響を防止する設計とする。</u> (3) (1) (2) に規定するもののほか・・・</p>
	上 3 行	(3) <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 15px;"></div>	(4) <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 15px;"></div>
	上 7 行～ 上 9 行	<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 15px;"></div>	<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 15px;"></div>

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。


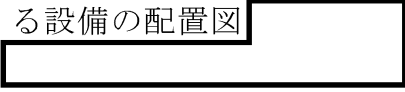
頁	行	補 正 前	補 正 後
	上 11 行～ 上 12 行		
	上 14 行	(4) 津波防護施設及び…	(5) 津波防護施設及び…
	下 11 行	(5) 津波防護施設、浸水防止設備…	(6) 津波防護施設、浸水防止設備…
	下 8 行～ 下 7 行	… (洗掘、砂移動、漂流物等) <u>及び</u> 自然条件(積雪、風荷重等) …	… (洗掘、砂移動、漂流物等) <u>並びに</u> 自然条件(積雪、風荷重等) …
	下 6 行	(6) 津波防護施設、浸水防止設備…	(7) 津波防護施設、浸水防止設備…
8-1-209	下 1 行	…設計とする。 _____	…設計とする。 <u>3. 重大事故等対処施設 (特定重大事故等対処施設及び蓄電池 (3系統目) を除く。) について</u> <u>基準津波に対して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。</u> <u>なお、造成する敷地を考慮した場合においても耐津</u>

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

頁	行	補正前	補正後
			<u>波評価への影響はない。</u>
8-1-213	下9行	…特定重大事故等対処施設は、「1.11.8.1」 <u>「実用発電用原子炉…</u>	…特定重大事故等対処施設は、「1.11.9.1」 <u>「実用発電用原子炉…</u>
8-1-215	上3行	<u>地中のトレンチ…</u>	<u>建屋の地下部及び地中のトレンチ…</u>
	下10行～ 下9行	…構成する設備は、「1.11.8.1」 <u>「実用発電用原子炉…</u>	…構成する設備は、「1.11.9.1」 <u>「実用発電用原子炉…</u>
8-1-228	上8行～ 上9行	…適合性については、「1.11.8.1」 <u>「実用発電用原子炉施設…</u>	…適合性については、「1.11.9.1」 <u>「実用発電用原子炉施設…</u>
8-1-229	上7行～ 上8行	…設計基準事故対処設備 <u>を</u> 設置若しくは保管…	…設計基準事故対処設備の <u>安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、設計基準事故対処設備を</u> 設置若しくは保管…
	下11行	…記載する。風（台風） <u>及び竜巻のうち風荷重…</u>	…記載する。風（台風） <u>のうち風荷重…</u>
	下5行～ 下4行	…蓄電池（3系統目）は、「1.11.8.1」 <u>「実用発電用原子炉…</u>	…蓄電池（3系統目）は、「1.11.9.1」 <u>「実用発電用原子炉…</u>
8-1-231	上9行～ 上10行	…系統構成をすること <u>及び通常時の系統構成…</u>	…系統構成をすること <u>並びに通常時の系統構成…</u>
8-1-232	上13行	…環境圧力、 <u>湿度による影響…</u>	…環境圧力 <u>及び湿度による影響…</u>
	下2行～ 下1行	…考慮して、機能を <u>損なわない</u> 設計とする。	…考慮して、機能を <u>損なうことのない</u> 設計とする。

頁	行	補正前	補正後
8-1-238	上4行	・・・耐震設計に____いては・・・	・・・耐震設計に <u>お</u> いては・・・
8-1-251		第1.3.2表 重大事故等対処施設(主要設備)の設備分類(4/9)	別紙8-1-2に変更する。
8-1-252		第1.3.2表 重大事故等対処施設(主要設備)の設備分類(8/9)	別紙8-1-3に変更する。
8-1-253		第1.4.1表 入力津波高さ一覧表	別紙8-1-4に変更する。
8-1-254		第1.4.2表 影響評価の検討ケース	別紙8-1-5に変更する。
8-1-255		第1.4.3表 津波防護対策の設備分類と設置目的	別紙8-1-6に変更する。
8-1-256		第1.4.4表 流入経路特定結果	別紙8-1-7に変更する。
8-1-257		第1.4.5表 各経路からの流入評価結果	別紙8-1-8に変更する。
8-1-258		第1.4.6表 津波防護対象範囲の分類	別紙8-1-9に変更する。
8-1-258 と 8-1-259 の間		(記載の追加)	別紙8-1-10を追加する。
8-1-259		第1.4.7表 入力津波高さ一覧表 	別紙8-1-11に変更する。
8-1-260		第1.4.8表 特定重大事故等対処施設の津波防護対象範囲の分類	(記載の削除)

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

頁	行	補正前	補正後
8-1-261		第 1.4.9 表 特定重大事故等対処施設の津波防護対策の設備分類と設置目的	別紙 8-1-12 に変更する。
8-1-261 と 8-1-262 の間		(記載の追加)	別紙 8-1-13 を追加する。
8-1-271		第 1.1.9.2 図 特定重大事故等対処施設を構成する設備の配置図 	別紙 8-1-14 に変更する。
8-1-272		第 1.1.9.3 図 特定重大事故等対処施設を構成する設備の配置図 	別紙 8-1-15 に変更する。
8-1-307		第 1.4.1 図 入力津波波形(2/2)	別紙 8-1-16 に変更する。
8-1-315 と 8-1-316 の間		(記載の追加)	別紙 8-1-17 を追加する。
		(記載の追加)	別紙 8-1-18 を追加する。
		(記載の追加)	別紙 8-1-19 を追加する。
8-1-316		第 1.4.16 図 敷地の特性に応じた津波防護の概要	別紙 8-1-20 に変更する。
8-1-317		第 1.4.17 図 海水ポンプ室浸水防止設備の概要	別紙 8-1-21 に変更する。
8-1-318		第 1.4.18 図 漂流物評価フロー (構外)	別紙 8-1-22 に変更する。

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

頁	行	補正前	補正後
		第 1.4.19 図 漂流物評価 フロー（構内）	別紙 8-1-22 に変更する。
8-1-319		第 1.4.20 図 漂流物評価 フロー	別紙 8-1-23 に変更する。
8-1-320		第 1.4.21 図 重大事故等 対処施設の津波防護対象 範囲	別紙 8-1-24 に変更する。
8-1-320 と 8-1-321 の間		（記載の追加）	別紙 8-1-25 を追加する。
8-1-321		第 1.4.22 図 入力津波波 形 	別紙 8-1-26 に変更する。
8-1-321 と 8-1-322 の間		（記載の追加）	別紙 8-1-27 を追加する。
8-1-322		第 1.4.23 図 	別紙 8-1-28 に変更する。
8-1-322 と 8-1-323 の間		（記載の追加）	別紙 8-1-29 を追加する。
8-1-323		第 1.4.24 図 	（記載の削除）
8-1-324		第 1.4.25 図 特定重大事 故等対処施設の敷地の特 性に応じた津波防護の概 要	別紙 8-1-30 に変更する。
8-1-325		第 1.4.26 図 特定重大事	（記載の削除）

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

頁	行	補 正 前	補 正 後
8-1-325 と 8-1-326 の間		故等対処施設の津波防護 対象範囲 (記載の追加)	別紙 8-1-31 を追加する。
8-1-326		(記載の追加) 第 1.9.1 図 防火帯設置 図	別紙 8-1-32 を追加する。 別紙 8-1-33 に変更する。

第五条 津波による損傷の防止

設計基準対象施設は、その供用中に当該設計基準対象施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波（以下「基準津波」という。）に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。

適合のための設計方針

基準津波は、最新の科学的・技術的知見を踏まえ、波源海域から敷地周辺までの海底地形、地質構造、地震活動性等の地震学的見地から想定することが適切なものとして策定する。

入力津波は基準津波の波源から各施設・設備の設置位置において算定される時刻歴波形として設定する。

設計基準対象施設は、基準津波に対して安全機能が損なわれるおそれがない設計とする。なお、設計基準対象施設は、造成する敷地を考慮した場合においても耐津波評価への影響はない。

第 1.3.2 表 重大事故等対処施設（主要設備）の設備分類(4/9)

設備分類	定義	主要設備 (〔 〕内は、設計基準事故対処施設を兼ねる設備の耐震重要度分類)
II.常設耐震重要重大事故防止設備		<ul style="list-style-type: none"> ・補助安全注入流量〔S〕 ・補助給水流量〔S〕 ・格納容器内温度〔C〕 ・1次冷却材高温側広域温度〔S〕 ・1次冷却材低温側広域温度〔S〕 ・格納容器内高レンジエリアモニタ（高レンジ）〔S〕 ・格納容器内高レンジエリアモニタ（低レンジ）〔S〕 ・中性子源領域中性子束〔S〕 ・中間領域中性子束〔S〕 ・出力領域中性子束〔S〕 ・格納容器スプレ流量積算〔S〕 ・恒設代替低圧注水ポンプ出口流量積算 ・ATWS緩和設備 ・蓄電池（安全防護系用）〔S〕 ・蓄電池（3系統目） ・ディーゼル発電機〔S〕 ・原子炉トリップしゃ断器〔S〕 ・原子炉トリップスイッチ〔S〕 ・代替所内電気設備分電盤 ・代替所内電気設備変圧器 ・空冷式非常用発電装置 ・格納容器再循環サンプ〔S〕 ・中央制御室遮蔽〔S〕 ・使用済燃料ピット〔S〕 ・制御棒クラスタ〔S〕

第 1.3.2 表 重大事故等対処施設（主要設備）の設備分類(8/9)

設備分類	定義	主要設備 〔 〕内は、設計基準事故対処施設を兼ねる設備の耐震重要度分類)
Ⅲ.常設重大事故緩和設備		<ul style="list-style-type: none"> ・ 使用済燃料ピットエリア監視カメラ ・ 格納容器スプレ流量積算〔S〕 ・ 原子炉下部キャビティ水位 ・ 原子炉格納容器水位 ・ 原子炉下部キャビティ注水ポンプ出口流量積算 ・ 恒設代替低圧注水ポンプ出口流量積算 ・ 蓄電池（安全防護系用）〔S〕 ・ 蓄電池（3系統目） ・ 空冷式非常用発電装置 ・ 代替所内電気設備変圧器 ・ 代替所内電気設備分電盤 ・ 中央制御室遮蔽〔S〕 ・ 緊急時対策所遮蔽 ・ 海水ポンプ室〔C〕 ・ 使用済燃料ピット〔S〕 ・ 衛星電話（固定）〔C〕 ・ 安全パラメータ表示システム（SPDS）〔C〕 ・ SPDS表示装置〔C〕 ・ 静的触媒式水素再結合装置 ・ 静的触媒式水素再結合装置温度監視装置 ・ 原子炉格納容器水素燃焼装置 ・ 原子炉格納容器水素燃焼装置温度監視装置 ・ 加圧器逃がし弁〔S〕

((1/9) ~ (3/9)、(5/9) ~ (7/9) 及び (9/9) は変更前の記載に同じ。)

第 1.4.1 表 入力津波高さ一覧表

水位上昇側					水位下降側
3号炉取水口前	防潮堤（内陸側）	1,2号炉放水口前	3号炉放水口前	あご越え	3号炉取水口前
T.P.+4.0m (T.P.+4.2m)	T.P.+3.7m (T.P.+4.0m)	T.P.+4.7m (T.P.+5.0m)	T.P.+3.6m (T.P.+3.9m)	T.P.+4.5m (T.P.+4.8m)	T.P.-2.4m (T.P.-2.7m)

() 内はばらつき及び美浜発電所と敦賀検潮所との潮位差を考慮した入力津波であり、ばらつきとして、①潮位のばらつき(上昇側:0.15m、下降側:0.16m)、②入力津波の数値計算上のばらつきを考慮し安全側に評価している。さらに、水位下降側は満潮位計算で得られた最低水位との差分を考慮している。

第 1.4.2 表 基準津波 1 による影響評価の検討ケース

解析条件	計算条件	①敷地外構造物		②放水路内の貝付着	③地盤変状	④敷地内構造物	
		栈橋	丹生大橋			外周防潮堤	建物・構造物
		あり/なし	あり/なし			あり/なし	あり/なし
設定条件	不透透構造として考慮	— (栈橋のモデルに包含)	【粗度係数】 貝付着あり0.02 貝付着なし0.015	【陸域】 0~2.5mの範囲で傾斜 させて沈下量を設定 【海域】 1.5mの沈下量を設定	外周防潮堤のうち防護 壁部を考慮する。	概ね50m ² 以上の建物構 造物を考慮	
基準 津波 1	ケース 1	なし	なし	あり	なし	なし	なし
	ケース 2	あり	なし	あり	なし	なし	なし
	ケース 3	なし	なし	なし	なし	なし	なし
	ケース 4	なし	なし	なし	あり	なし	なし
	ケース 5	なし	なし	なし	あり	あり	なし
	ケース 6	なし	なし	なし	あり	なし	あり
	ケース 7	なし	なし	なし	あり	あり	あり

第 1.4.3 表 基準津波 4 及び基準津波 5 による影響評価の検討ケース

解析条件	計算条件	①敷地外構造物		②地盤変状
		栈橋	丹生大橋	
		あり/なし	あり/なし	
設定条件	不透透構造として考慮	— (栈橋のモデルに包含)	【陸域】 0~2.5mの範囲で傾斜 させて沈下量を設定 【海域】 1.5mの沈下量を設定	
基準 津波 4	ケース 8	なし	なし	なし
	ケース 9	あり	なし	なし
	ケース 10	あり	なし	あり
基準 津波 5	ケース 11	なし	なし	なし
	ケース 12	あり	なし	なし
	ケース 13	なし	なし	あり

第 1.4.4 表 津波防護対策の設備分類と設置目的

津波防護対策		設備分類	設置目的
防潮堤		津波防護施設	基準津波による遡上波が浸水防護重点化範囲に到達することを防止する。
屋外排水路 逆流防止設備			屋外排水路からの津波流入により浸水防護重点化範囲に到達することを防止する。
海水ポンプ室浸水防止蓋		浸水防止設備	海水ポンプ室床面からの津波流入による海水ポンプエリアへの流入を防止する。
海水ポンプエリア止水壁			屋外の循環水管の損傷箇所からの溢水及び損傷箇所を介しての津波の流入による溢水に対して、浸水防護重点化範囲への流入を防止する。
海水管トレンチ浸水防止蓋			
タービン建屋及び制御建屋と中間建屋との境界	水密扉		地震によるタービン建屋内の循環水管損傷や2次系設備及び屋外タンクの損傷に伴う溢水及び損傷箇所を介しての津波の流入による溢水に対して、浸水防護重点化範囲への流入を防止する。
	建屋貫通部 止水処置		
ディーゼル建屋	水密扉		屋外の循環水管の損傷箇所からの溢水及び損傷箇所を介しての津波の流入による溢水に対して、浸水防護重点化範囲への流入を防止する。
	建屋貫通部 止水処置		
防潮堤貫通部止水処置			防潮堤のケーブル貫通部からの津波流入による浸水防護重点化範囲に流入することを防止する。
海水ポンプエリア止水壁 貫通部止水処置			海水ポンプエリア止水壁貫通部からの、浸水防護重点化範囲への津波の流入を防止する。
津波監視カメラ			津波監視設備
潮位計			

第 1.4.5 表 流入経路特定結果

		流入経路
取水口	海水系	海水ポンプ室、海水管、海水管トレンチ
	循環水系	循環水ポンプ室、循環水管
屋外排水路		排水路
防潮堤貫通部		取水口ケーブル貫通部、主変圧器 O F ケーブル貫通部、起動変圧器 O F ケーブル貫通部、予備変圧器ケーブル貫通部、原水ポンプ室行きケーブル貫通部、2, 3号連絡ケーブル貫通部

第 1.4.6 表 各経路からの流入評価結果

流入経路 ^{※1}		入力津波高さ	許容津波高さ ^{※2}	裕度	評価	
取水口	海水系	T.P.+3.0m	T.P.+4.2m (3号炉取水口前)	T.P.+6.0m	1.8m	流入しない
	循環水系	T.P.+3.5m	T.P.+4.2m (3号炉取水口前)	T.P.+6.0m	1.8m	流入しない
屋外排水路		T.P.+1.1m	T.P.+4.2m (3号炉取水口前)	T.P.+6.0m	1.8m	流入しない
防潮堤貫通部		T.P.+3.5m 以下	T.P.+4.2m (3号炉取水口前)	T.P.+6.0m	1.8m	流入しない
			T.P.+4.0m (防潮堤(内陸側))	T.P.+5.5m	1.5m	流入しない

※1 津波防護施設、浸水防止設備設置前の高さを示す。

※2 津波防護施設、浸水防止設備設置後の高さを示す。

第 1.4.7 表 津波防護対象範囲の分類

津波防護対象範囲	説明	対象
(1) 設計基準対象施設の津波防護対象範囲（重大事故等対処施設含む）	重大事故等対処施設の津波防護対象設備を内包する建屋及び区画と設計基準対象施設の津波防護対象設備を内包する建屋及び区画が同一範囲	原子炉格納施設、原子炉補助建屋（補助建屋、制御建屋、中間建屋、ディーゼル建屋及び燃料取扱建屋）、燃料油貯蔵タンク、海水ポンプエリア、海水管トレンチ、燃料取替用水タンク及び復水タンク
(2) 可搬型重大事故等対処設備の津波防護対象範囲	(1)を除く可搬型重大事故等対処設備を内包する建屋及び区画	泡混合器、可搬式代替低圧注水ポンプ、送水車、軽油用ドラム缶、シルトフェンス、スプレイヘッダ、大容量ポンプ、大容量ポンプ（放水砲用）、タンクローリー、可搬式オイルポンプ、電源車、電源車（緊急時対策所用）、電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）、緊急時対策所非常用空気浄化ファン、緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット、空気供給装置、ブルドーザ、放水砲及び油圧ショベル
(3) 重大事故等対処施設のみ の津波防護対象範囲	(1)(2)を除く重大事故等対処施設の津波防護対象設備を内包する建屋及び区画	空冷式非常用発電装置、緊急時対策所及び蓄電池（3系統目）
(4) 津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備	津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備については、入力津波に対して機能を保持できることが必要	防潮堤、屋外排水路逆流防止設備、海水ポンプエリア止水壁、中間建屋水密扉、制御建屋水密扉、ディーゼル建屋水密扉、海水ポンプ室浸水防止蓋、海水管トレンチ浸水防止蓋、防潮堤貫通部止水処置、海水ポンプエリア止水壁貫通部止水処置、建屋貫通部止水処置、津波監視カメラ及び潮位計

第 1.4.8 表 特定重大事故等対処施設の津波防護対象範囲の分類

津波防護対象範囲	説明	対象
<p>(3)津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備</p>	<p>津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備については、入力津波に対して機能を保持できることが必要</p>	<p>防潮堤、屋外排水路逆流防止設備、海水ポンプエリア止水壁、中間建屋水密扉、制御建屋水密扉、ディーゼル建屋水密扉、海水ポンプ室浸水防止蓋、海水管トレンチ浸水防止蓋、防潮堤貫通部止水処置、海水ポンプエリア止水壁貫通部止水処置、建屋貫通部止水処置、津波監視カメラ、潮位計、</p> <div data-bbox="1008 1482 1420 1715" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>貫通部止水処置</p> </div>

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

第 1.4.9 表 入力津波高さ一覧表

--

()内はばらつき及び美浜発電所と敦賀検潮所との潮位差を考慮した入力津波であり、ばらつきとして、①潮位のばらつき(上昇側:0.15m、下降側:0.16m)、②入力津波の数値計算上のばらつきを考慮し安全側に評価している。

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

第 1.4.10 表 特定重大事故等対処施設の津波防護対策の設備分類と設置目的

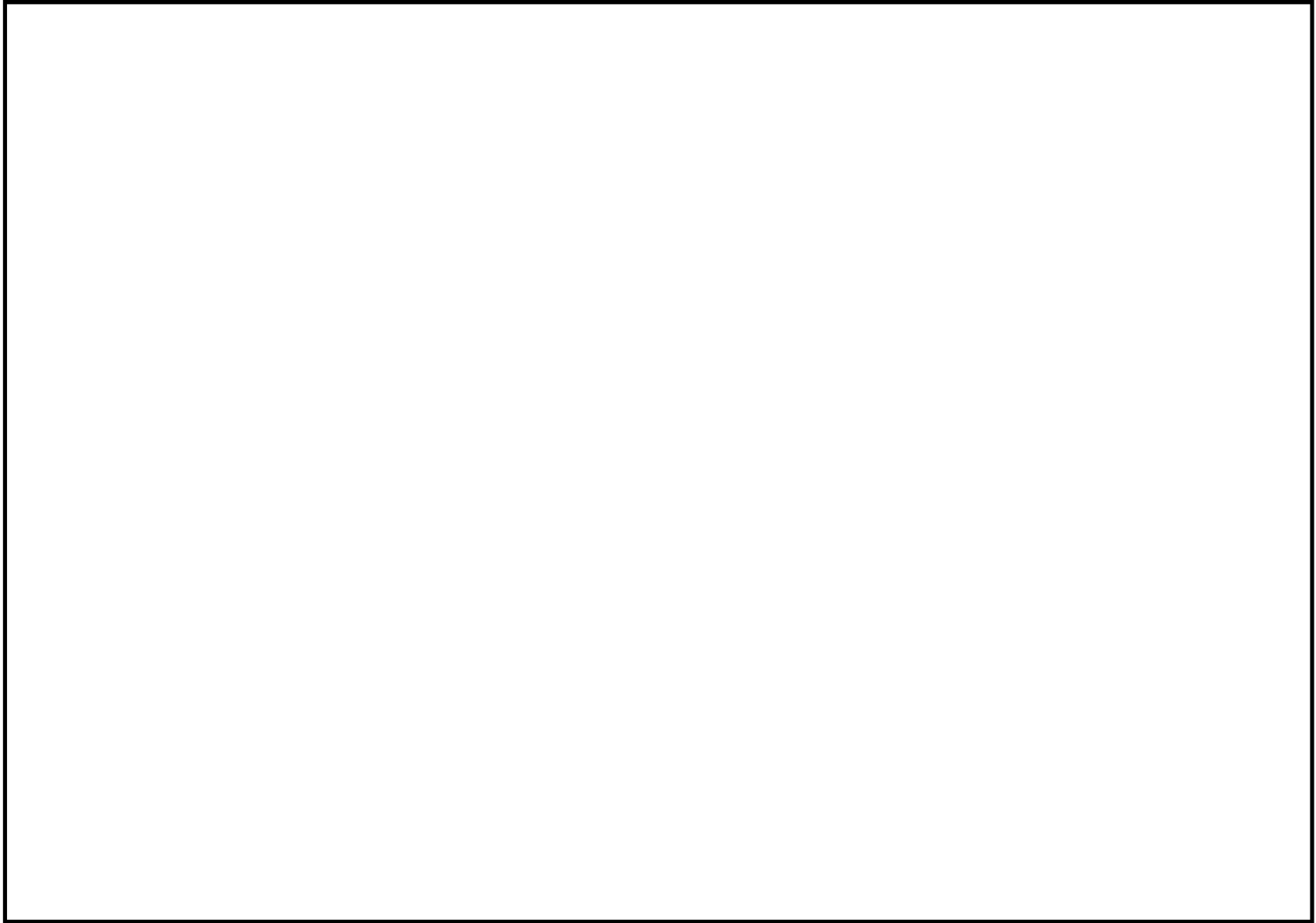
津波防護対策	設備分類	設置目的
[]	津波防護施設	[]
[]	浸水防止設備	[] から基準津波を一定程度超える津波が浸水防護重点化範囲へ流入することを防止する。
貫通部止水処置		[] の壁貫通部並びに [] 貫通部から基準津波を一定程度超える津波が浸水防護重点化範囲へ流入することを防止する。

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

第 1.4.11 表 各経路からの流入評価結果

--

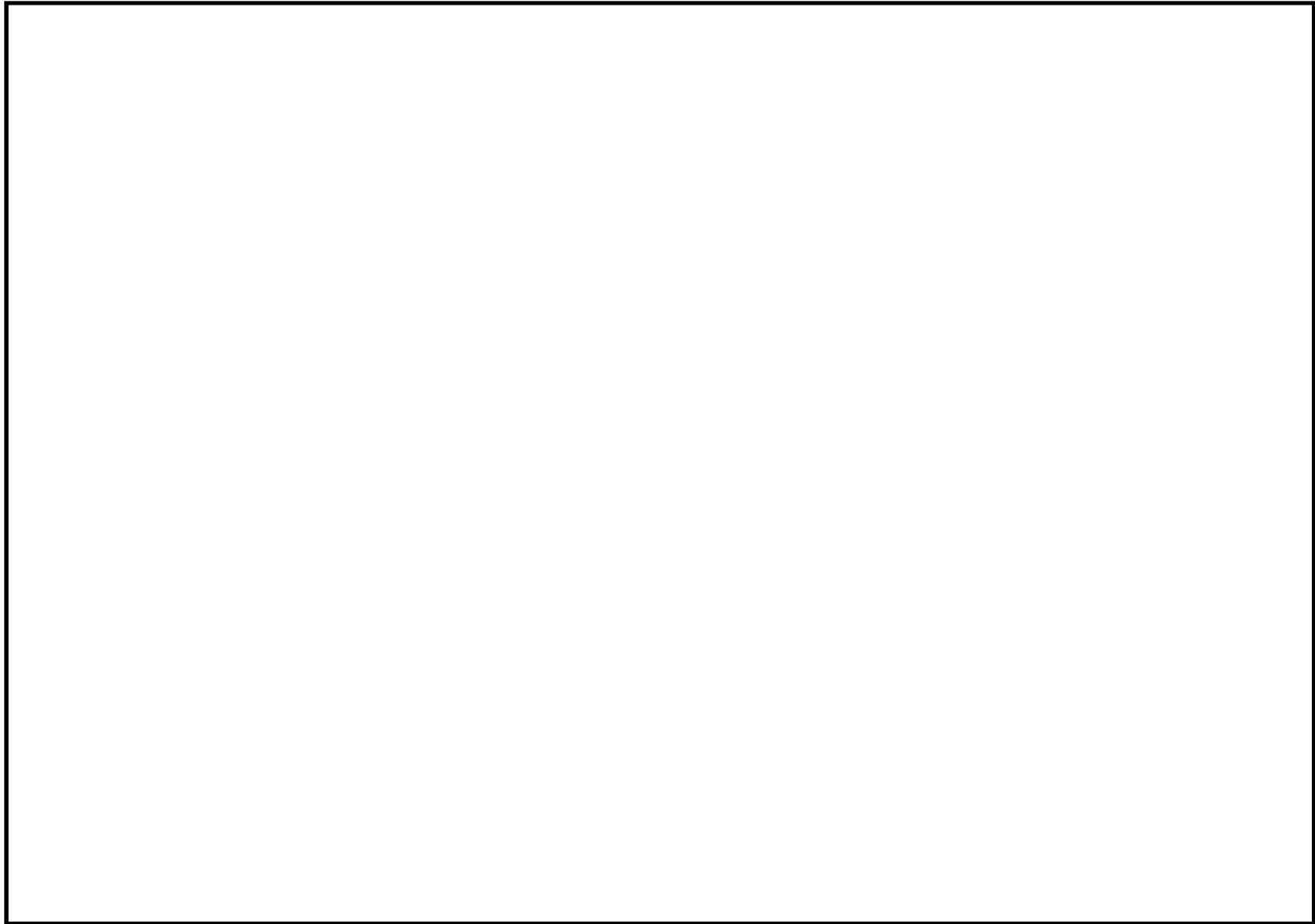
枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。



第 1.1.9.2 図 特定重大事故等対処施設を構成する設備の配置図

[Redacted]

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。



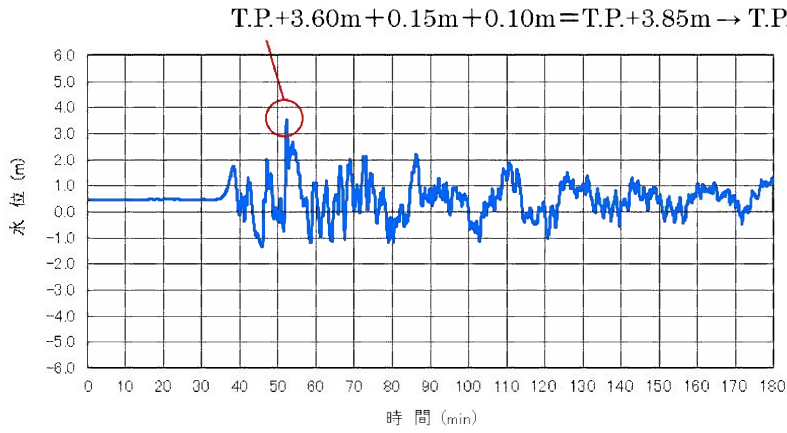
第 1.1.9.3 図 特定重大事故等対処施設を構成する設備の配置図

[Redacted]

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

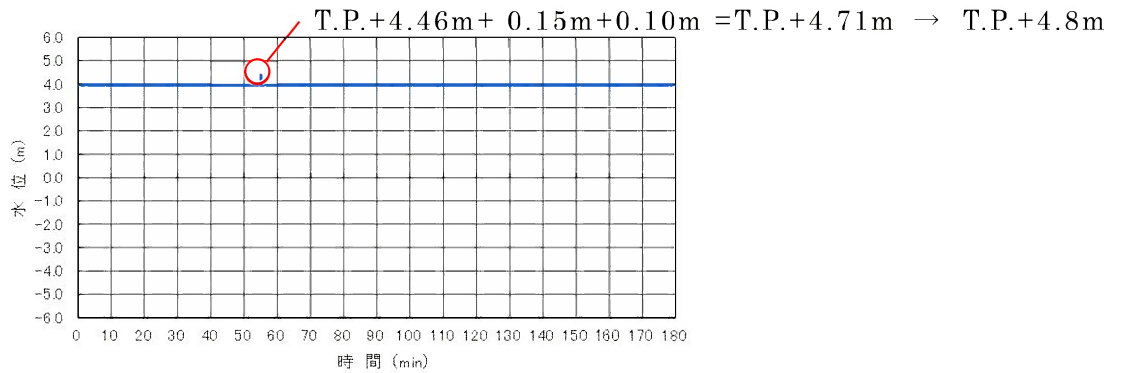
3号炉放水口前

(若狭海丘列付近断層と隠岐トラフ海底地すべり (エリア B) の組合せ)



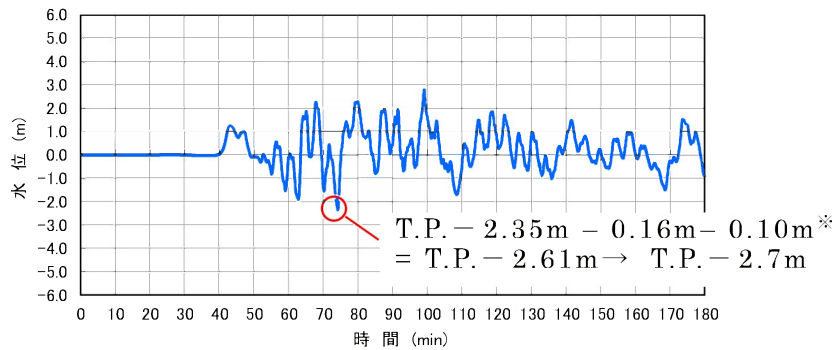
あご越え

(若狭海丘列付近断層と隠岐トラフ海底地すべり (エリア B) の組合せ)



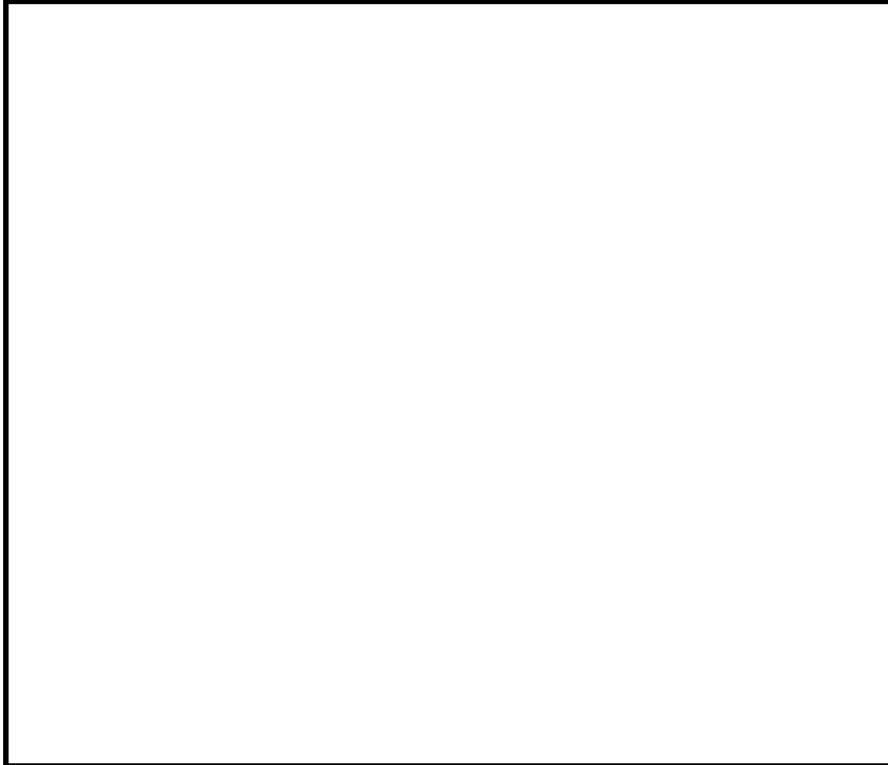
3号炉取水口前 (水位下降側)

(若狭海丘列付近断層と隠岐トラフ海底地すべり (エリア C) の組合せ)

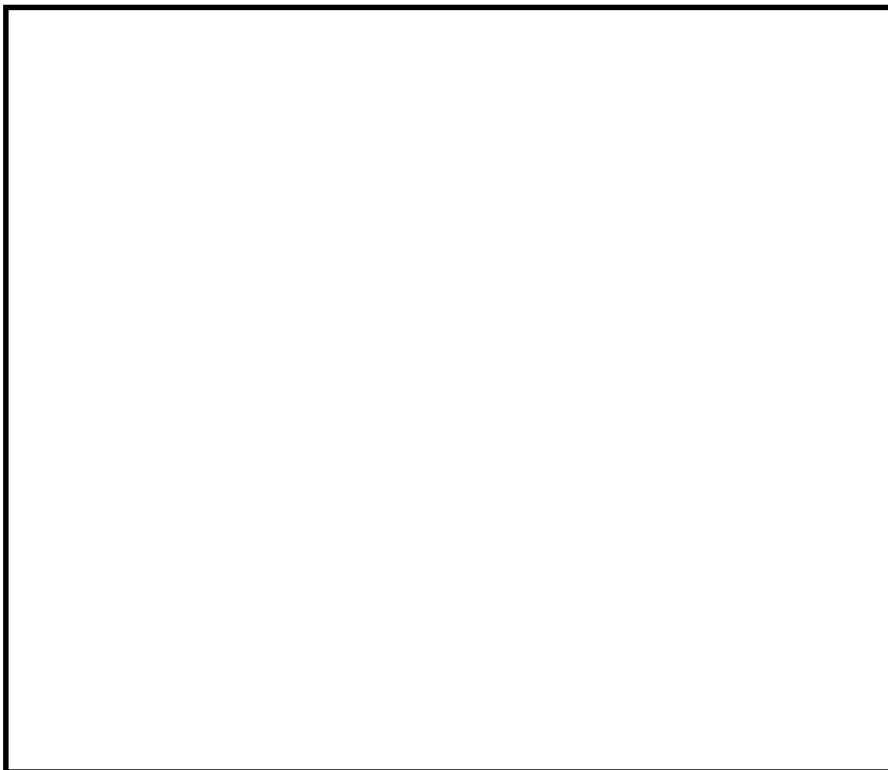


※満潮位計算 (水位上昇側) で得られた最低水位との差分 0.10m を考慮

第 1.4.1 図 入力津波波形(2/2)

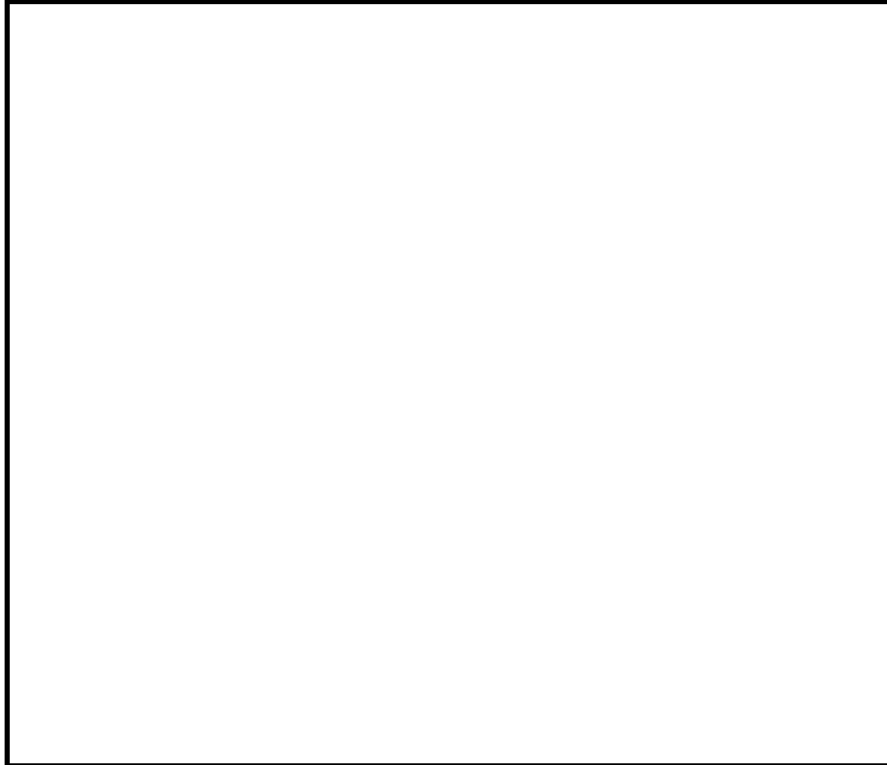


第 1.4.16 図 基準津波 4 による最高水位分布 (ケース 8)

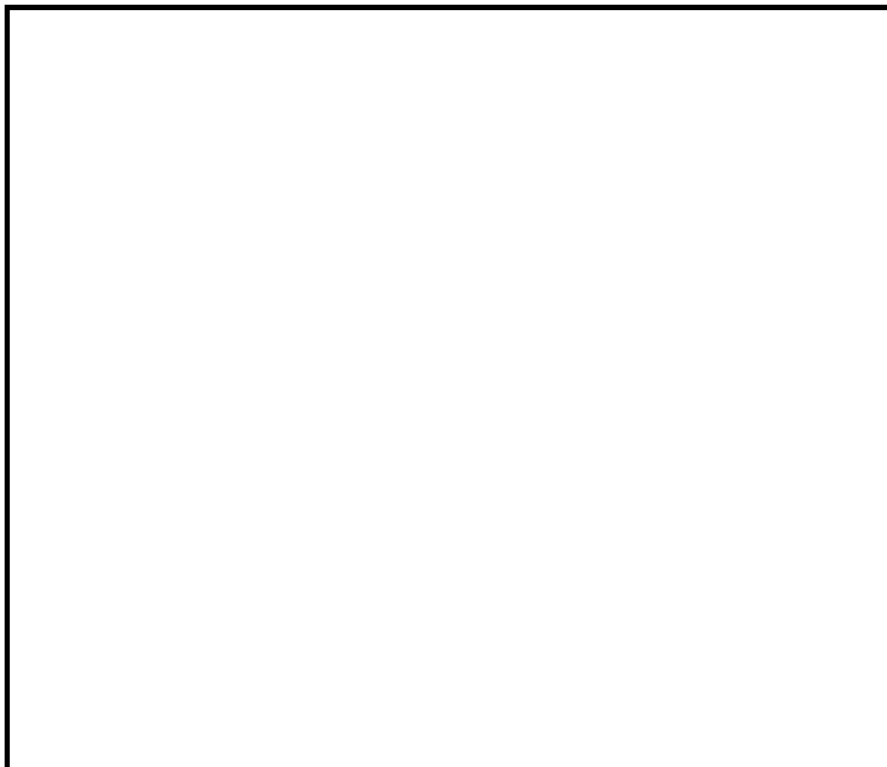


第 1.4.17 図 基準津波 4 による最高水位分布 (ケース 9)

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

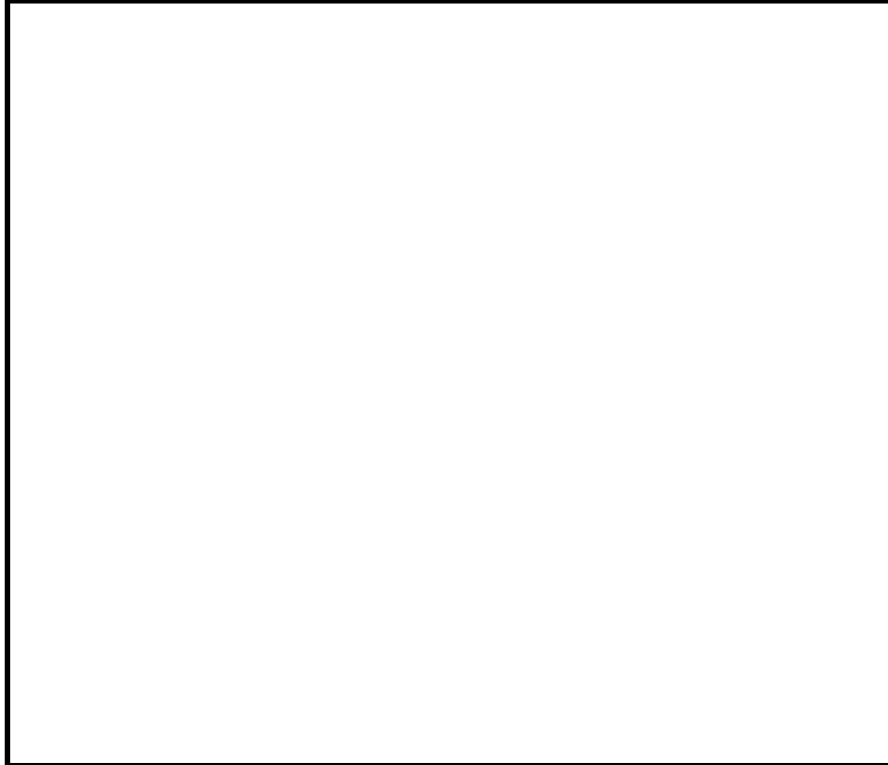


第 1.4.18 図 基準津波 4 による最高水位分布（ケース 10）

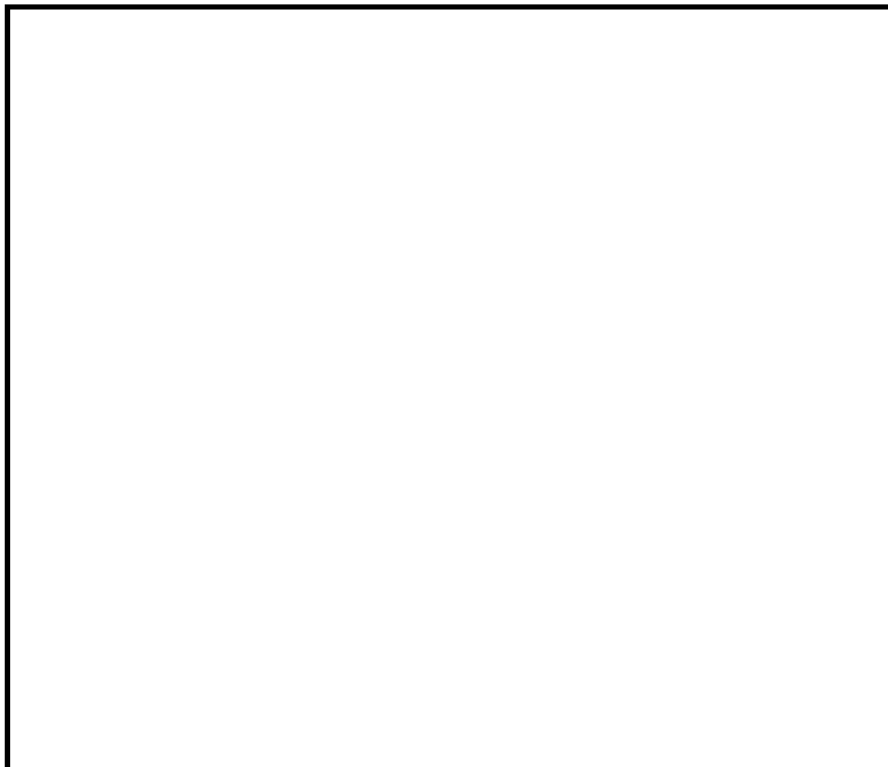


第 1.4.19 図 基準津波 5 による最高水位分布（ケース 11）

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

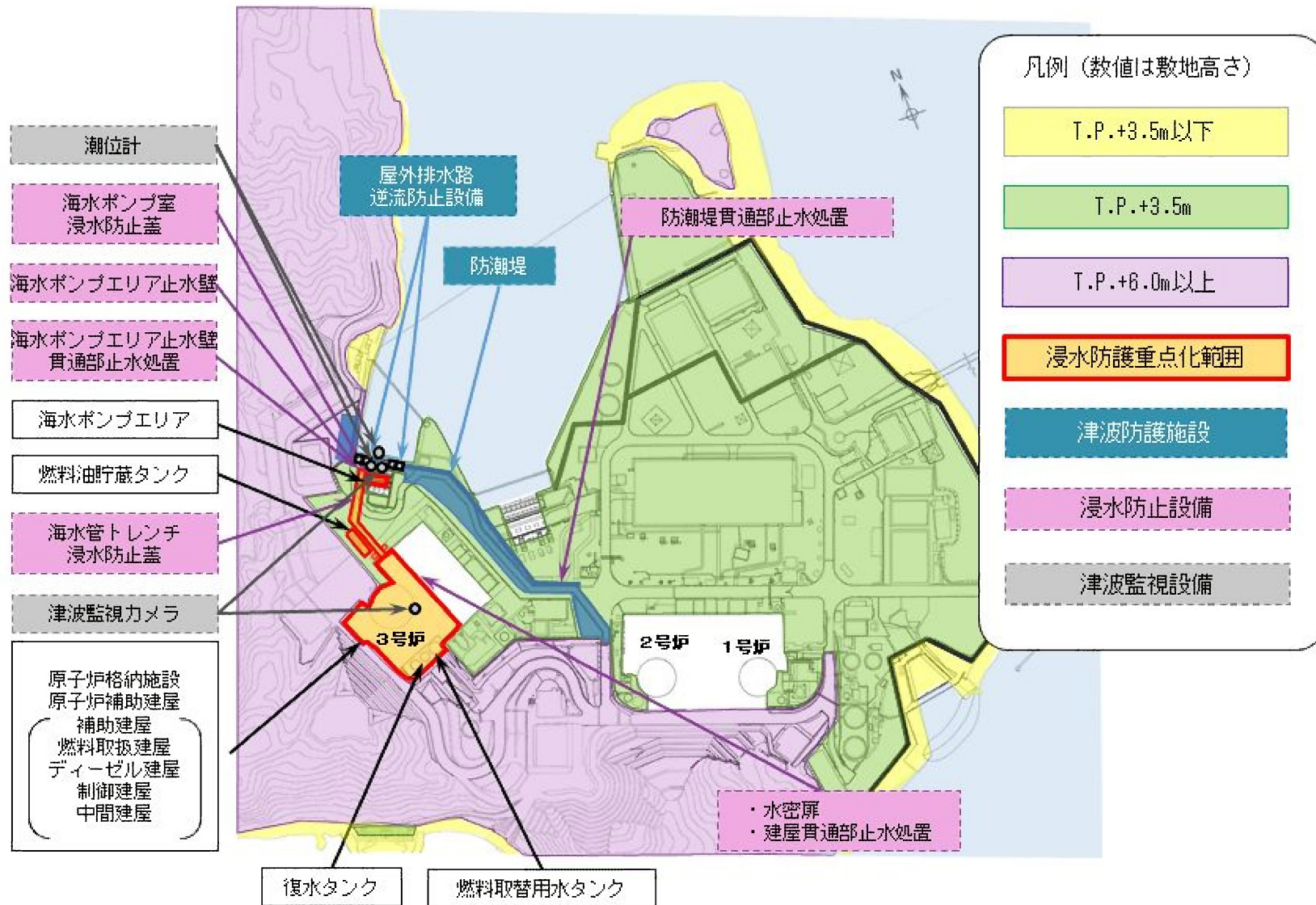


第 1.4.20 図 基準津波 5 による最高水位分布（ケース 1 2）

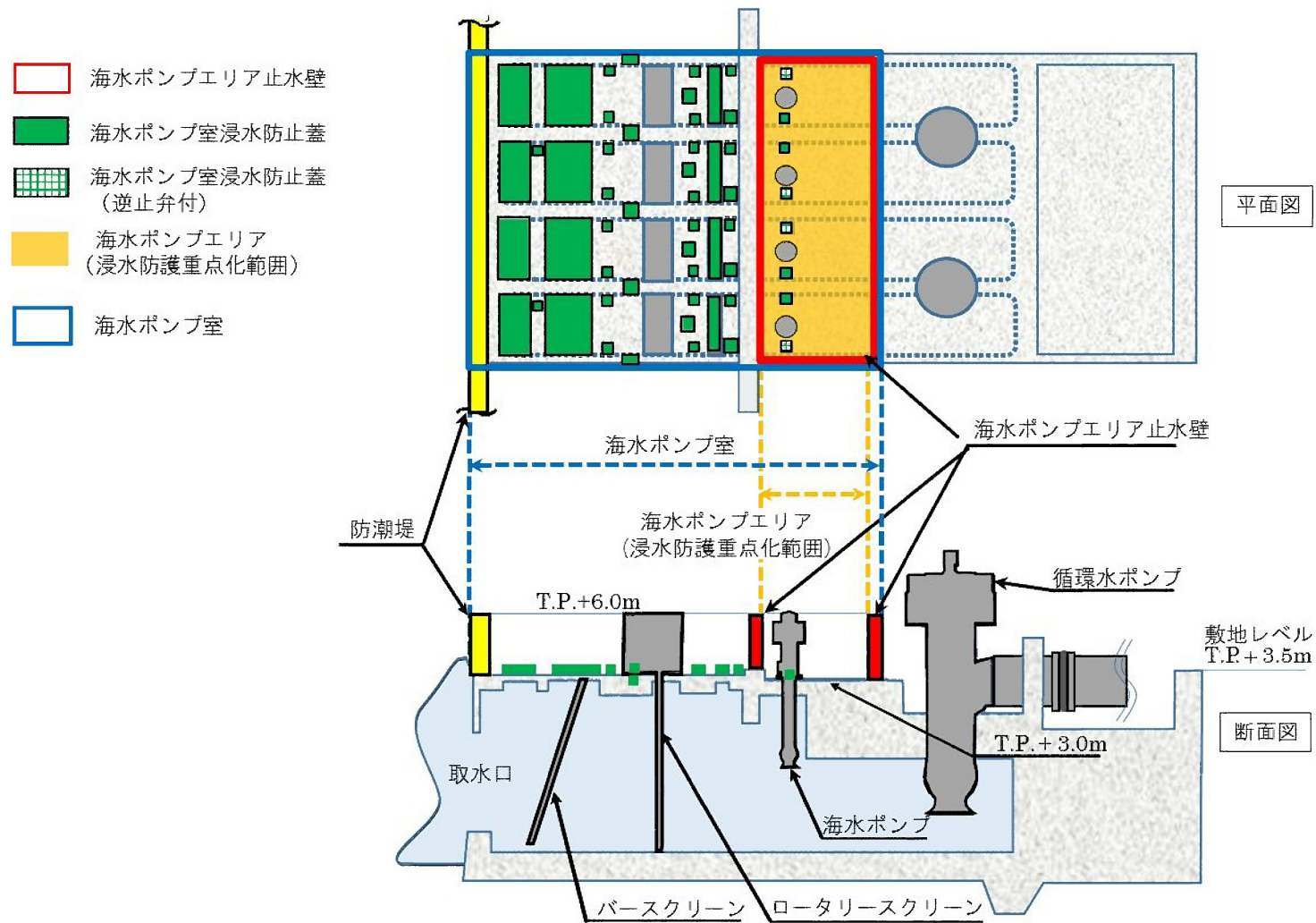


第 1.4.21 図 基準津波 5 による最高水位分布（ケース 1 3）

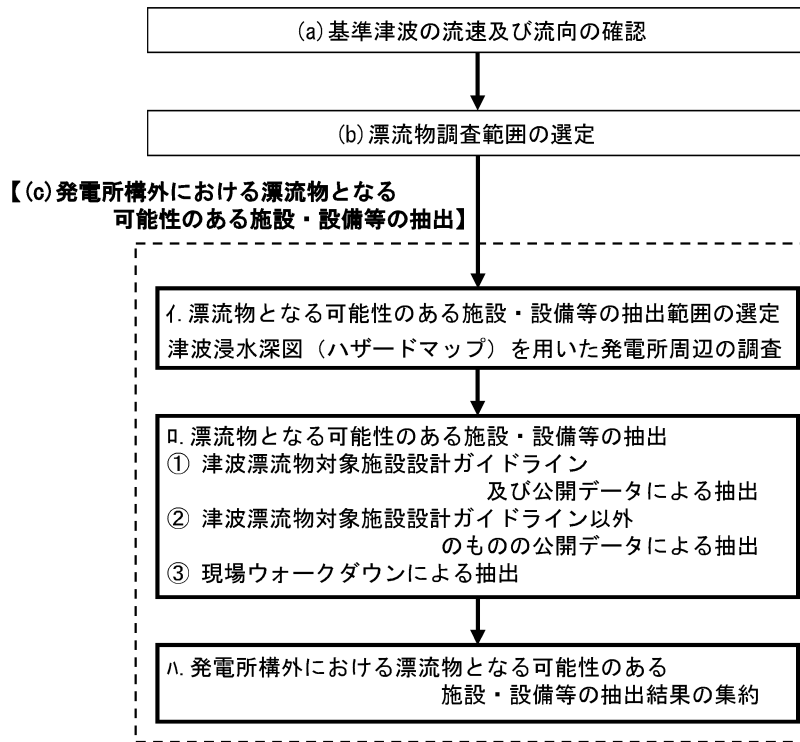
枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。



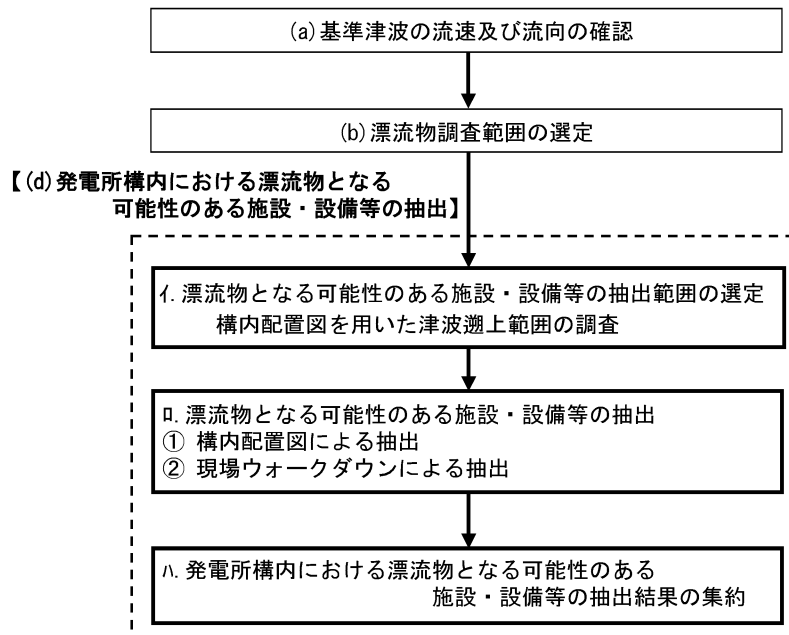
第 1.4.22 図 敷地の特性に応じた津波防護の概要



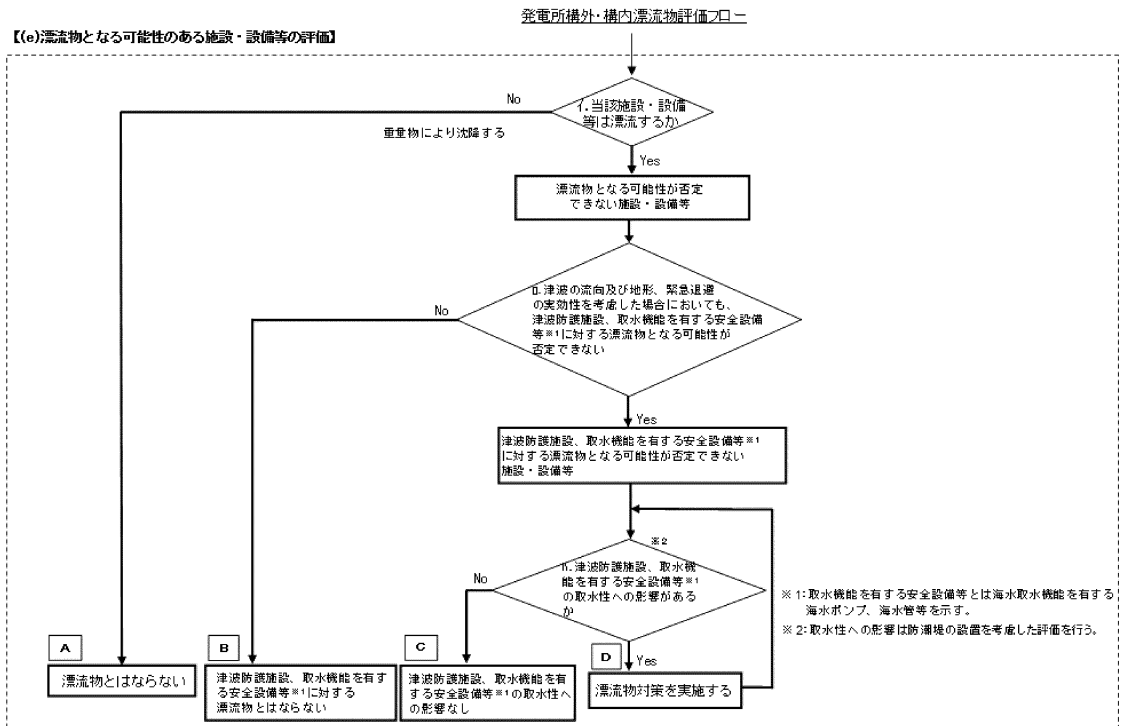
第 1.4.23 図 海水ポンプ室浸水防止設備の概要



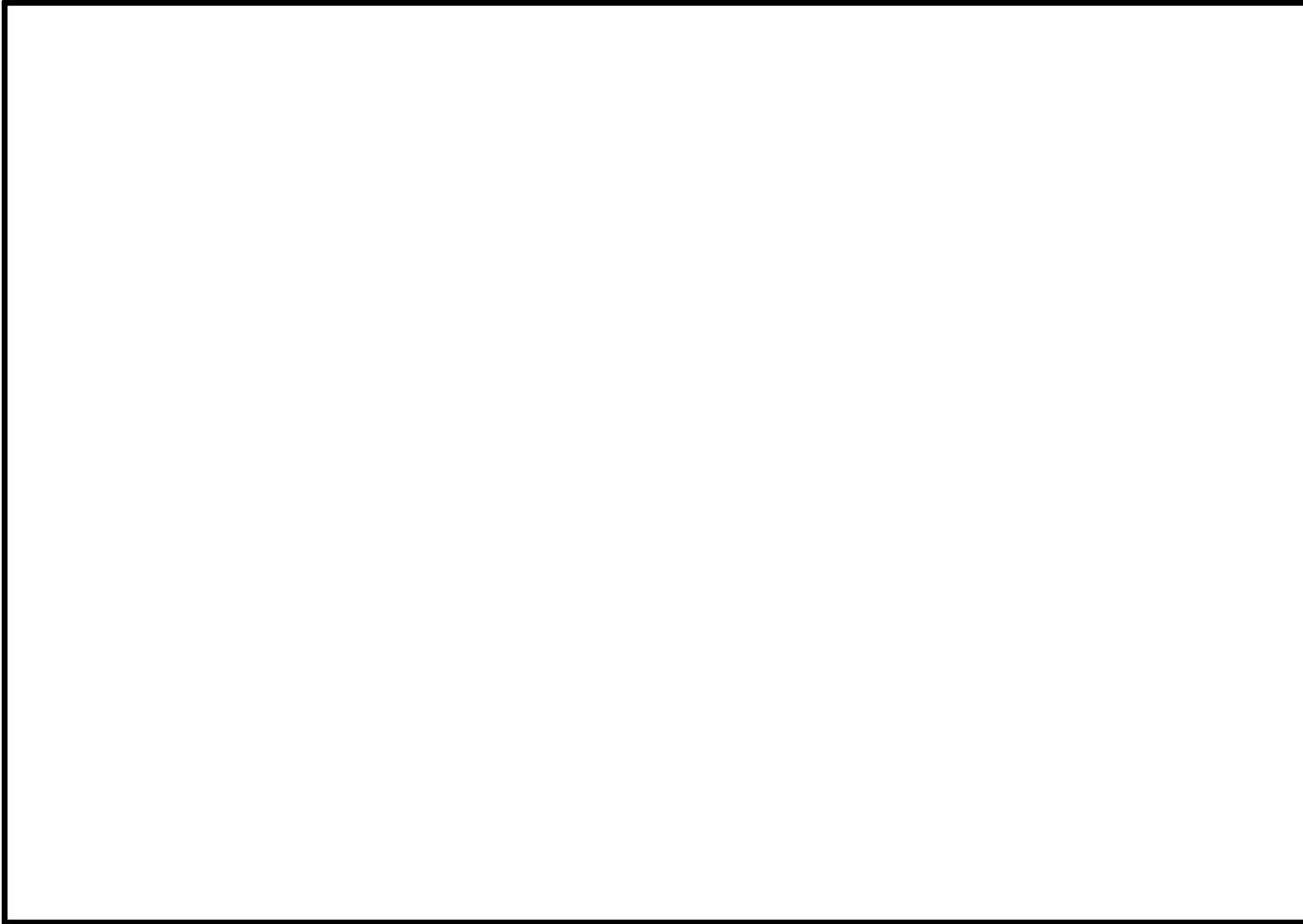
第 1.4.24 図 漂流物評価フロー（構外）



第 1.4.25 図 漂流物評価フロー（構内）

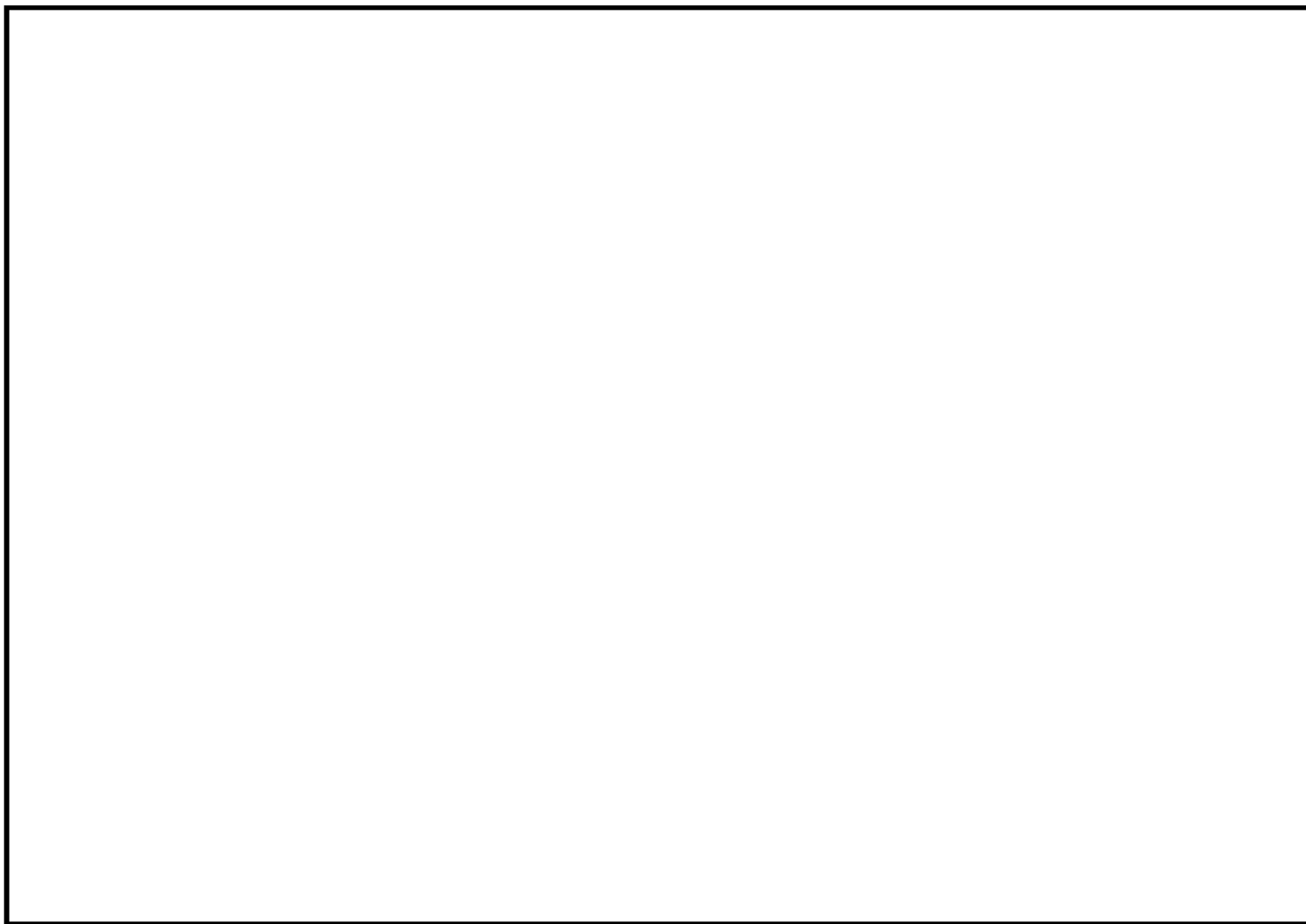


第 1.4.26 図 漂流物評価フロー



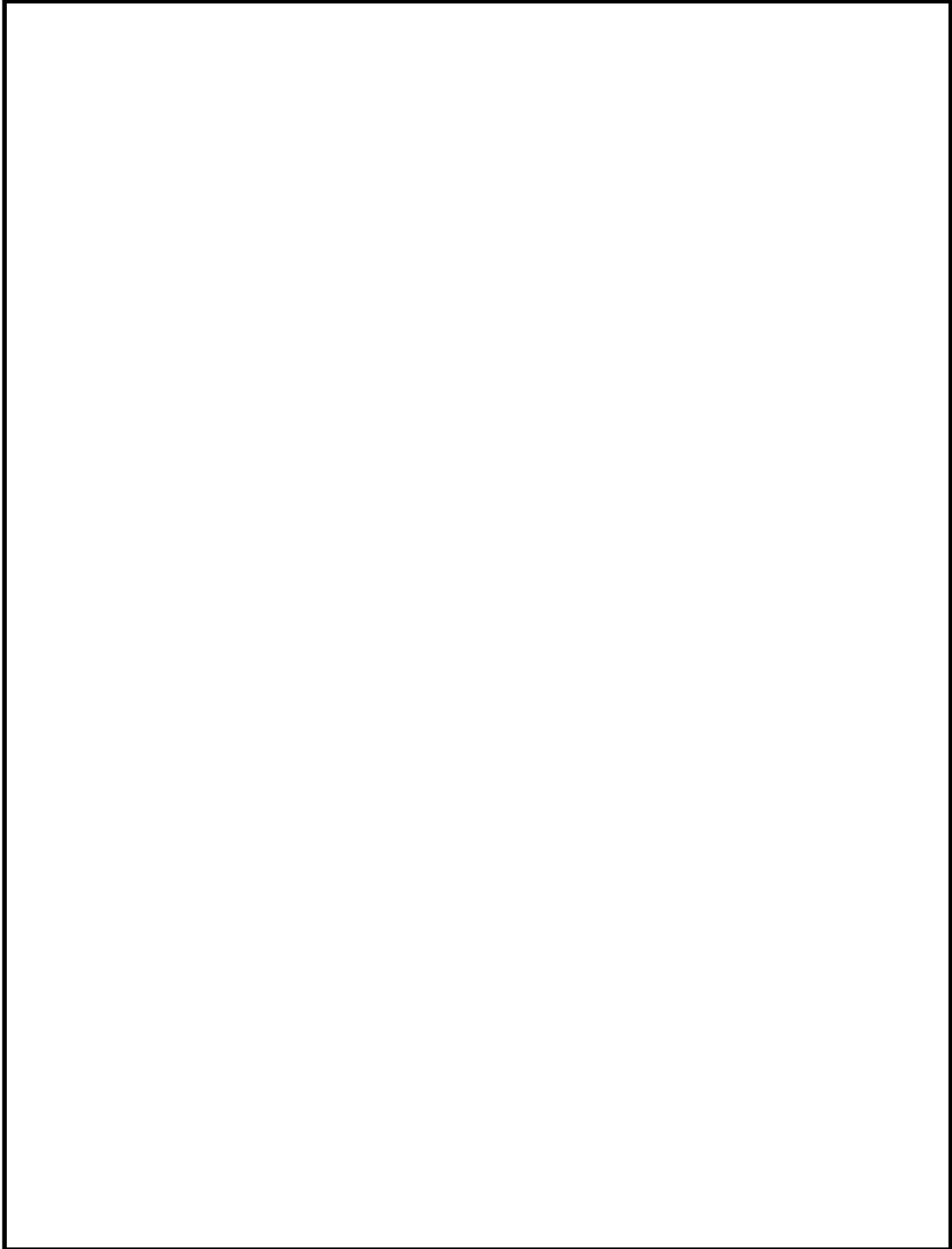
第 1.4.27 図 重大事故等対処施設の津波防護対象範囲

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。



第 1.4.28 図 特定重大事故等対処施設の津波防護対象範囲

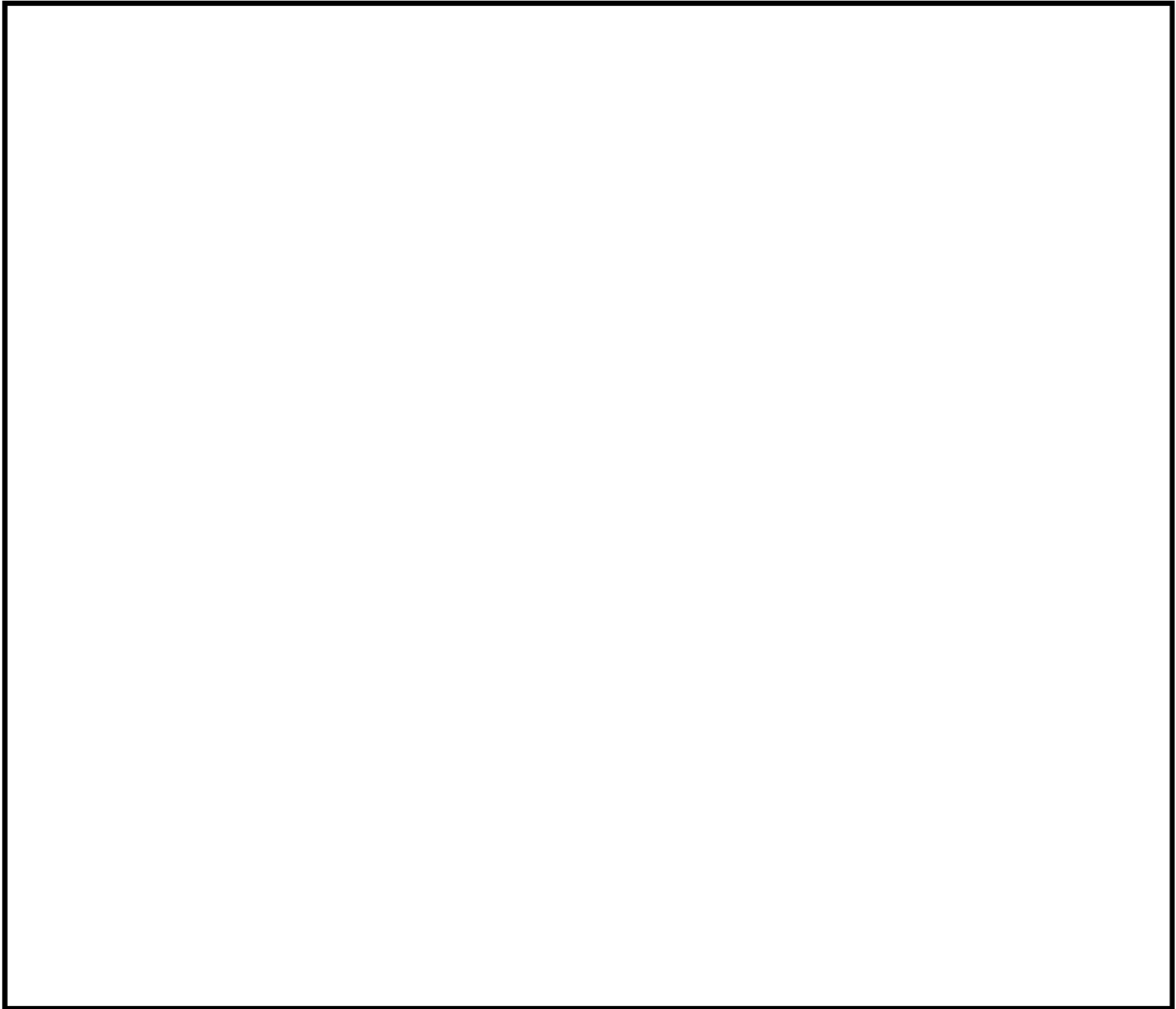
枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。



第 1.4.29 図 入力津波波形



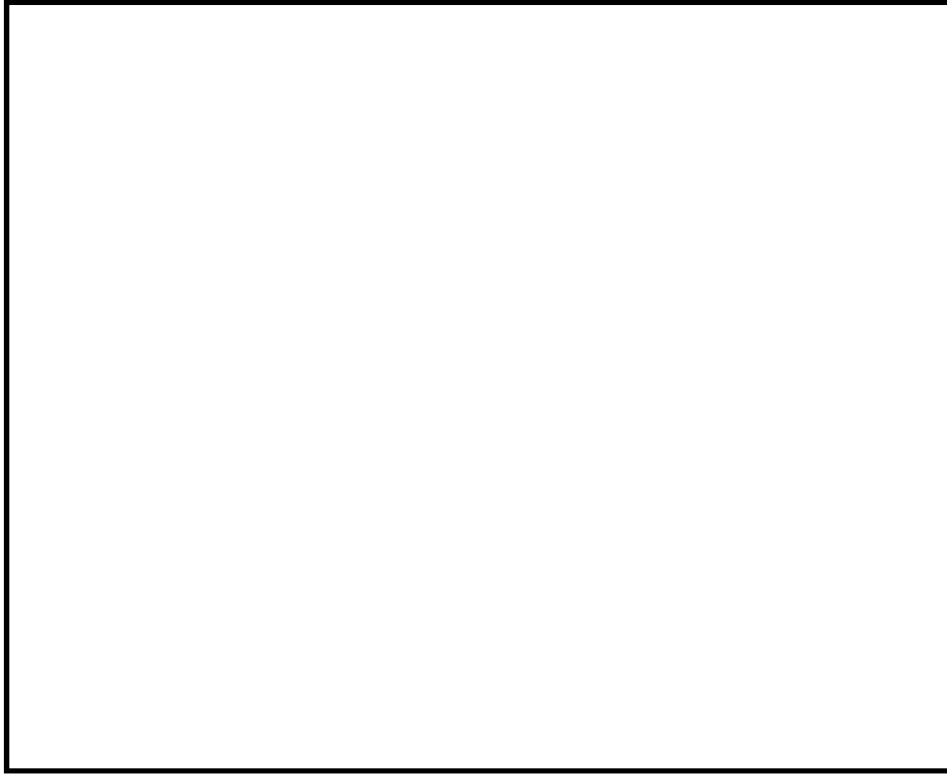
枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。



第 1.4.30 図



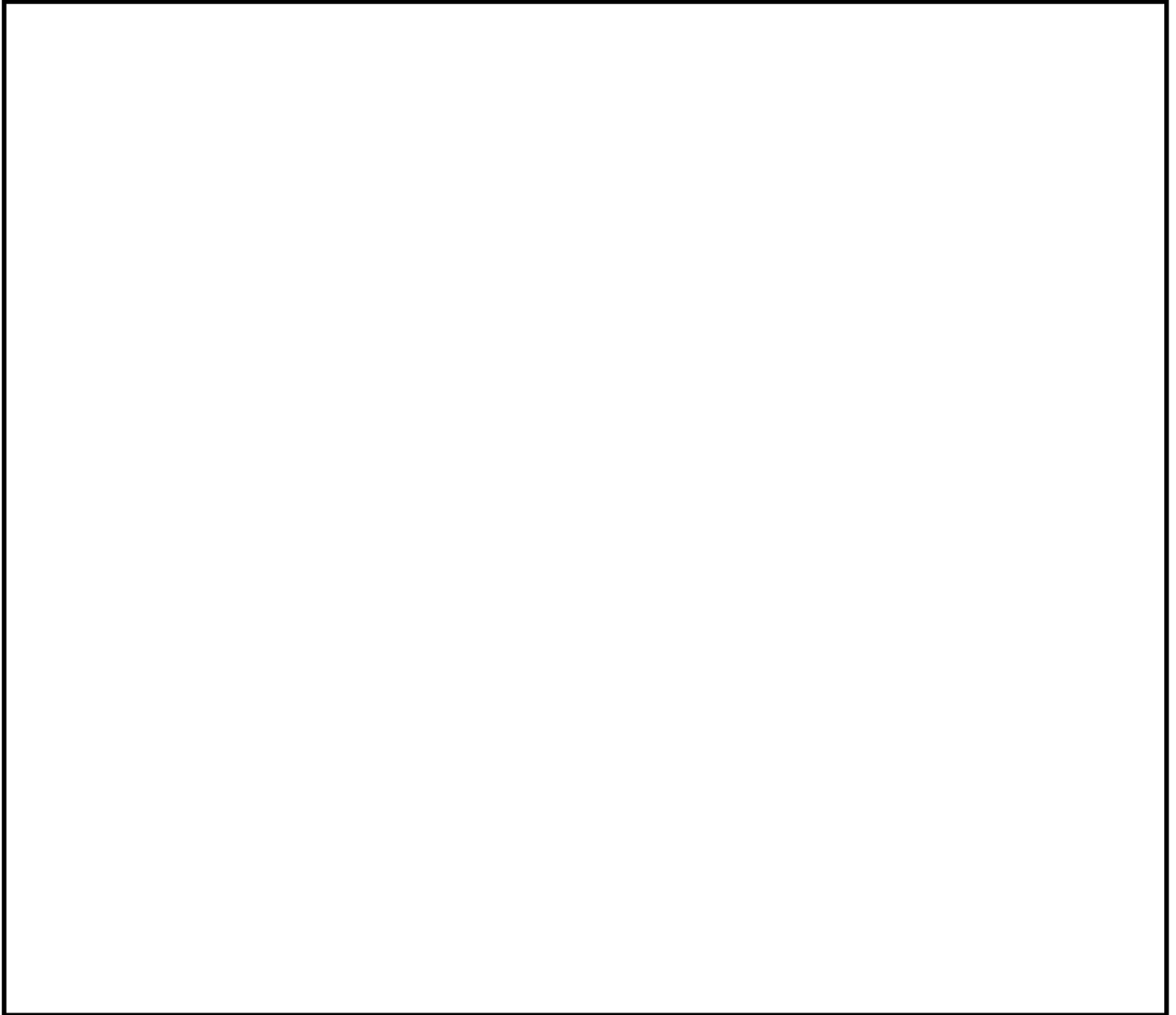
枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。



第 1.4.31 図



枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。



第 1.4.32 図

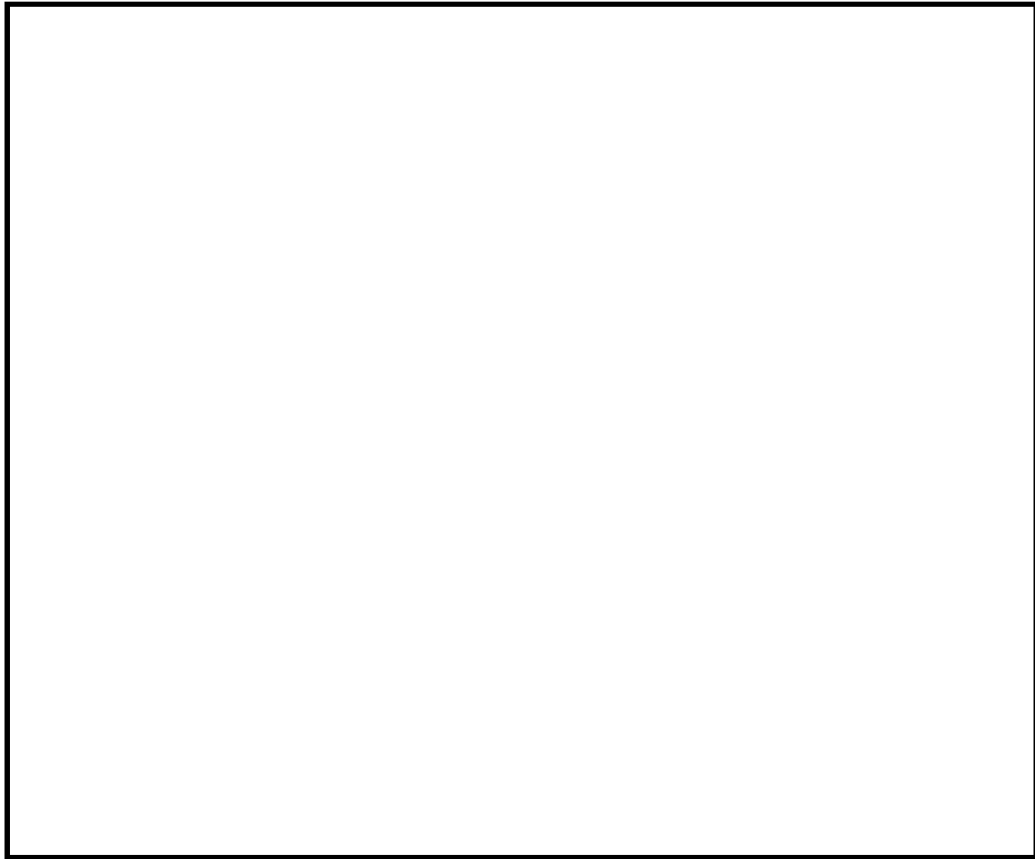


枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。



第 1.4.33 図 特定重大事故等対処施設の敷地の特性に応じた津波防護の概要

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

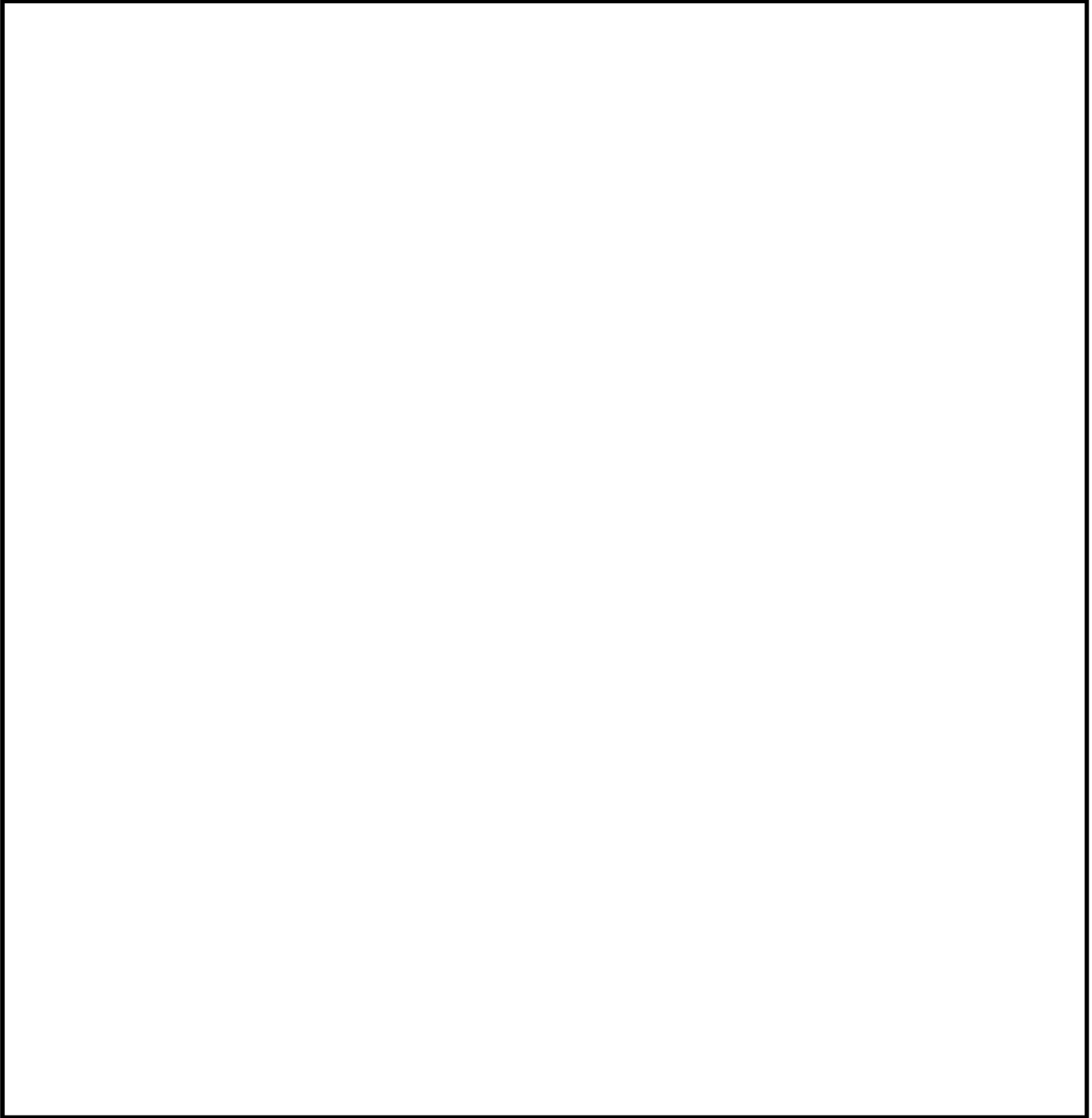


第 1.4.34 図 基準津波に対する漂流物評価フロー（構外）



第 1.4.35 図 基準津波に対する漂流物評価フロー（構内）

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。



第 1.4.36 図 基準津波に対する漂流物評価フロー

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。



第 1.9.1 図 防火帯設置図

頁	行	補正前	補正後
8-10-48	上 8 行	…津波警報等が発令された場合において…	…津波警報等が発表された場合において…
	下 5 行～ 下 4 行	…大津波警報が発令された場合…	…大津波警報が発表された場合…
8-10-49	上 5 行～ 上 6 行	…津波防護の多重化____による原子炉補助建屋等…	…津波防護の多重化及び[]による原子炉補助建屋等…
	下 13 行～ 下 12 行	…防止対策を講じる。 ____ 津波防護の多重化として、上記____の対策のほか…	…防止対策を講じる。 漏水による原子炉補助建屋等への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対してその重大事故等に対処するために必要な機能への影響防止は、取水・放水施設、地下部等において、漏水の可能性を考慮の上、漏水による浸水範囲を限定して、原子炉補助建屋等への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対してその重大事故等に対処するために必要な機能への影響を防止する対策を講じる。 津波防護の多重化として、上記 2 つの対策のほか…
8-10-50	上 9 行～ 上 10 行	…また、取水路、放水路等の経路から流入させない設計とする。____具体的な…	…また、取水路及び放水路等の経路から流入させない設計とする。さらに、特定重大事故等対処施設は、基準津波を一定程度超える津波に対して頑健性を高める設計とする。具体的な…

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

頁	行	補 正 前	補 正 後
	上 12 行		
	上 13 行～ 上 14 行		
	上 15 行～ 下 14 行		
	下 13 行～ 下 11 行		

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

頁	行	補 正 前	補 正 後
8-10-51			
	下 9 行		
	下 7 行～ 下 3 行		
	上 3 行～ 上 4 行		
	上 6 行～ 上 7 行		
	上 9 行～ 上 12 行		
上 15 行～ 下 13 行			

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

頁	行	補 正 前	補 正 後
	下 13 行～ 下 10 行	<div style="border: 1px solid black; height: 20px; width: 100%;"></div> <div style="border: 1px solid black; height: 100px; width: 100%;"></div>	<div style="border: 1px solid black; height: 100px; width: 100%;"></div>
8-10-52	下 2 行～ 下 1 行 上 3 行～ 上 5 行	<p>・・・検討は、「<u>10.6.1.1 設計基準対象施設</u>」を適用する。</p> <p>・・・「<u>10.6.1.1 設計基準対象施設</u>」を適用する。</p> <p>_____ (2) (1)____に規定するもののほか・・・</p>	<p>・・・検討は、「<u>10.6.1.1.2 設計方針</u>」を適用する。</p> <p>・・・「<u>10.6.1.1.2 設計方針</u>」を適用する。 <u>(2) 取水・放水施設及び地下部等において、漏水する可能性を考慮の上、漏水に</u></p>

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

頁	行	補 正 前	補 正 後
	上 9 行～ 上 12 行	…明確化するとともに、 必要に応じて実施する浸	<p>よる浸水範囲を限定し、原子炉補助建屋等への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対してその重大事故等に対処するために必要な機能への影響を防止する設計とする。具体的な設計内容を以下に示す。</p> <p>a. 取水・放水設備の構造上の特徴等を考慮して、取水・放水施設、地下部等における漏水の可能性を検討した上で、漏水が継続することによる浸水範囲を想定(以下「浸水想定範囲」という。)するとともに、同範囲の境界において浸水の可能性のある経路及び浸水口(扉、開口部、貫通口等)を特定し、浸水防止設備を設置することにより浸水範囲を限定する設計とする。</p> <p>b. 浸水想定範囲及びその周辺に設計基準対象施設の津波防護対象設備がある場合は、防水区画化するとともに、必要に応じて浸水量評価を実施し、安全機能への影響がないことを確認する。</p> <p>c. 浸水想定範囲における長期間の冠水が想定される場合は、必要に応じ排水設備を設置する。</p> <p>(3) (1) (2)に規定するもののほか…</p> <p>…明確化するとともに、津波による溢水を考慮し</p>

頁	行	補 正 前	補 正 後
		<p>水対策については、 「10.6.1.1 設計基準対象 施設」を適用する。 (3) </p>	<p>た浸水範囲及び浸水量を 保守的に想定した上で、浸 水防護重点化範囲への浸 水の可能性のある経路及 び浸水口（扉、開口部、貫 通口等）を特定し、それら に対して必要に応じ浸水 対策を施す設計とする。 (4) </p>
	<p>下 15 行～ 下 12 行</p>		
	<p>下 10 行</p>		
	<p>下 8 行</p>	<p>(4) 津波防護施設…</p>	<p>(5) 津波防護施設…</p>
	<p>下 7 行～ 下 6 行</p>	<p>…「10.6.1.1 設計基準対 象施設」を適用する。 _____ 基準津波を一定程度…</p>	<p>…「10.6.1.1.2 設計方 針」を適用する。 なお、 は、「10.6.1.1.2 設計方</p>

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

頁	行	補正前	補正後
8-10-53			針」に加え、 とする。 は、 「10.6.1.1.2 設計方針」 に加え、 及び 貫通部止水処置とする。 また、 は、「10.6.1.1.2 設計方針」 に加え、 及び とする。 基準津波を一定程度…
	下5行	…「10.6.1.1 設計基準対象施設」を基本とする…	…「10.6.1.1.2 設計方針」を基本とする…
	上1行	(5) 津波防護施設…	(6) 津波防護施設…
	上2行	…「10.6.1.1 設計基準対象施設」に対する…	…「10.6.1.1.2 設計方針」に対する…
	上5行	…「10.6.1.1 設計基準対象施設」を基本とする…	…「10.6.1.1.2 設計方針」を基本とする…
	上10行	(6) 津波防護施設…	(7) 津波防護施設…
	下12行～ 下11行	「10.6.1.1 設計基準対象施設」に加え、以下の設備とする。 (1)	「10.6.1.1.3 主要設備」に加え、以下の設備とする。 (1)
下8行～ 下7行	の設計において…	の設計 において…	
8-10-54	下5行	の概念図を第10.6.1.3.1 図に示す。	の概念図を第10.6.1.3.1 図に

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

頁	行	補正前	補正後
8-10-55		<p>____</p> <p>(2) 貫通部止水処置</p>	<p>示す。</p> <p>(2) _____</p> <p>_____から浸水防護重点化範囲への基準津波を一定程度超える津波の流入を防止し、特定重大事故等対処施設を構成する設備が機能喪失することのない設計とするため、_____を設置する。</p> <p>_____の設計においては、基準地震動による地震力に対して浸水防止機能が十分に保持できるよう設計する。</p> <p>(3) 貫通部止水処置</p> <p>_____から浸水防護重点化範囲…</p>
	<p>下3行</p> <p>上1行</p>	<p>_____から浸水防護重点化範囲…</p> <p>_____の壁貫通部____に、貫通部止水処置…</p>	<p>_____から浸水防護重点化範囲…</p> <p>_____の地上境界貫通部に、貫通部止水処置…</p>



枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

頁	行	補正前	補正後
8-10-67	下3行	「10.6.1.1 <u>設計基準対象施設</u> 」に同じ。	「10.6.1.1.5 <u>試験検査</u> 」に同じ。
	下1行	「10.6.1.1 <u>設計基準対象施設</u> 」に同じ。	「10.6.1.1.6 <u>手順等</u> 」に同じ。
8-10-67	上9行～ 上10行		
8-10-68	上5行～ 上7行		
	上9行～ 上10行		
8-10-77	上11行～ 上12行		
	上5行		
8-10-80	上5行		
8-10-83	下9行～ 下8行		
		10.13.3.2.3 容量等	

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

頁	行	補正前	補正後
8-10-108	上 15 行～ 下 14 行		
			10.13.3.2.3 容量等
8-10-110	下 13 行		
8-10-111	下 10 行～ 下 9 行		
8-10-111	下 3 行～ 下 2 行		
8-10-111	上 2 行		
8-10-134	下 13 行～ 下 12 行		
8-10-141 ～		第 10.2.1 表 電源設備 (常設) の設備仕様	別紙 8-10-1 に変更する。

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

頁	行	補正前	補正後
8-10-143			
8-10-145		第 10.5.1.2 表 火災感知設備の火災感知器の種類	別紙 8-10-2 に変更する。
8-10-154		第 10.6.1.3.1 表 浸水防護設備の設備仕様(特定重大事故等対処施設用)	別紙 8-10-3 に変更する。
8-10-214		第 10.6.1.3.1 図  	別紙 8-10-4 に変更する。
8-10-214 と 8-10-215 の間		(記載の追加)	別紙 8-10-5 を追加する。
8-10-222		第 10.13.2.1 図 原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧操作機能 概略系統図(1/2)	別紙 8-10-6 に変更する。
8-10-227		第 10.13.6.1 図 原子炉格納容器の過圧破損防止機能 概略系統図	別紙 8-10-7 に変更する。

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

第 10.2.1 表 電源設備（常設）の設備仕様

(1) 空冷式非常用発電装置

種	類	空冷式ディーゼル発電機
台	数	2
容	量	約 1,825kVA（1 台当たり）
電	圧	6,600V

(2) 燃料油貯蔵タンク

兼用する設備は以下のとおり。

- ・非常用電源設備
- ・代替電源設備

種	類	横置円筒形
基	数	2
容	量	約 200m ³ （1 基当たり）
使	用 燃 料	A 重油

(3) ディーゼル発電機

兼用する設備は以下のとおり。

- ・非常用電源設備
- ・代替電源設備

エンジン

台	数	2
出	力	約 3,900kW（1 台当たり）
起 動 方 式		圧縮空気駆動
使 用 燃 料		A 重油

発電機

台	数	2
型	式	横置回転界磁 3 相同期発電機
容	量	約 4,875kVA（1 台当たり）

力	率	0.8 (遅れ)
電	圧	6,900V
周	波 数	60Hz

燃料油移送ポンプ(※1)

型	式	歯車式
台	数	2
容	量	約 3.0m ³ /h 以上 (1 台当たり)
吐	出 圧 力	約 0.5MPa [gage]

※1 燃料油移送ポンプは、ディーゼル発電機に含む。

(4) 蓄電池 (安全防護系用)

兼用する設備は以下のとおり。

- ・ 非常用電源設備
- ・ 代替電源設備

型	式	鉛蓄電池
組	数	2
容	量	約 2,200A・h (1 組当たり)
電	圧	129V (浮動充電時)

(5) 蓄電池 (3 系統目)

型	式	鉛蓄電池
組	数	1
容	量	約 3,000A・h
電	圧	143V (浮動充電時)

(6) 計器用電源 (無停電電源装置)

兼用する設備は以下のとおり。

- ・ 非常用電源設備
- ・ 代替電源設備

型	式	静止型インバータ
個	数	4
容	量	約 20kVA (1個当たり)
出	力 電 圧	115V

(7) 代替所内電気設備変圧器

個	数	1
容	量	約 750kVA
電	圧	6,600V/460V

(8) 代替所内電気設備分電盤

個	数	3
電	圧	440V

第 10.5.1.2 表 火災感知設備の火災感知器の種類

火災感知器の設置箇所	火災感知器の設置型式	
一般エリア	煙感知器又は熱感知器	熱感知器又は炎感知器
原子炉格納容器	煙感知器	熱感知器 (一部、防爆型熱感知器含む。)
燃料油貯蔵タンクエリア	防爆型熱感知器	防爆型炎感知器
4 - 廃棄物庫	アナログ式でない 煙感知器	アナログ式でない 熱感知器

第 10.6.1.3.1 表 浸水防護設備の設備仕様（特定重大事故等対処施設用）

(1)

兼用する設備は以下のとおり。

- ・ 特定重大事故等対処施設の津波に対する防護設備
- ・ 特定重大事故等対処施設を構成する設備

種	類	<input type="text"/>
材	料	鉄筋コンクリート
個	数	1

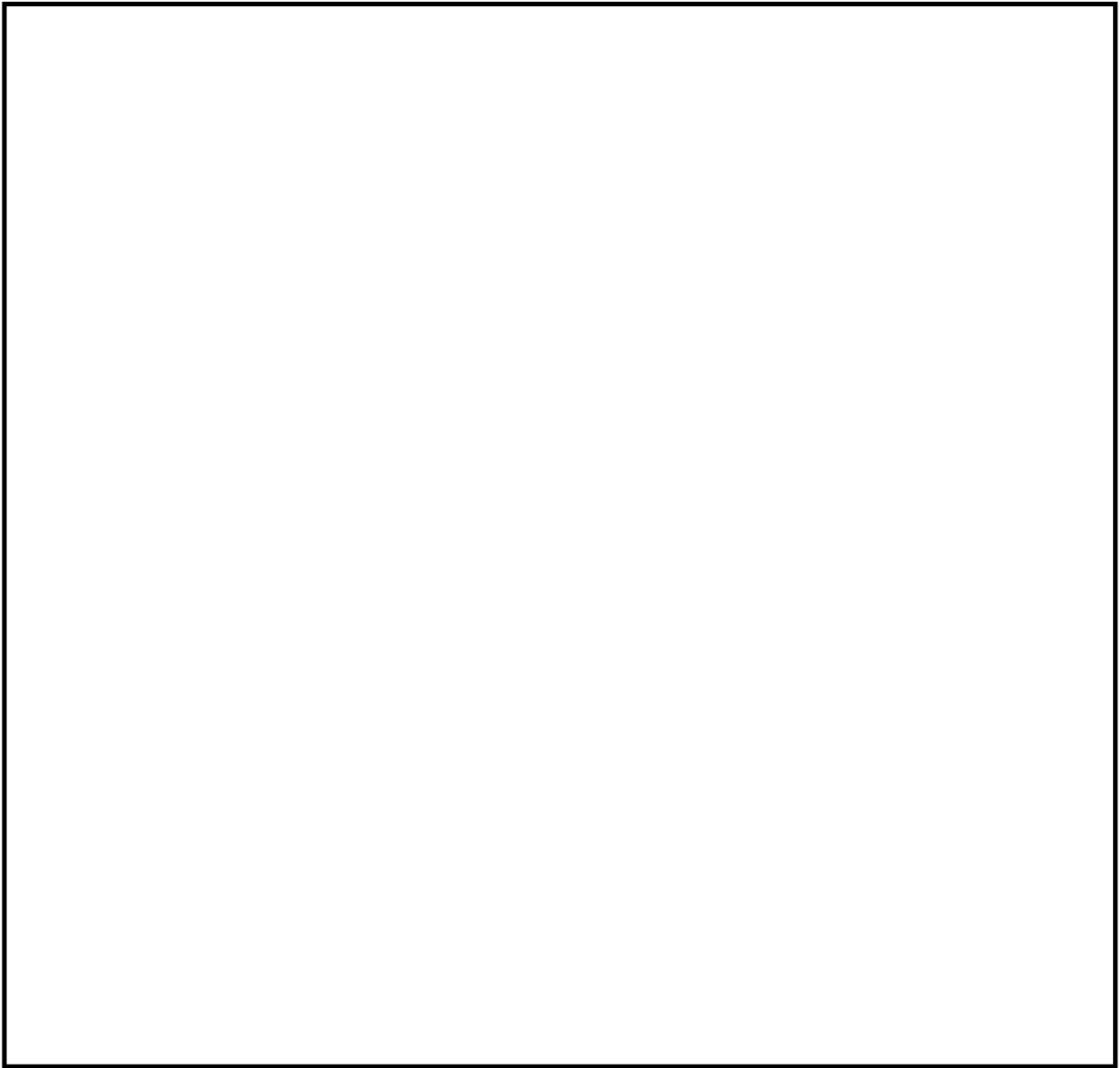
(2)

種	類	閉止蓋
材	料	ステンレス鋼
個	数	3

(3) 貫通部止水処置

種	類	貫通部止水
材	料	シール材、ブーツ
個	数	一式

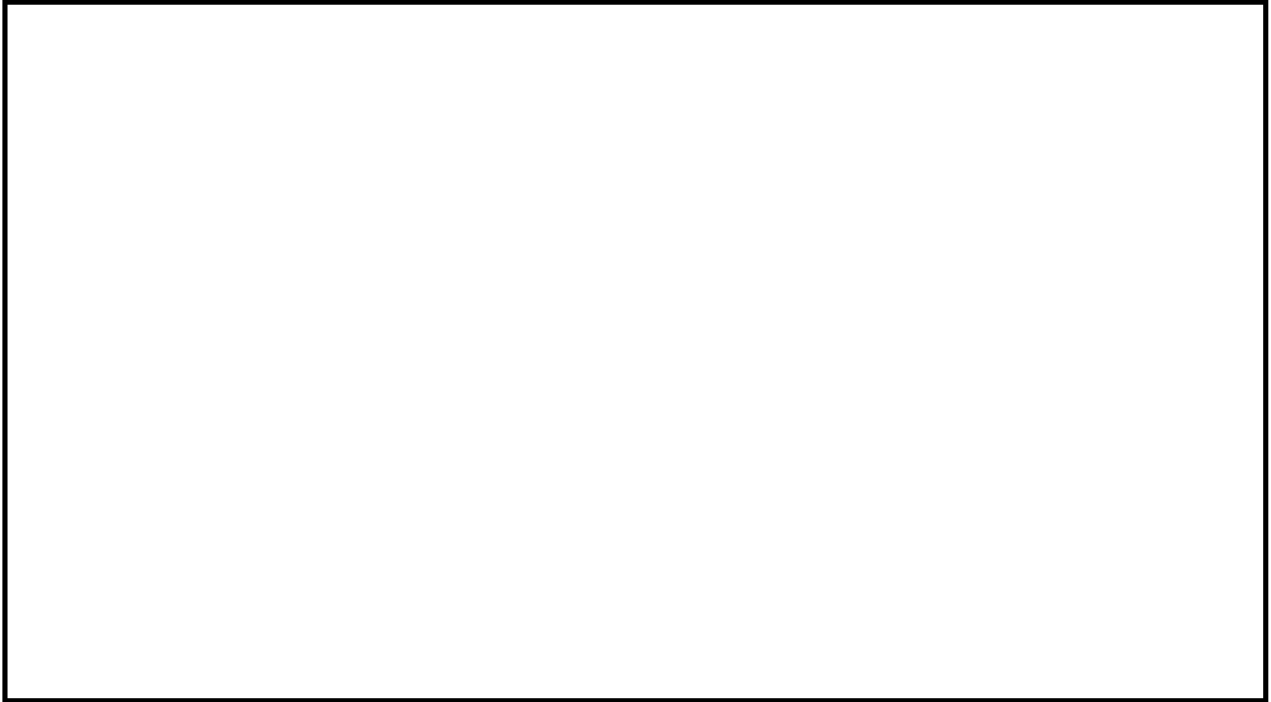
枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。



第 10.6.1.3.1 図



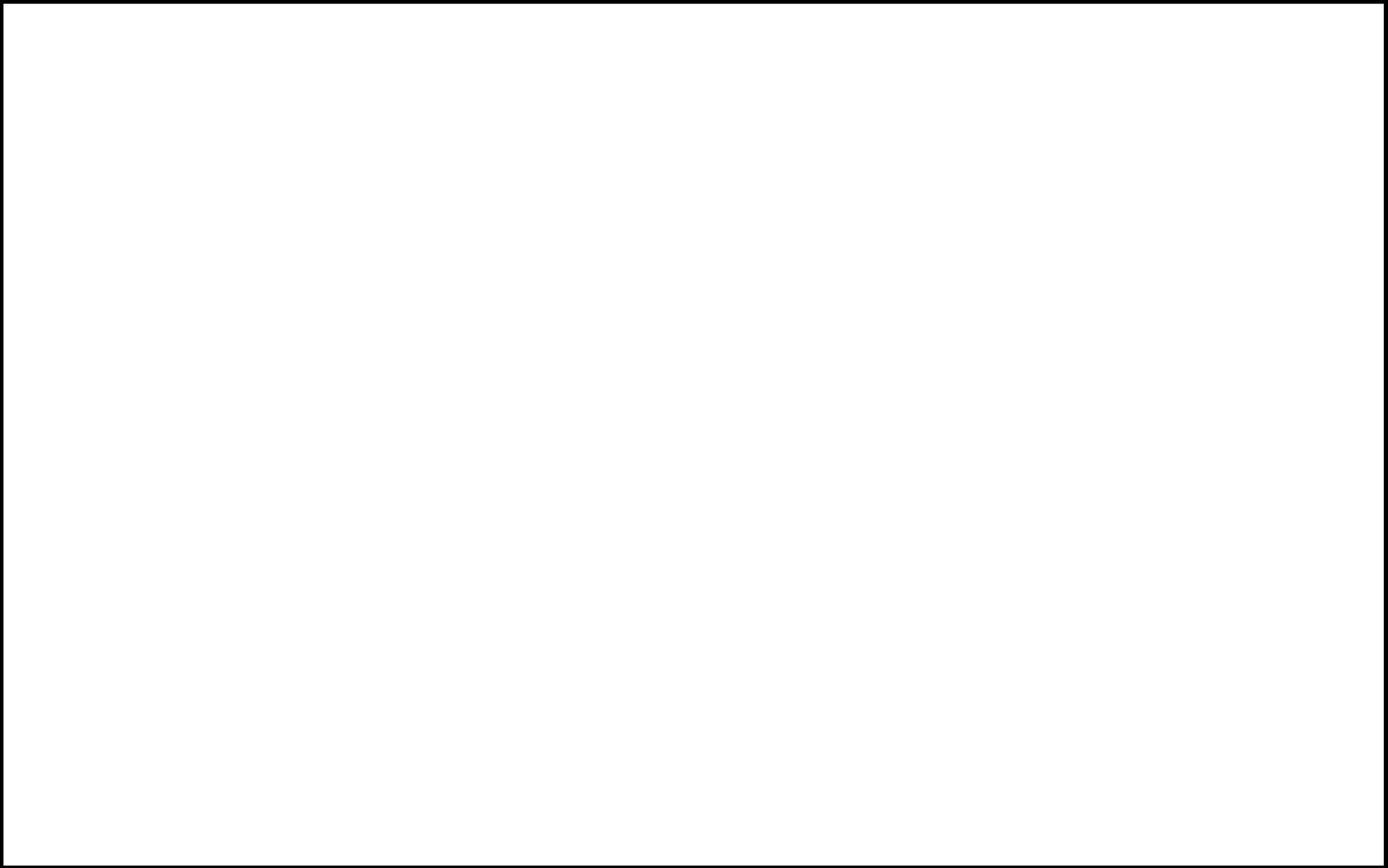
枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。



第 10.6.1.3.2 図

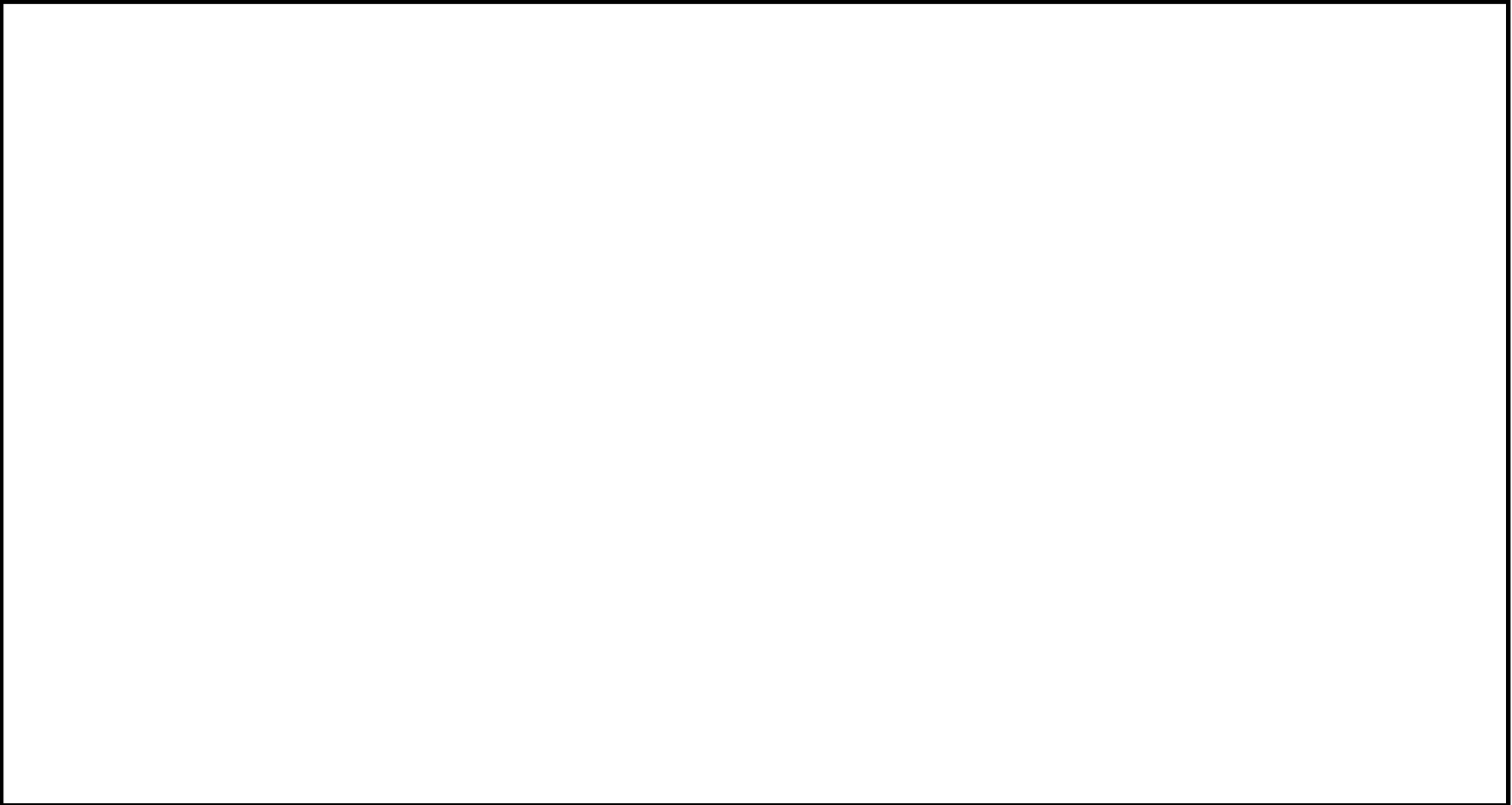


枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。



第 10.13.2.1 図 原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧操作機能 概略系統図(1/2)

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。



第 10.13.6.1 図 原子炉格納容器の過圧破損防止機能 概略系統図

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

添付書類十の一部補正

添付書類十を以下のとおり補正する。

頁	行	補 正 前	補 正 後
10-目-1	上6行	<u>平成28年11月2日</u> 付け原規規発第 <u>1611</u> <u>0229</u> 号をもって…	<u>令和2年1月29日付</u> け原規規発第 <u>20012</u> <u>93</u> 号をもって…

頁	行	補 正 前	補 正 後
10-5-4	下 7 行～ 下 6 行	f. <u>前兆事象として把握</u> <u>ができるか、原子炉補助建</u> <u>屋等への大型航空機の衝</u> <u>突その他のテロリズム</u> __ __により想定される…	f. 原子炉補助建屋等へ の大型航空機の衝突その 他のテロリズムの <u>前兆事</u> <u>象を把握</u> ができるか、それ により想定される…
10-5-5	上 1 行	…重大事故等が発生__ した場合、原則として…	…重大事故等が発生した 場合又は発生するおそれ <u>があると原子力防災管理</u> <u>者又は当直課長が判断</u> した場合、原則として…
10-5-7	下 10 行	…重大事故等が__発生 するおそれがある…	…重大事故等が発生した 場合又は発生するおそれ がある…
10-5-9	上 4 行	…特定重大事故__対処 施設は常設設備…	…特定重大事故等対処施 設は常設設備…
10-5-15	上 9 行	発電所対策本部は、__ 被災の場合において、__ 本部長の指示…	発電所対策本部は、 <u>複数</u> <u>号炉の同時被災</u> の場合に おいて、 <u>発電所対策本部長</u> の指示…
	上 11 行～ 上 12 行	…重大事故等対策を実施 する。 __ 特重施設要員を…	…重大事故等対策を実施 する。 また、 <u>発電所対策本部長</u> <u>の指示により指名された</u> <u>指揮者は、特重施設指揮者</u> <u>として、特重施設要員に指</u> <u>示を行い、特定重大事故等</u> <u>対処施設による対応を実</u> <u>施する。</u> 特重施設要員を…
	上 12 行～ 上 13 行	…常時確保し、__被災 <u>等</u> した場合においても…	…常時確保し、 <u>複数号炉</u> <u>の同時被災が発生</u> した場 合においても…
10-5-51		第 5.1.2 表 重大事故等	別紙 10-5-1 に変更する。

頁	行	補正前	補正後
10-5-55		対策における操作の成立性(6/7) 第 5.2.2.2 表 特定重大事故等対処施設による対応の手順書の概要 (1/11)	別紙 10-5-2 に変更する。
10-5-56 ～ 10-5-57		第 5.2.2.2 表 特定重大事故等対処施設による対応の手順書の概要 (2/11)	別紙 10-5-3 に変更する。
10-5-58		第 5.2.2.2 表 特定重大事故等対処施設による対応の手順書の概要 (3/11)	別紙 10-5-4 に変更する。
10-5-59		第 5.2.2.2 表 特定重大事故等対処施設による対応の手順書の概要 (4/11)	別紙 10-5-5 に変更する。
10-5-60		第 5.2.2.2 表 特定重大事故等対処施設による対応の手順書の概要 (5/11)	別紙 10-5-6 に変更する。
10-5-61 ～ 10-5-63		第 5.2.2.2 表 特定重大事故等対処施設による対応の手順書の概要 (6/11)	別紙 10-5-7 に変更する。
10-5-64 ～ 10-5-65		第 5.2.2.2 表 特定重大事故等対処施設による対応の手順書の概要 (7/11)	別紙 10-5-8 に変更する。
10-5-66		第 5.2.2.2 表 特定重大事故等対処施設による対応の手順書の概要 (8/11)	別紙 10-5-9 に変更する。
10-5-67		第 5.2.2.2 表 特定重大事故等対処施設による対応の手順書の概要 (9/11)	別紙 10-5-10 に変更する。
10-5-68		第 5.2.2.2 表 特定重大事故等対処施設による対応	別紙 10-5-11 に変更する。

頁	行	補 正 前	補 正 後
		の手順書の概要 (10/11)	

第 5.1.2 表 重大事故等対策における操作の成立性(6/7)

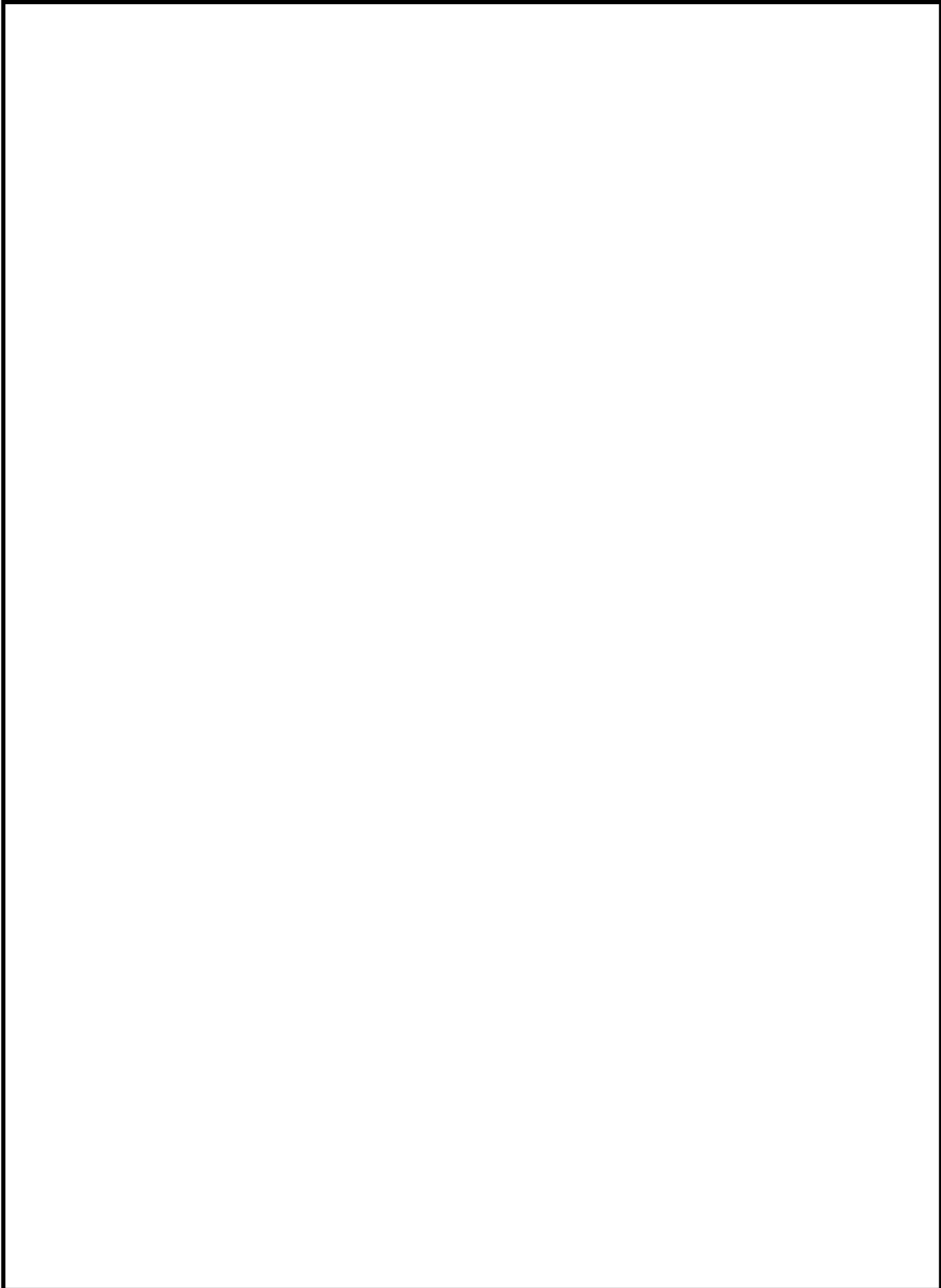
No.	対応手段	要員	要員数	想定時間	
1.14	タンクローリーによる電源車等への燃料（重油）補給	E.L.+5.5m 燃料油 取出口を使用時	緊急安全対策要員	2	2.3 時間
		E.L.+32.0m 燃料油 取出口を使用時	緊急安全対策要員	4	3.1 時間
1.15	可搬型計測器によるパラメータ計測又は監視	緊急安全対策要員	2	30 分	
1.16	中央制御室換気設備の運転手順等（全交流動力電源が喪失した場合）	運転員等 （中央制御室）	1	70 分	
		緊急安全対策要員	2		
	アニュラス空気再循環設備の運転手順等（全交流動力電源又は常設直流電源が喪失した場合）	運転員等 （中央制御室、現場）	2	30 分	
1.17	可搬式モニタリングポストによる放射線量の代替測定	緊急安全対策要員	4	3.3 時間	
	可搬式モニタリングポストによる原子炉格納施設を囲む 8 方位の放射線量の測定	緊急安全対策要員	4	60 分 ^{※1}	
	可搬型放射線計測装置による空気中の放射性物質の濃度の測定	緊急安全対策要員	2	70 分	
	可搬型放射線計測装置による水中の放射性物質の濃度の測定	緊急安全対策要員	2	100 分	
	可搬型放射線計測装置による土壌中の放射性物質の濃度の測定	緊急安全対策要員	2	60 分	
	海上モニタリング測定	緊急安全対策要員	3	2 時間 ^{※2}	
	モニタステーション、モニタポスト及び可搬式モニタリングポストのバックグラウンド低減対策	緊急安全対策要員	3	3 時間	
	可搬型気象観測装置による気象観測項目の代替測定	緊急安全対策要員	6	2.2 時間	

※1：可搬式モニタリングポストによる代替測定でカバーできない 4 方位に設置した場合に想定される作業時間。

※2：小型船舶が海面に着水するまでの時間を記載した。その後の一連の作業（1 箇所当たり）の所要時間は、約 100 分。

第 5.2.2.2 表 特定重大事故等対処施設による対応の手順書の概要 (1/11)

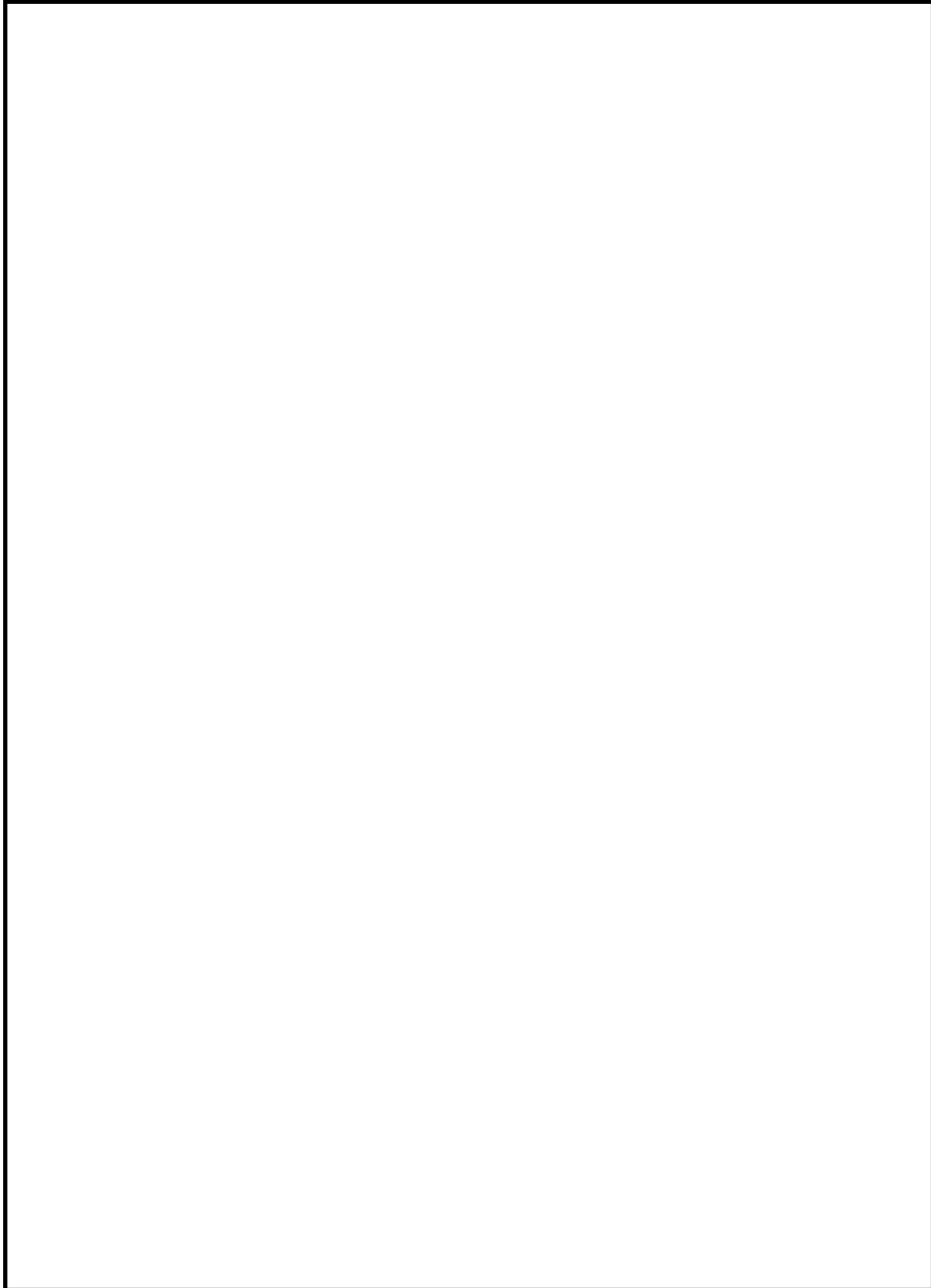
a. 特定重大事故等対処施設の準備操作の手順



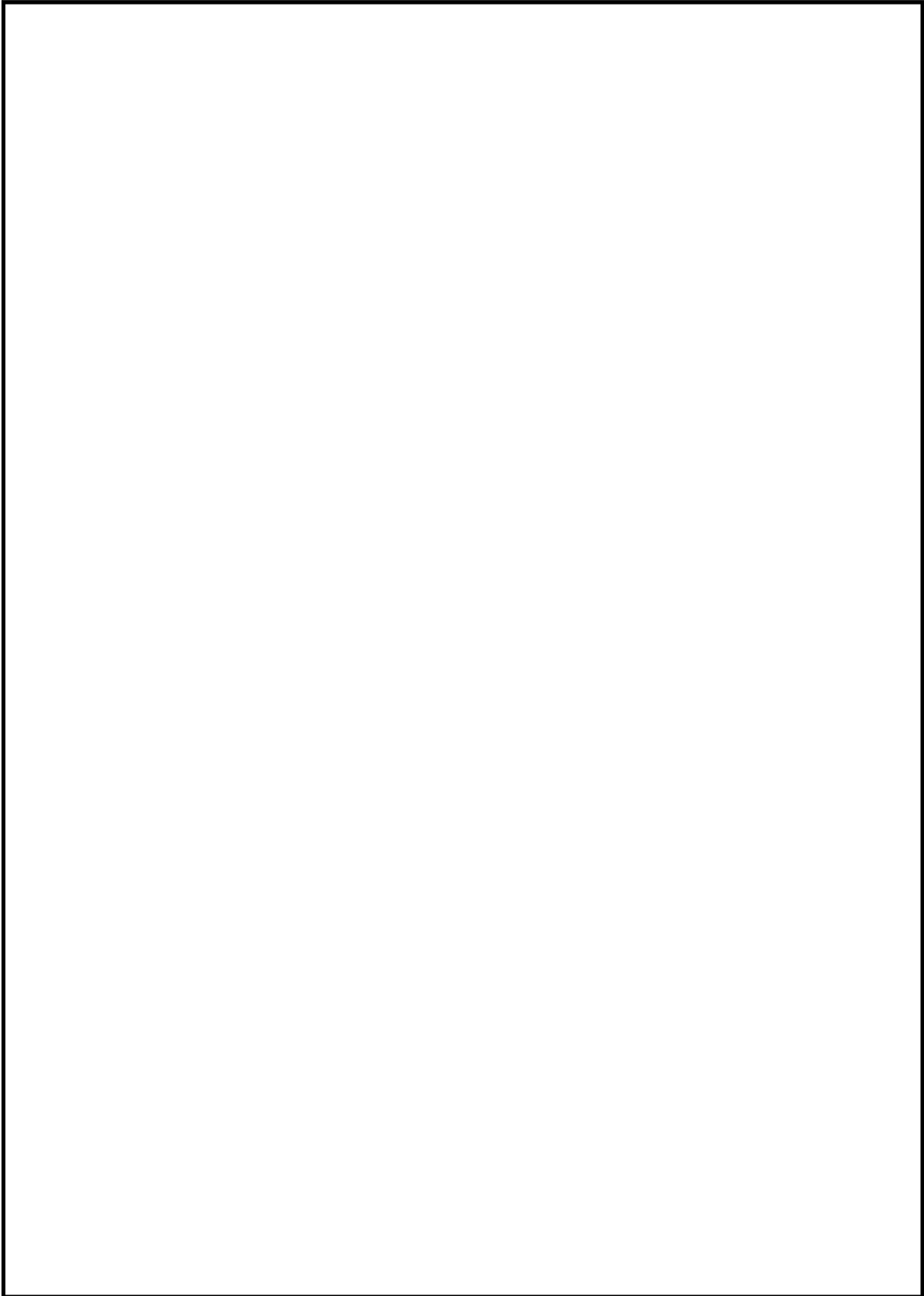
枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

第 5.2.2.2 表 特定重大事故等対処施設による対応の手順書の概要 (2/11)

b. 原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧操作の手順



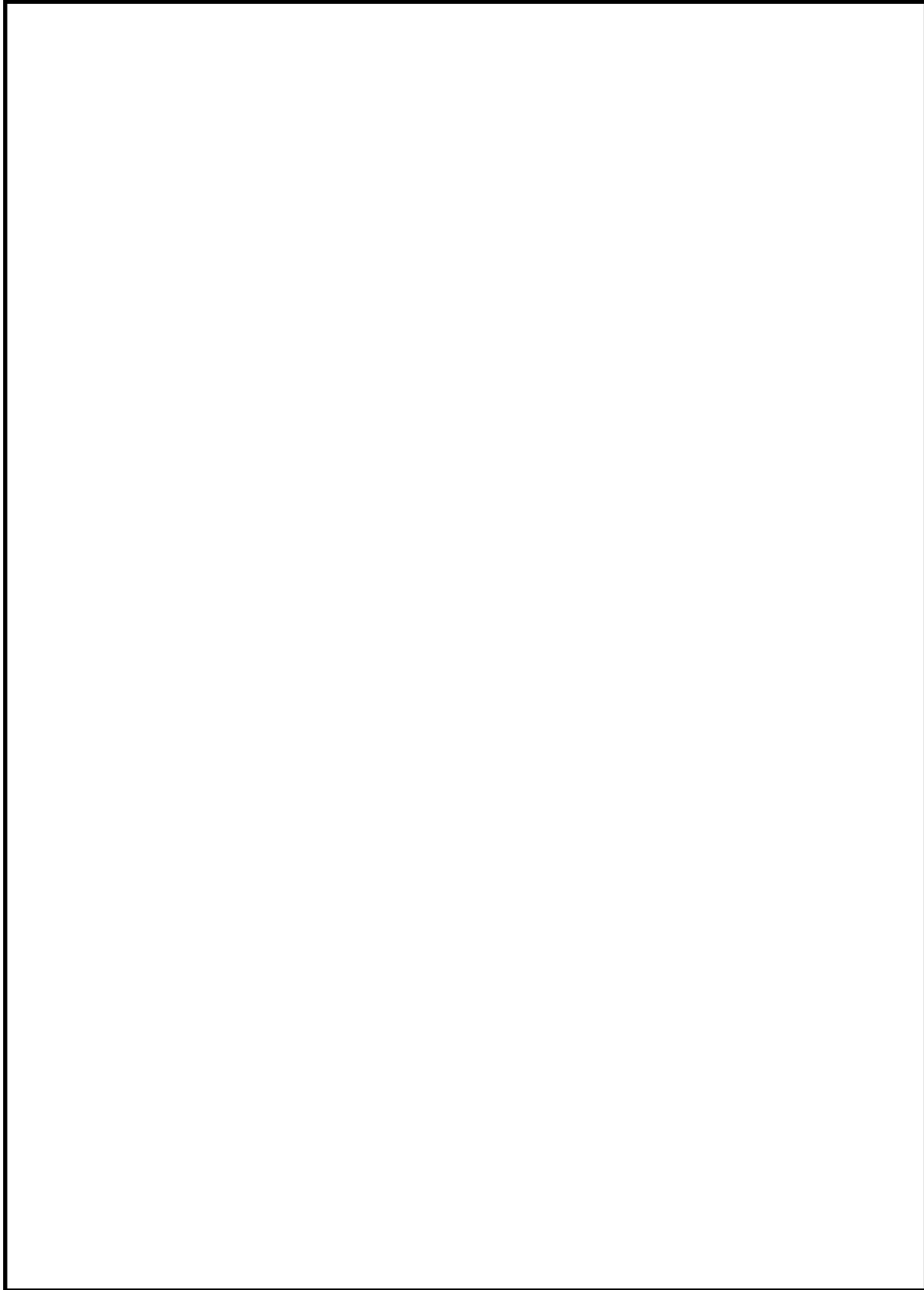
枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。



枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

第 5.2.2.2 表 特定重大事故等対処施設による対応の手順書の概要 (3/11)

c. 炉内の溶融炉心の冷却の手順



枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

第 5.2.2.2 表 特定重大事故等対処施設による対応の手順書の概要 (4/11)

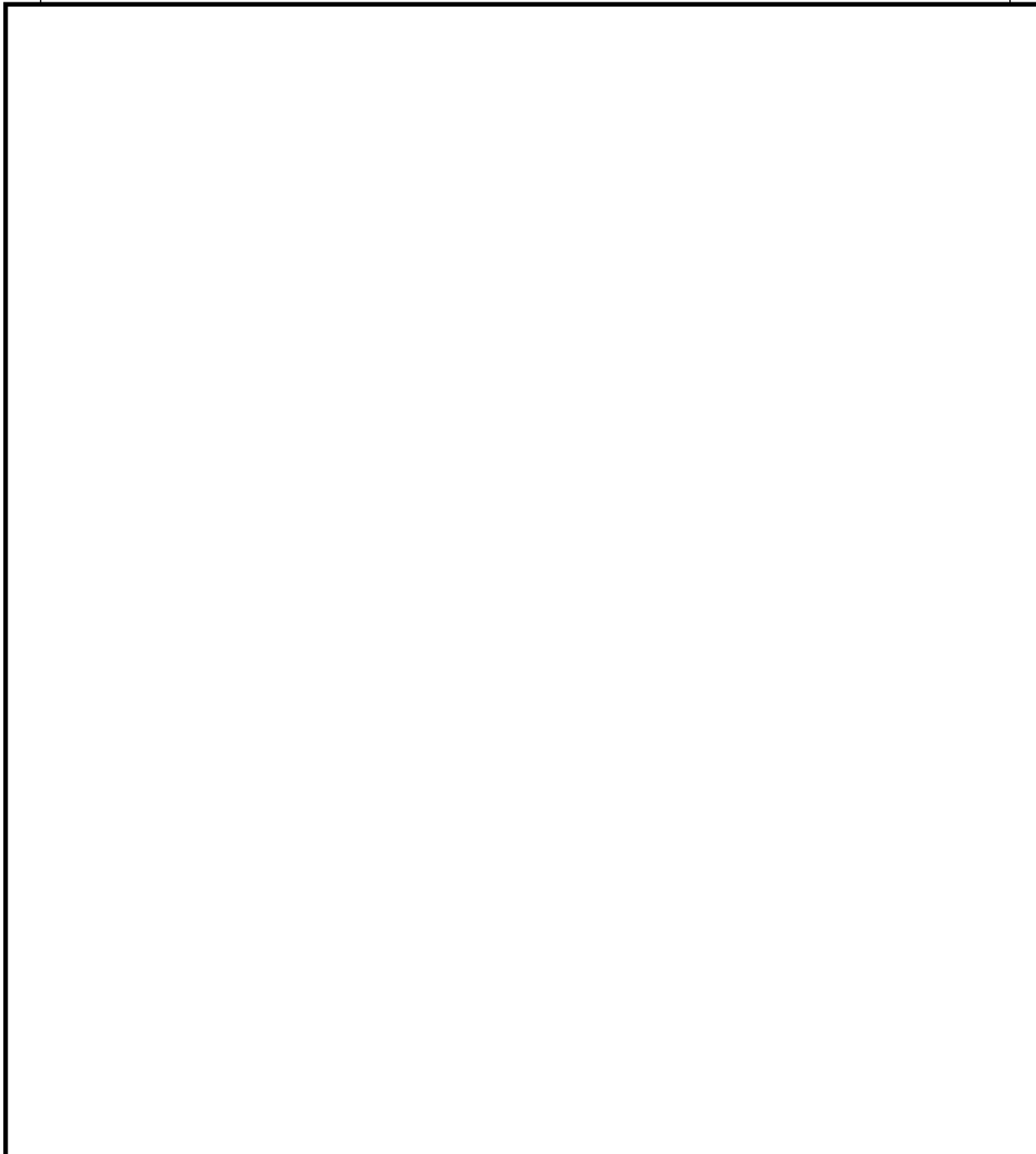
d. 原子炉格納容器下部に落下した溶融炉心の冷却の手順



枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

第 5.2.2.2 表 特定重大事故等対処施設による対応の手順書の概要 (5/11)

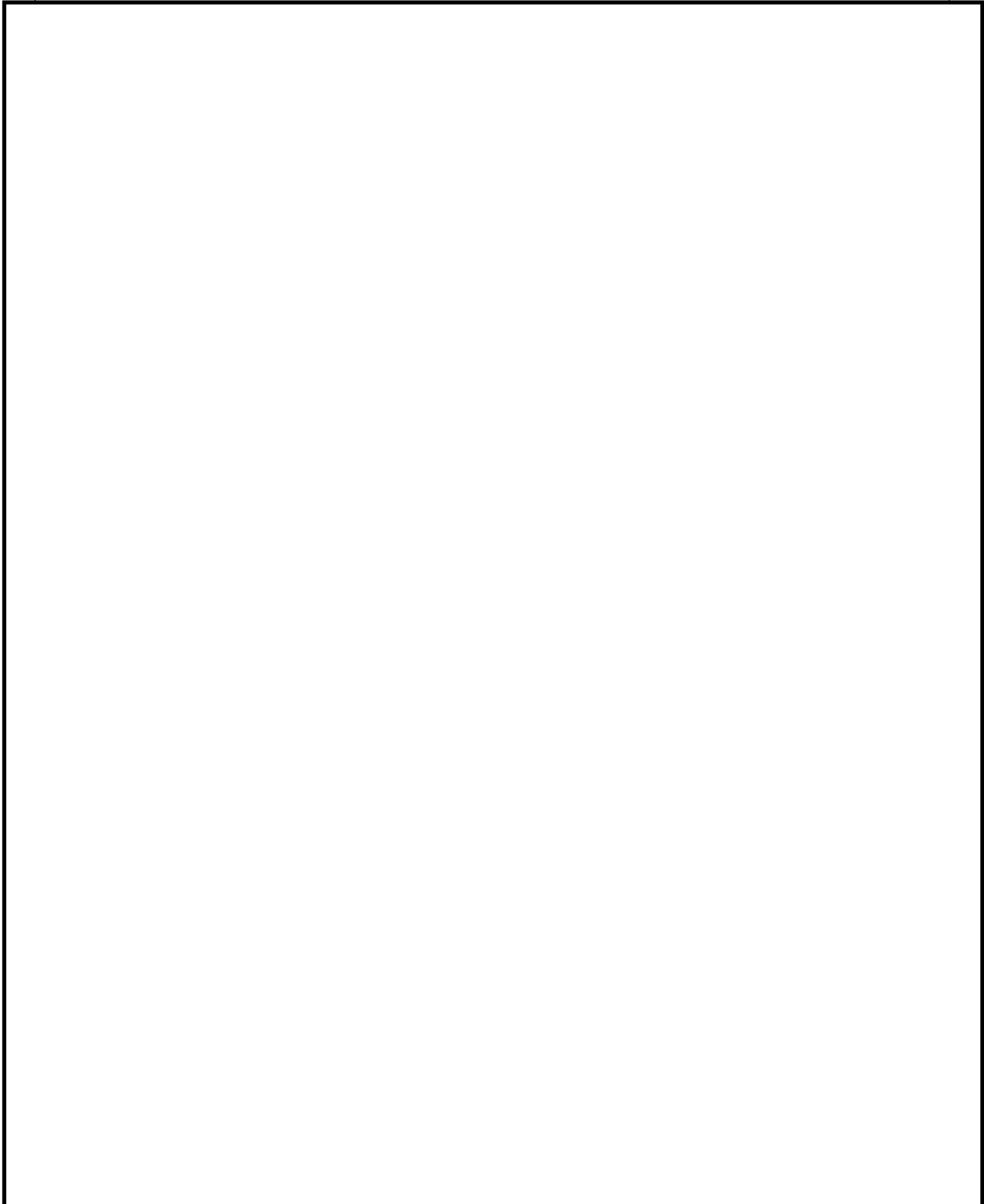
e. 格納容器内の冷却・減圧・放射性物質低減の手順



枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

第 5.2.2.2 表 特定重大事故等対処施設による対応の手順書の概要 (6/11)

f. 原子炉格納容器の過圧破損防止の手順



枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

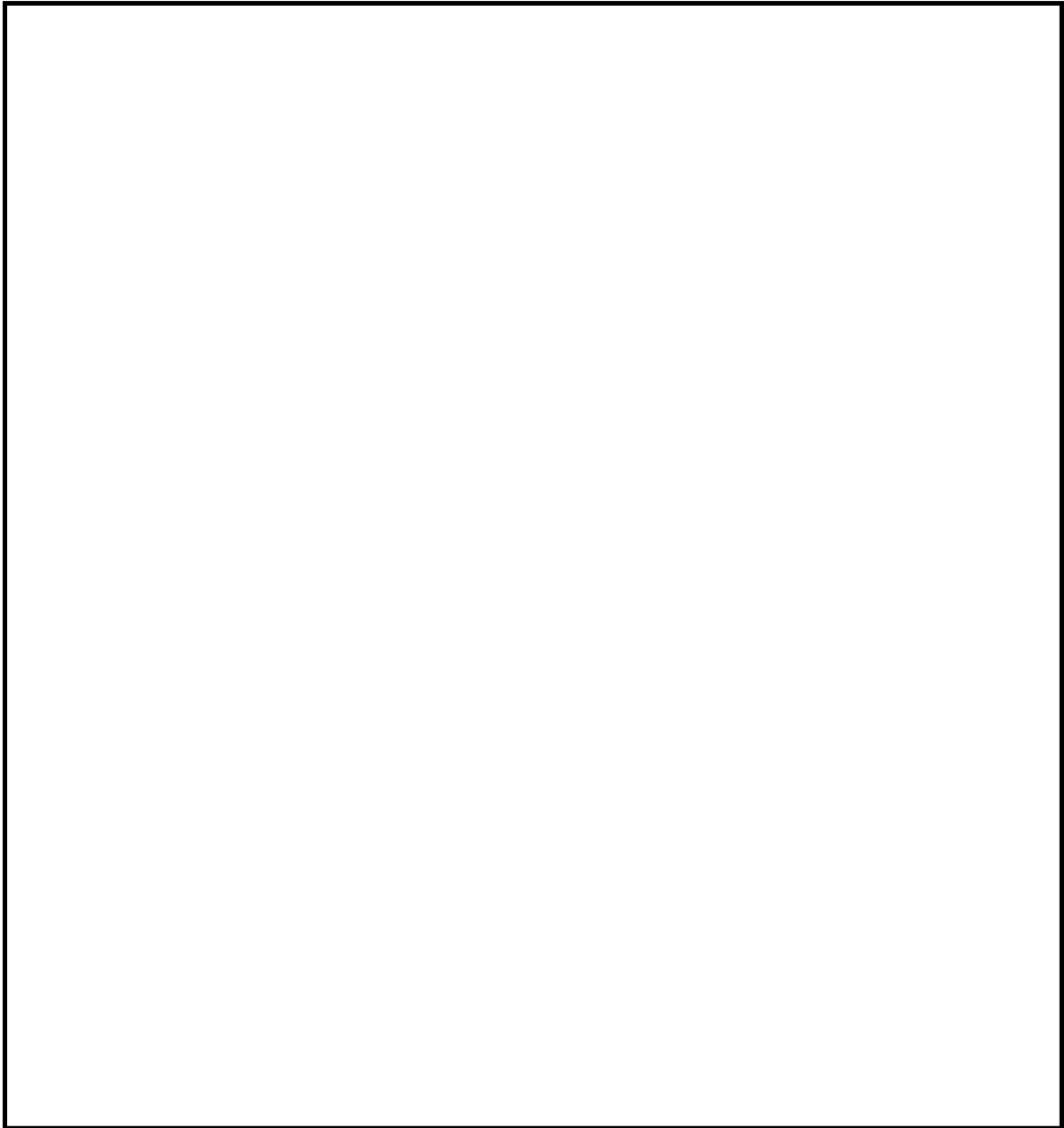
枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

第 5.2.2.2 表 特定重大事故等対処施設による対応の手順書の概要 (7/11)

g. の居住性に関する手順

--

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。



枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

第 5.2.2.2 表 特定重大事故等対処施設による対応の手順書の概要 (8/11)

h. 電源設備の手順

--

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

第 5.2.2.2 表 特定重大事故等対処施設による対応の手順書の概要 (9/11)

i. 計装設備の手順

--

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

第 5.2.2.2 表 特定重大事故等対処施設による対応の手順書の概要 (10/11)

j. 通信連絡設備の手順



枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

添付書類十（追補 1）の一部補正

添付書類十（追補1）を以下のとおり補正する。

頁	行	補正前	補正後
1.1-1	上2行～ 上3行	記述は、 <u>平成28年1月2日付け原規規発第16110229号</u> をもって設置変更許可…	記述は、 <u>令和2年1月29日付け原規規発第2001293号</u> をもって設置変更許可…
1.2-1	上3行～ 上4行	記述は、 <u>平成28年1月2日付け原規規発第16110229号</u> をもって設置変更許可…	記述は、 <u>令和2年1月29日付け原規規発第2001293号</u> をもって設置変更許可…
1.3-1	上2行～ 上3行	記述は、 <u>平成28年1月2日付け原規規発第16110229号</u> をもって設置変更許可…	記述は、 <u>令和2年1月29日付け原規規発第2001293号</u> をもって設置変更許可…
1.4-1	上3行～ 上4行	記述は、 <u>平成28年1月2日付け原規規発第16110229号</u> をもって設置変更許可…	記述は、 <u>令和2年1月29日付け原規規発第2001293号</u> をもって設置変更許可…
1.5-1	上2行～ 上3行	記述は、 <u>平成28年1月2日付け原規規発第16110229号</u> をもって設置変更許可…	記述は、 <u>令和2年1月29日付け原規規発第2001293号</u> をもって設置変更許可…
1.6-1	上2行～ 上3行	記述は、 <u>平成28年1月2日付け原規規発第16110229号</u> をもって設置変更許可…	記述は、 <u>令和2年1月29日付け原規規発第2001293号</u> をもって設置変更許可…
1.7-1	上2行～ 上3行	記述は、 <u>平成28年1月2日付け原規規発第16110229号</u> をもって設置変更許可…	記述は、 <u>令和2年1月29日付け原規規発第2001293号</u> をもって設置変更許可…
1.8-1	上2行～ 上3行	記述は、 <u>平成28年1月2日付け原規規発第16110229号</u> をもって設置変更許可…	記述は、 <u>令和2年1月29日付け原規規発第2001293号</u> をもって設置変更許可…

頁	行	補正前	補正後
1.9-1	上2行～ 上3行	<p>って設置変更許可・・・</p> <p>記述は、平成28年1月2日付け原規規発第16110229号をもって設置変更許可・・・</p>	<p>設置変更許可・・・</p> <p>記述は、令和2年1月29日付け原規規発第2001293号をもって設置変更許可・・・</p>
1.10-1	上2行～ 上3行	<p>記述は、平成28年1月2日付け原規規発第16110229号をもって設置変更許可・・・</p>	<p>記述は、令和2年1月29日付け原規規発第2001293号をもって設置変更許可・・・</p>
1.11-1	上2行～ 上3行	<p>記述は、平成28年1月2日付け原規規発第16110229号をもって設置変更許可・・・</p>	<p>記述は、令和2年1月29日付け原規規発第2001293号をもって設置変更許可・・・</p>
1.12-1	上2行～ 上3行	<p>記述は、平成28年1月2日付け原規規発第16110229号をもって設置変更許可・・・</p>	<p>記述は、令和2年1月29日付け原規規発第2001293号をもって設置変更許可・・・</p>
1.13-1	上2行～ 上3行	<p>記述は、平成28年1月2日付け原規規発第16110229号をもって設置変更許可・・・</p>	<p>記述は、令和2年1月29日付け原規規発第2001293号をもって設置変更許可・・・</p>
1.14-1	上2行～ 上3行	<p>記述は、平成28年1月2日付け原規規発第16110229号をもって設置変更許可・・・</p>	<p>記述は、令和2年1月29日付け原規規発第2001293号をもって設置変更許可・・・</p>
1.14-23		<p>第1.14.16(2) 図 蓄電池（3系統目）による代替電源（直流）からの給電タイムチャート</p>	<p>別紙10-追1-1に変更する。</p>
1.15-1	上2行～ 上3行	<p>記述は、平成28年1月2日付け原規規発第16110229号をもって設置変更許可・・・</p>	<p>記述は、令和2年1月29日付け原規規発第2001293号をもって設置変更許可・・・</p>

頁	行	補 正 前	補 正 後
1.16-1	上2行～ 上3行	記述は、 <u>平成28年1月2日付け原規規発第16110229号</u> をもって設置変更許可・・・	記述は、 <u>令和2年1月29日付け原規規発第2001293号</u> をもって設置変更許可・・・
1.17-1	上2行～ 上3行	記述は、 <u>平成28年1月2日付け原規規発第16110229号</u> をもって設置変更許可・・・	記述は、 <u>令和2年1月29日付け原規規発第2001293号</u> をもって設置変更許可・・・
1.18-1	上2行～ 上3行	記述は、 <u>平成28年1月2日付け原規規発第16110229号</u> をもって設置変更許可・・・	記述は、 <u>令和2年1月29日付け原規規発第2001293号</u> をもって設置変更許可・・・
1.19-1	上2行～ 上3行	記述は、 <u>平成28年1月2日付け原規規発第16110229号</u> をもって設置変更許可・・・	記述は、 <u>令和2年1月29日付け原規規発第2001293号</u> をもって設置変更許可・・・

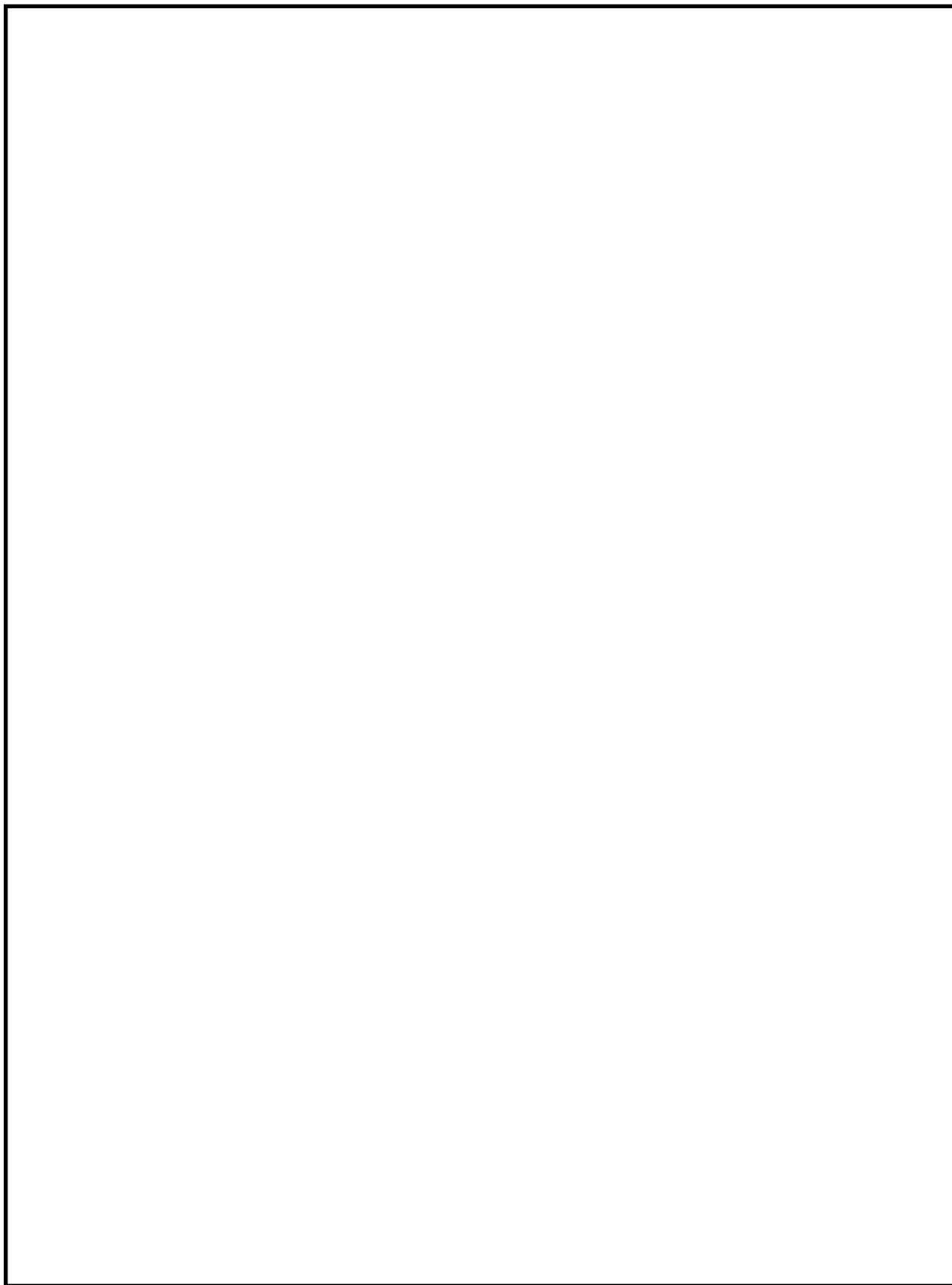
		経過時間(分)									備考		
		10	20	30	40	50	60	70	80	90			
手順の項目	要員(数)	約19分 ▽給電開始 約21分 ▽蓄電池(安全防護系用)切離し操作完了											
蓄電池(3系統目)による代替電源(直流)からの給電	運転員等 (中央制御室)	1											
	運転員等 (現場)	1											

※現場移動時間には防保護具着用時間を含む。

第 1.14.16(2)図 蓄電池（3系統目）による代替電源（直流）からの給電 タイムチャート

添付書類十（追補Ⅰ）の一部補正

添付書類十（追補 I）を以下のとおり補正する。



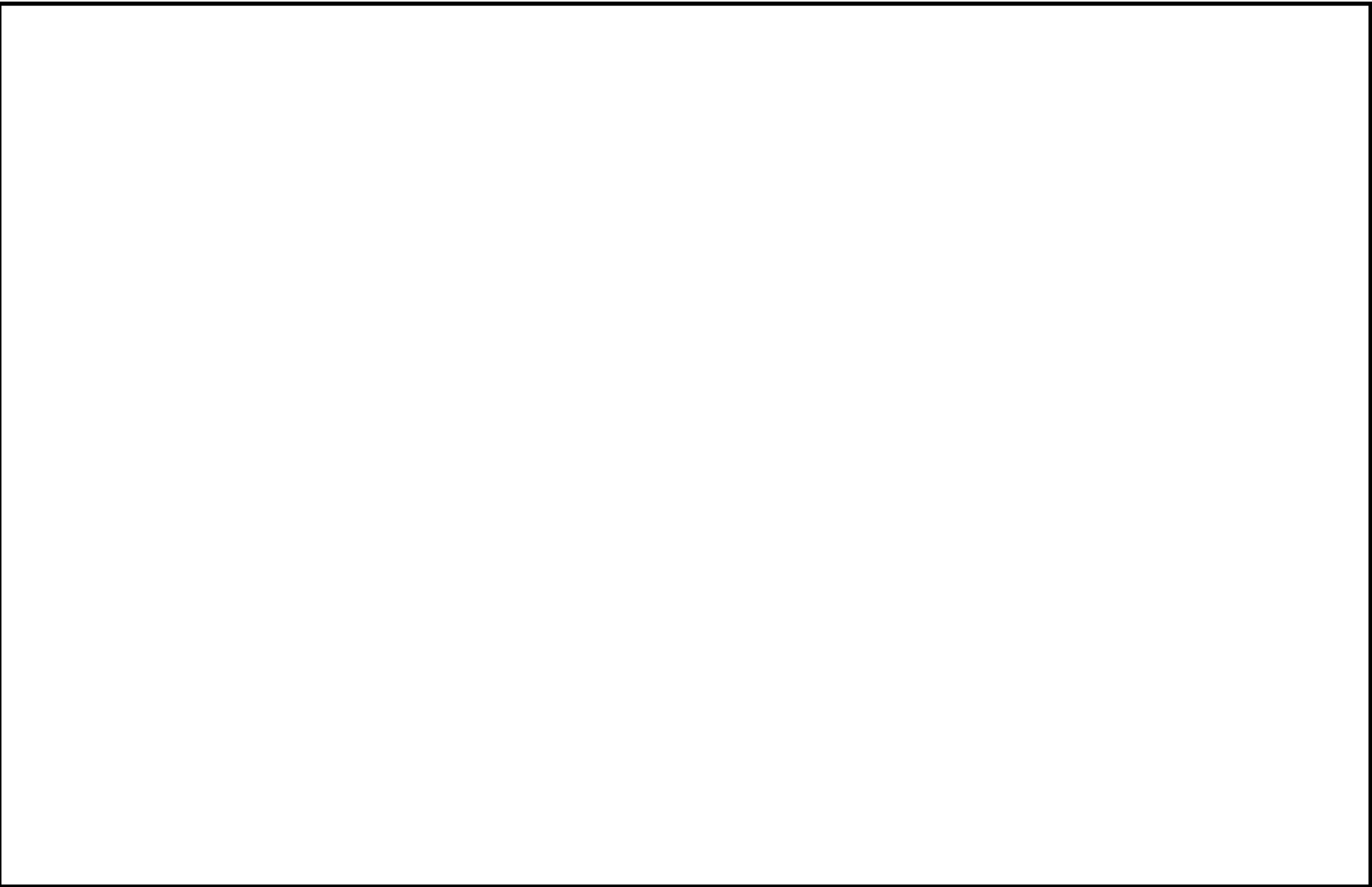
枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

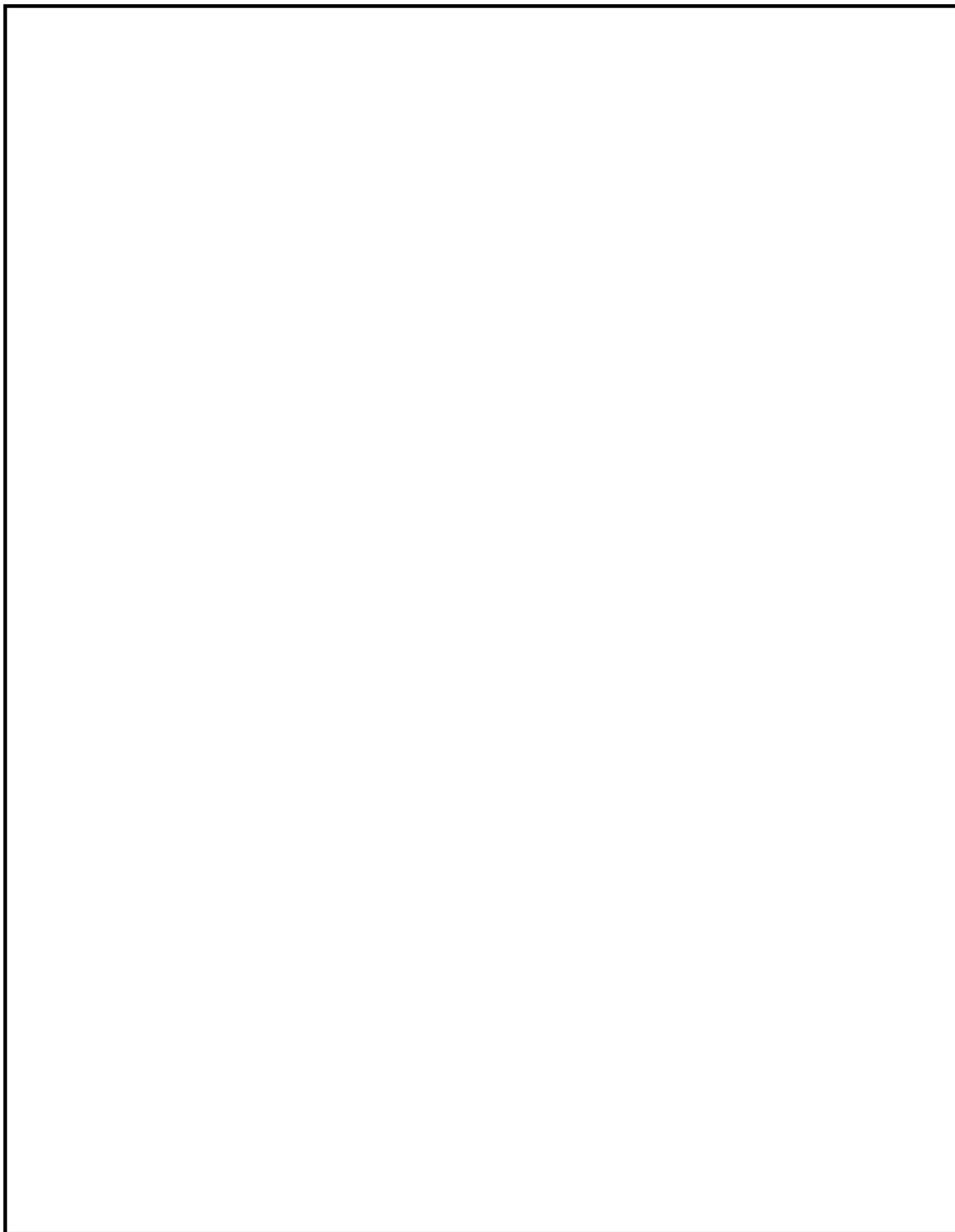
枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

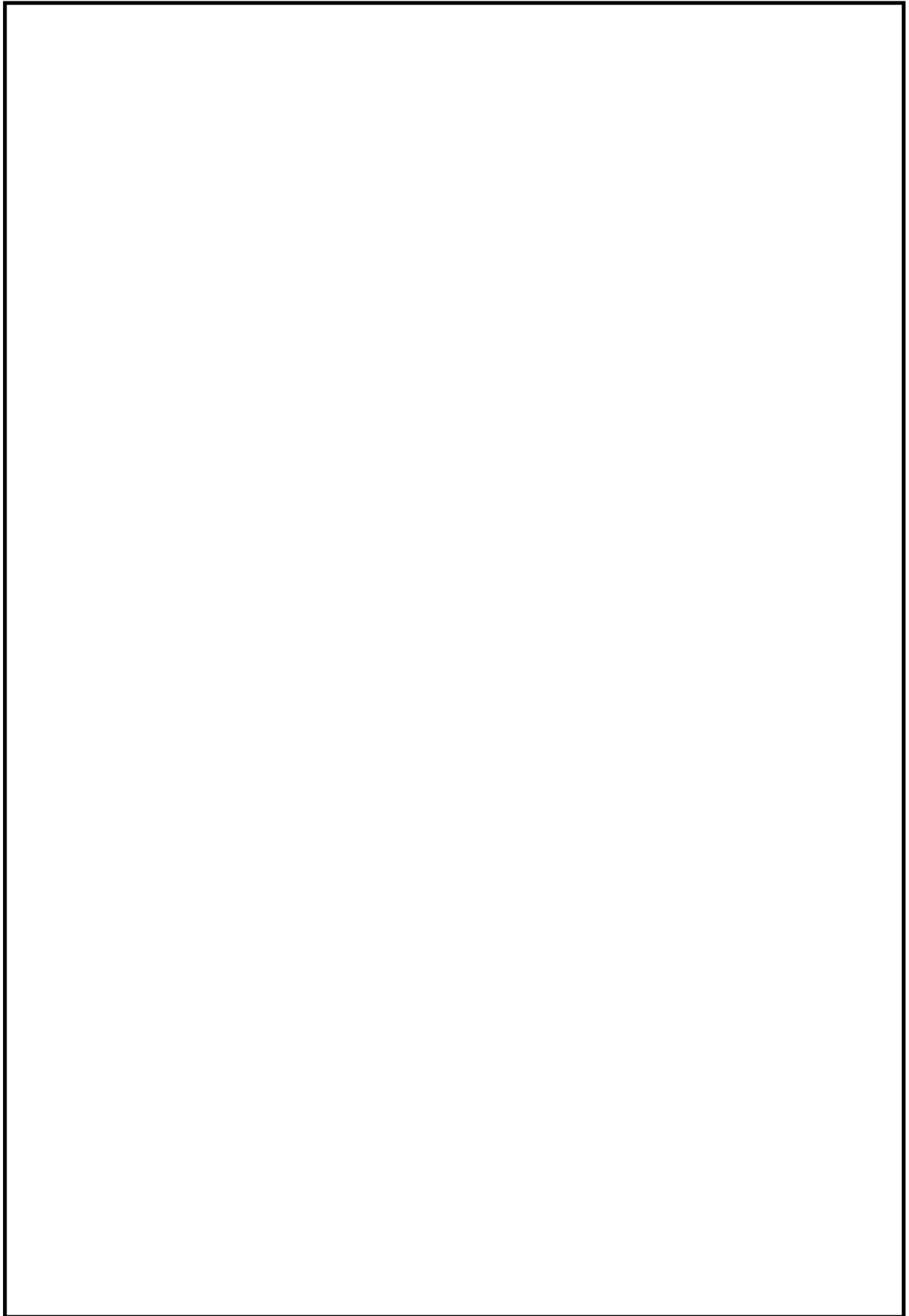
枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。



枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

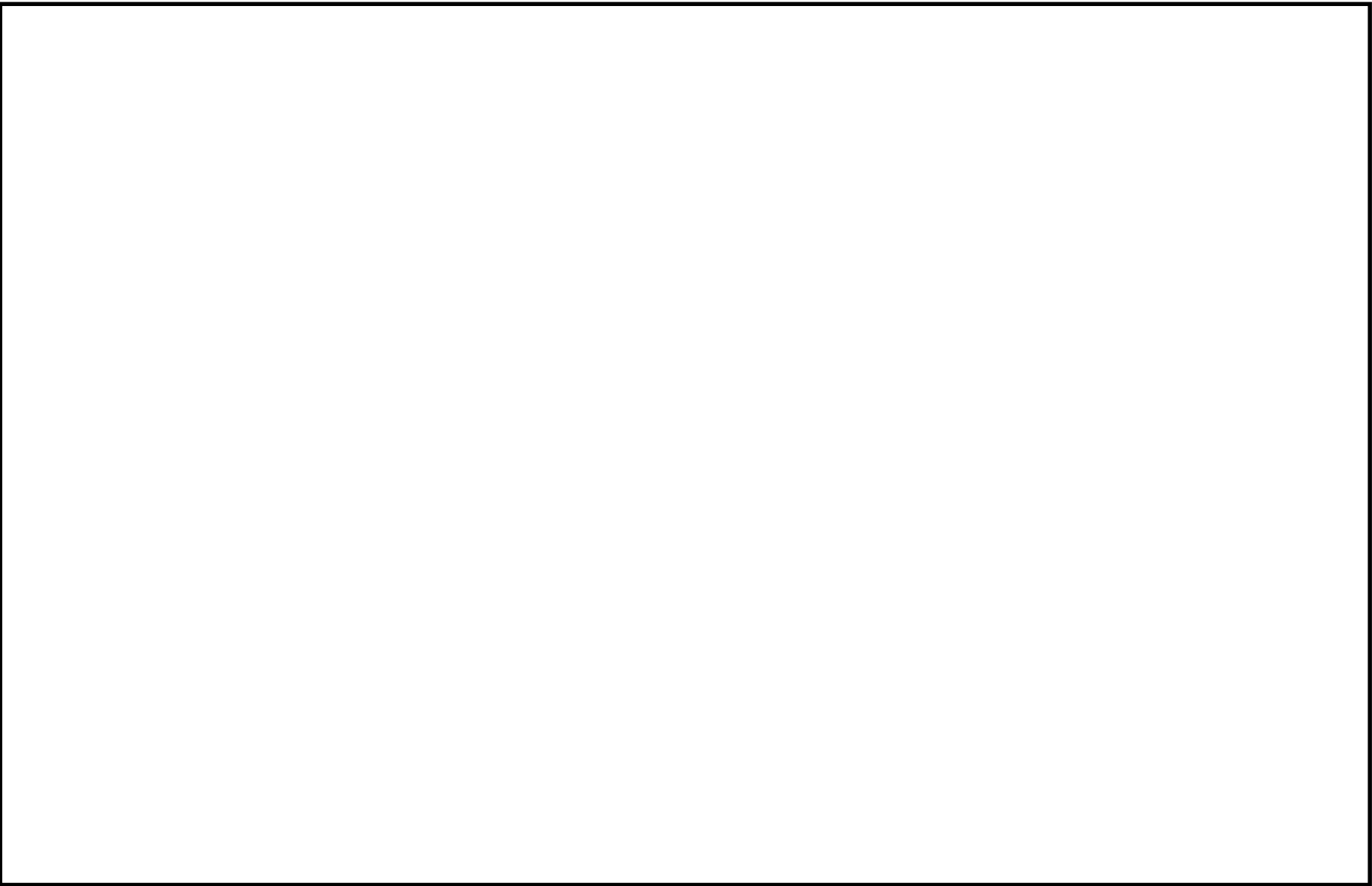


枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

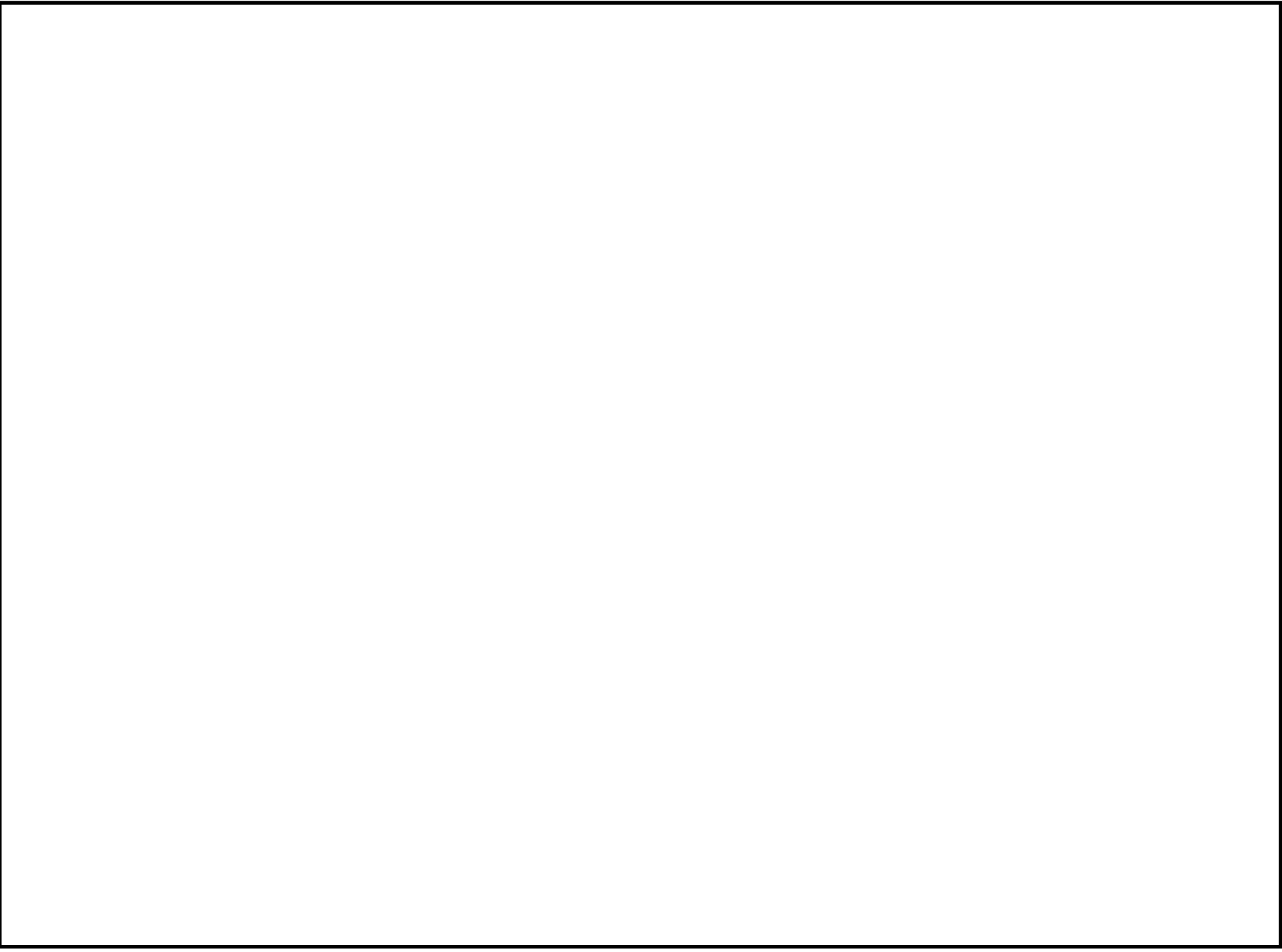


枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。



枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。



枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

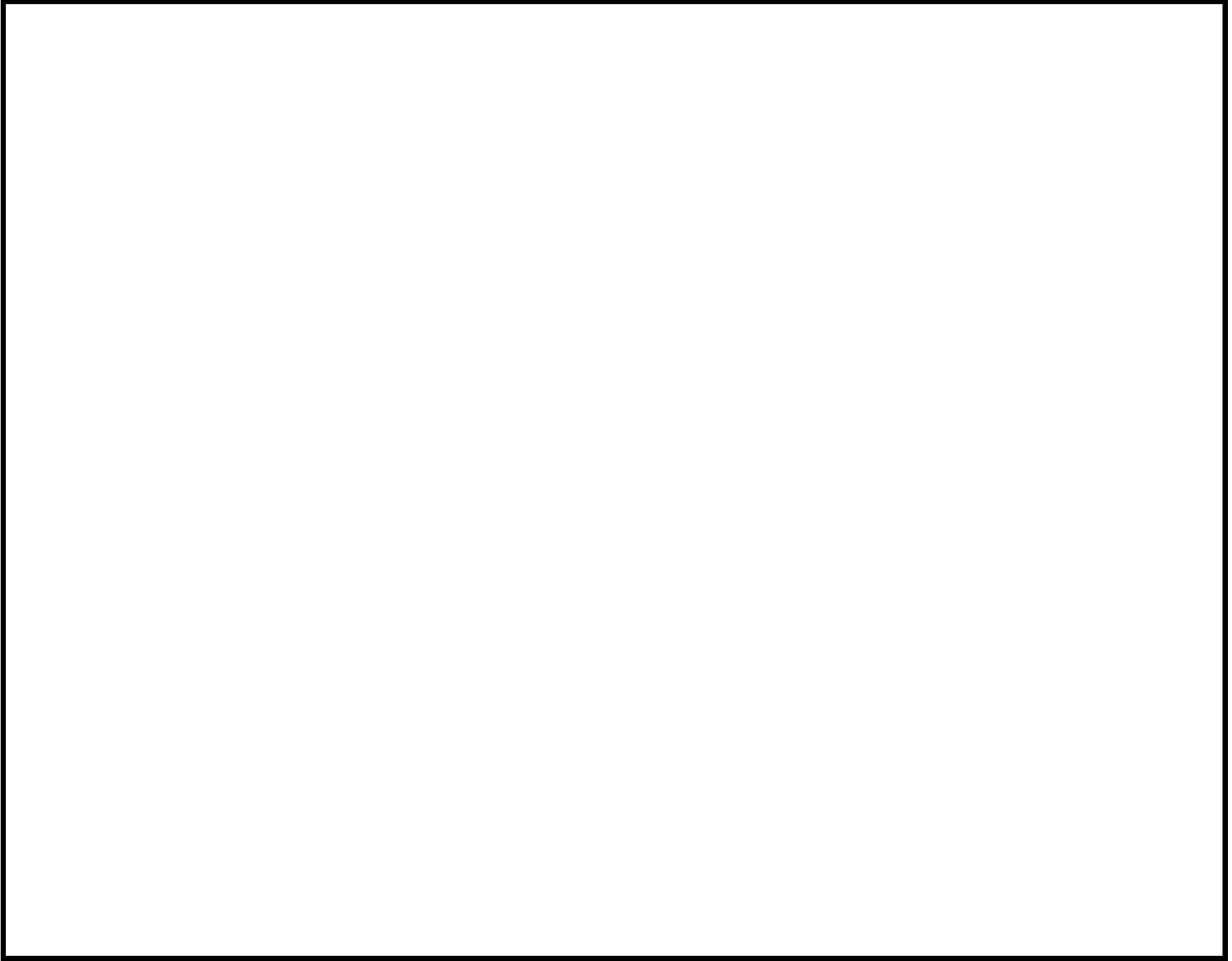
添付書類十（追補Ⅱ）の一部補正

添付書類十（追補Ⅱ）を以下のとおり補正する。

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。



枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

添付書類十一の一部補正

添付書類十一を以下のとおり補正する。

頁	行	補 正 前	補 正 後
35 の次頁		(記載追加)	別紙 11-1 を追加する。

別添 7

添 付 書 類 十 一

変更後における発電用原子炉施設の保安のための業務に係る

品質管理に必要な体制の整備に関する説明書

1. 概要

本説明書は、変更後における発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書として、品質管理に関する事項に基づき、発電用原子炉施設の当該設置変更許可申請（以下「本申請」という。）に当たって実施した設計活動に係る品質管理の実績及びその後の工事等の活動に係る品質管理の方法、組織等に係る事項を記載する。

2. 基本方針

本説明書では、本申請における、「実施した設計活動に係る品質管理の実績」及び「その後の工事等の活動に係る品質管理の方法、組織等に係る事項」を、以下のとおり説明する。

(1) 設計活動に係る品質管理の実績

「設計活動に係る品質管理の実績」として、実施した設計の管理の方法を「3. 設計活動に係る品質管理の実績」に記載する。

具体的には、組織について「3.1 本申請における設計に係る組織（組織内外の相互関係及び情報伝達含む。）」に、実施する各段階について「3.2 本申請における設計の各段階とその審査」に、品質管理の方法について「3.3 本申請における設計に係る品質管理の方法」に、調達管理の方法について「3.4 本申請における調達管理の方法」に、文書管理について「3.5 本申請における文書及び記録の管理」に、不適合管理について「3.6 本申請における不適合管理」に記載する。

(2) その後の工事等の活動に係る品質管理の方法、組織等に係る事項

その後の工事等の活動に係る品質管理の方法、組織等に係る事項については、「4. その後の工事等の活動に係る品質管理の方法等」に記載する。

具体的には、組織について「4.1 その後の工事等の活動に係る組織（組織内外の相互関係及び情報伝達含む。）」に、実施する各段階について「4.2 その後の設計、工事等の各段階とその審査」に、品質管理の方法について「4.3 その後の設計に係る品質管理の方法」、「4.4 工事に係る品質管理の方法」及び「4.5 使用前事業者検査の方法」に、設計及び工事の計画の認可申請（以下「設工認」という。）における調達管理の方法について「4.6 設工認における調達管理の方法」に、文書管理について「4.7 その後の設計、工事等における文書及び記録の管理」に、不適合管理について「4.8 その後の不適合管理」に記載する。

また、設工認に基づき、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成 25 年 6 月 28 日原子力規制委員会規則第 6 号）（以下「技術基準規則」という。）」への適合性を確保するために必要となる設備

(以下「適合性確認対象設備」という。)の施設管理について、「5. 適合性確認対象設備の施設管理」に記載する。

3. 設計活動に係る品質管理の実績

本申請に当たって実施した設計に係る品質管理は、発電用原子炉設置変更許可申請書本文における十一、発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項（以下「設置許可本文十一号」という。）に基づき以下のとおり実施する。

なお、本申請における設計および調達に係る業務のうち 2020 年 3 月 31 日までに実施した業務は、設置許可本文十一号に基づくものではないことから、2020 年 3 月 31 日までに実施した業務の実績については、本申請における活動実績に応じて記載する。

3.1 本申請における設計に係る組織（組織内外の相互関係及び情報伝達含む。）

設計及び調達は、第 1 図に示す本店組織及び発電所組織に係る体制で実施する。

また、設計（「3.3 本申請における設計に係る品質管理の方法」）並びに調達（「3.4 本申請における調達管理の方法」）の各プロセスを主管する箇所を第 1 表に示す。

第 1 表に示す各プロセスを主管する箇所の長は、担当する設備に関する設計並びに調達について、責任と権限を持つ。

3.1.1 設計に係る組織

設計は、第 1 表に示す主管箇所のうち、「3.3 本申請における設計に係る品質管理の方法」に係る箇所が設計を主管する組織として実施する。

この設計に必要な資料の作成を行うため、第 1 図に示す体制を定めて設計に係る活動を実施する。

なお、本申請において上記による体制で実施した。

3.1.2 調達に係る組織

調達は、第 1 表に示す本店組織及び発電所組織の調達を主管する箇所
で実施する。

3.2 本申請における設計の各段階とその審査

本申請における設計は、本申請における申請書作成及びこれに付随する基本的な設計として、設置許可本文十一号「7.3 設計開発」のうち、必要な事項に基づき以下のとおり実施する。

本申請における設計の各段階と設置許可本文十一号との関係を第 2 表に示す。

設計を主管する箇所の長は、第 2 表に示すアウトプットに対する審査（以下「レビュー」という。）を実施するとともに、記録を管理する。

なお、設計の各段階におけるレビューについては、第 1 表に示す設計を主管する組織の中で当該設備の設計に関する専門家を含めて実施する。

3.3 本申請における設計に係る品質管理の方法

設計を主管する箇所の長は、本申請における設計として、「3.3.1 設計開発に用いる情報の明確化」、「3.3.2(1) 申請書作成のための設計」及び「3.3.2(2) 設計のアウトプットに対する検証」の各段階を実施する。

以下に各段階の活動内容を示す。

3.3.1 設計開発に用いる情報の明確化

設計を主管する箇所の長は、本申請に必要な設計開発に用いる情報を明確にする。

3.3.2 設計及び設計のアウトプットに対する検証

設計を主管する箇所の長は、本申請における設計を以下のとおり実施する。

(1) 申請書作成のための設計

設計を主管する箇所の長は、本申請における申請書作成のための設計を実施する。

また、設計を主管する箇所の長は、本申請における申請書の作成に必要な基本的な設計の品質を確保する上で重要な活動となる、「調達に

よる解析」及び「手計算による自社解析」について、個別に管理事項を実施し品質を確保する。

なお、本申請において上記による活動を実施した。

(2) 設計のアウトプットに対する検証

設計を主管する箇所の長は、「3.3.2 設計及び設計のアウトプットに対する検証」のアウトプットが設計のインプット（「3.3.1 設計開発に用いる情報の明確化」）で与えられた要求事項に対する適合性を確認した上で、要求事項を満たしていることの検証を、組織の要員に指示する。

なお、この検証は当該業務を直接実施した現設計者以外の者に実施させる。

(3) 申請書の作成

設計を主管する箇所の長は、本申請における申請書作成のための設計からのアウトプットを基に、本申請に必要な書類等を取りまとめる。

なお、本申請において上記による活動を実施した。

(4) 申請書の承認

設計を主管する箇所の長は、作成した資料を取りまとめ、原子力発電安全委員会へ付議し、審議及び確認を得る。

また、本申請の提出手続きを主管する箇所の長は、原子力発電安全委員会の審議及び確認を得た本申請における申請書について、原子力規制委員会への提出手続きの承認を得る。

なお、本申請において上記による活動を実施した。

3.3.3 設計における変更

設計を主管する箇所の長は、設計の変更が必要となった場合、各設計結果のうち、影響を受けるものについて必要な設計を実施し、影響を受けた段階以降の設計結果を必要に応じ修正する。

3.3.4 新検査制度移行に際しての本申請における設計管理の特例

設計を主管する箇所の長が実施する本申請における設計管理の対象となる業務のうち、2020年3月31日までに実施した本申請における申請書作成に係る社内手続き又は基本設計に係る調達製品の検証については、設置許可本文十一号に基づく設計管理は適用しない。

3.4 本申請における調達管理の方法

調達を主管する箇所の長は、調達管理を確実にするために、設置許可本文十一号に基づき以下に示す管理を実施する。

3.4.1 供給者の技術的評価

調達を主管する箇所の長は、供給者が当社の要求事項に従って調達製品を供給する技術的な能力を判断の根拠として、供給者の技術的評価を実施する。

なお、本申請において上記による活動を実施した。

3.4.2 供給者の選定

調達を主管する箇所の長は、本申請における設計に必要な調達を行う場合、調達に必要な要求事項を明確にし、契約を主管する箇所の長へ供給者の選定を依頼する。また、契約を主管する箇所の長は、「3.4.1 供給者の技術的評価」で、技術的な能力があると判断した供給者を選定する。

供給者に対しては品質保証計画書を提出させ審査する。

なお、本申請において上記による活動を実施した。

3.4.3 調達管理

調達を主管する箇所の長は、調達に関する品質保証活動を行うに当たって、以下に基づき業務を実施する。

なお、本申請において上記による活動は以下のとおり実施した。

(1) 仕様書の作成

調達を主管する箇所の長は、業務の内容に応じ、設置許可本文十一号に基づく調達要求事項を含めた仕様書を作成し、供給者の業務実施状況を適切に管理する。（「3.4.3(2) 調達した役務の検証」参照）

(2) 調達した役務の検証

調達を主管する箇所の長は、調達した役務が調達要求事項を満たしていることを確実にするために調達した役務の検証を行う。

供給者先で検証を実施する場合は、あらかじめ仕様書で検証の要領及び調達した役務のリリースの方法を明確にした上で、検証を行う。

3.4.4 請負会社他品質監査

供給者に対する監査を主管する箇所の長は、供給者の品質保証活動及び健全な安全文化を育成し維持するための活動が適切で、かつ、確実に行われていることを確認するために、請負会社他品質監査を実施する。

なお、本申請において上記による活動を実施した。

3.5 本申請における文書及び記録の管理

本申請における設計に係る文書及び記録については、設置許可本文十一号に定める品質マネジメント文書、それらに基づき作成される品質記録であり、これらを適切に管理する。

3.6 本申請における不適合管理

本申請に基づく設計において発生した不適合については、適切に処置を行う。

4. その後の工事等の活動に係る品質管理の方法等

その後の工事等の活動に係る品質管理の方法、組織等に係る事項については、設置許可本文十一号に基づき以下のとおり実施する。

4.1 その後の工事等の活動に係る組織（組織内外の相互関係及び情報伝達含む。）

その後の工事等の活動は、第 1 図に示す本店組織及び発電所組織に係る体制で実施する。

4.2 その後の設計、工事等の各段階とその審査

4.2.1 設計及び工事等のグレード分けの適用

設計及び工事等におけるグレード分けは、原子炉施設の安全上の重要度に応じて行う。

4.2.2 設計及び工事等の各段階とその審査

設計又は工事を主管する箇所の長並びに検査を担当する箇所の長は、その後における設計及び工事等の各段階において、レビューを実施するとともに、記録を管理する。

なお、設計の各段階におけるレビューについては、設計及び工事を主管する組織の中で当該設備の設計に関する専門家を含めて実施する。

4.3 その後の設計に係る品質管理の方法

設計を主管する箇所の長は、設工認における技術基準規則等への適合性を確保するための設計を実施する。

4.3.1 適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化

その後の設計を主管する箇所の長は、設工認に必要な要求事項を明確にする。

4.3.2 各条文の対応に必要な適合性確認対象設備の選定

その後の設計を主管する箇所の長は、各条文の対応に必要な適合性確認対象設備を抽出する。

4.3.3 設計及び設計のアウトプットに対する検証

設計を主管する箇所の長は、適合性確認対象設備の技術基準規則等への適合性を確保するための設計を実施する。

(1) 基本設計方針の作成（設計 1）

設計を主管する箇所の長は、技術基準規則等の適合性確認対象設備に必要な要求事項に対する設計を漏れなく実施するために、技術基準規則の条文ごとに各条文に関連する要求事項を用いて設計項目を明確にした基本設計方針を作成する。

(2) 適合性確認対象設備の各条文への適合性を確保するための設計（設計 2）

設計を主管する箇所の長は、適合性確認対象設備に対し、変更があった要求事項への適合性を確保するための詳細設計を、「設計 1」の結果を用いて実施する。

(3) 詳細設計の品質を確保する上で重要な活動の管理

設計を主管する箇所の長は、詳細設計の品質を確保する上で重要な活動となる、「調達による解析」及び「手計算による自社解析」について、個別に管理事項を実施し、品質を確保する。

(4) 設計のアウトプットに対する検証

設計を主管する箇所の長は、「4.3.3 設計及び設計のアウトプットに対する検証」のアウトプットが設計のインプット（「4.3.1 適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化」及び「4.3.2 各条文の対応に必要な適合性確認対象設備の選定」参照）で与えられた要求事項に対する適合性を確認した上で、要求事項を満たしていることの検証を、組織の要員に指示する。

なお、この検証は適合性確認を実施した者の業務に直接関与していない上位職位の者に実施させる。

(5) 設工認申請書の作成

設計を主管する箇所の長は、その後の設計からのアウトプットを基に、設工認に必要な書類等を取りまとめる。

(6) 設工認申請書の承認

設工認申請書の取りまとめを主管する箇所の長は、設計を主管する箇所の長が作成した資料を取りまとめ、原子力発電安全委員会へ付議し、審議及び確認を得る。

4.3.4 設計における変更

設計を主管する箇所の長は、設計対象の追加又は変更が必要となった場合、各設計結果のうち、影響を受けるものについて必要な設計を実施し、影響を受けた段階以降の設計結果を必要に応じ修正する。

4.4 工事に係る品質管理の方法

工事を主管する箇所の長は、具体的な設備の設計の実施及びその結果を反映した設備を導入するために必要な工事を、「4.6 設工認における調達管理の方法」の管理を適用して実施する。

4.4.1 具体的な設備の設計の実施（設計3）

工事を主管する箇所の長は、工事段階において、要求事項に適合するための具体的な設計（設計3）を実施し、決定した具体的な設備の設計結果を取りまとめる。

4.4.2 具体的な設備の設計に基づく工事の実施

工事を主管する箇所の長は、要求事項に適合する設備を設置するための工事を実施する。

4.5 使用前事業者検査の方法

使用前事業者検査は、適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合してい

ることを確認するため、使用前事業者検査を計画し、工事実施箇所からの独立性を確保した検査体制のもと、実施する。

4.5.1 使用前事業者検査での確認事項

使用前事業者検査は、適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認するために、以下の項目について検査を実施する。

- (1) 実設備の仕様の適合性確認
- (2) 品質マネジメントシステムに係る検査

4.5.2 使用前事業者検査の計画

検査を担当する箇所の長は、適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認するため、使用前事業者検査を計画する。

4.5.3 検査計画の管理

検査に係るプロセスの取りまとめを主管する箇所の長は、使用前事業者検査の実施時期及び使用前事業者検査が確実に行われることを管理する。

4.5.4 使用前事業者検査の実施

使用前事業者検査は、検査要領書の作成、検査体制を確立して実施する。

4.6 設工認における調達管理の方法

調達を主管する箇所の長は、設工認で行う調達管理を確実にするために、品質管理に関する事項に基づき以下に示す管理を実施する。

4.6.1 供給者の技術的評価

調達を主管する箇所の長は、供給者が当社の要求事項に従って調達製品を供給する技術的な能力を判断の根拠として、供給者の技術的評価を実施する。

4.6.2 供給者の選定

調達を主管する箇所の長は、設工認に必要な調達を行う場合、原子力安全に対する影響、供給者の実績等を考慮し、業務の重要度に応じてグレード分けを行い管理する。

4.6.3 調達製品の調達管理

調達を主管する箇所の長は、調達に関する品質保証活動を行うに当たって、原子力安全に対する影響及び供給者の実績等を考慮し、以下の調達管理に基づき業務を実施する。

(1) 仕様書の作成

調達を主管する箇所の長は、業務の内容に応じ、品質管理に関する事項に基づく調達要求事項を含めた仕様書を作成し、供給者の業務実施状況を適切に管理する。（「4.6.3(2) 調達製品の管理」参照）

(2) 調達製品の管理

調達を主管する箇所の長は、当社が仕様書で要求した製品が確実に納品されるよう調達製品が納入されるまでの間、製品に応じた必要な管理を実施する。

(3) 調達製品の検証

調達を主管する箇所の長は、調達製品が調達要求事項を満たしていることを確実にするために調達製品の検証を行う。

なお、供給者先で検証を実施する場合、あらかじめ仕様書で検証の要領及び調達製品のリリースの方法を明確にした上で、検証を行う。

4.6.4 請負会社他品質監査

供給者に対する監査を主管する箇所の長は、供給者の品質保証活動及び健全な安全文化を育成し維持するための活動が適切で、かつ、確実に行われていることを確認するために、請負会社他品質監査を実施する。

4.7 その後の設計、工事等における文書及び記録の管理

その後の設計、工事等における文書及び記録については、設置許可本文十一号に示す文書、それらに基づき作成される品質記録であり、これらを適切に管理する。

4.8 その後の不適合管理

その後の設計、工事及び試験・検査において発生した不適合については適切に処置を行う。

5. 適合性確認対象設備の施設管理

工事を主管する箇所の長は、適合性確認対象設備について、技術基準規則への適合性を使用前事業者検査を実施することにより確認し、適合性確認対象設備の使用開始後においては、施設管理に係る業務プロセスに基づき原子炉施設の安全上の重要度に応じた点検計画を策定し保全を実施することにより、適合性を維持する。

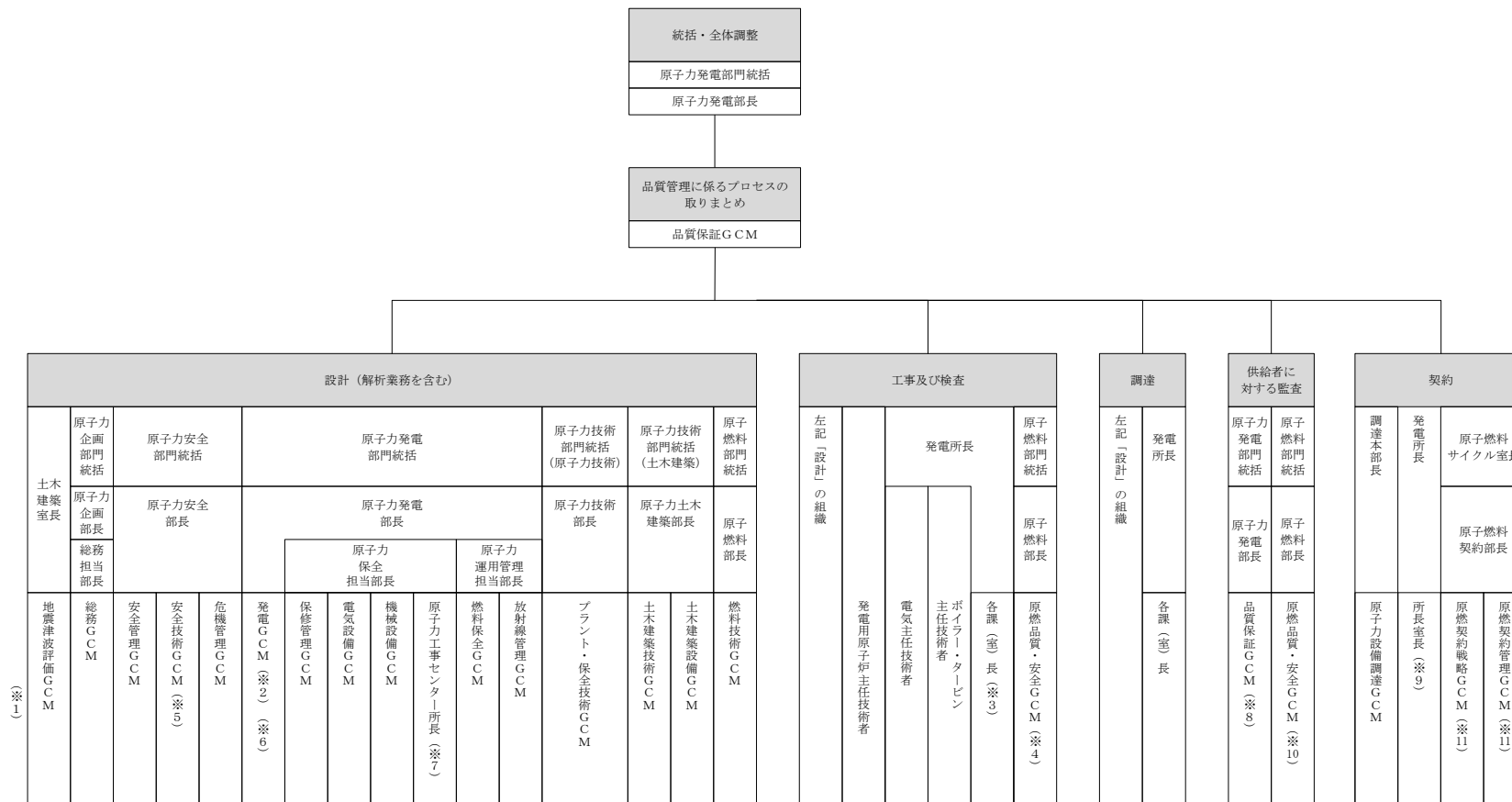
第1表 設計及び調達の実施の体制

プロセス		主管箇所
3.3	本申請における設計に係る品質管理の方法	本店 土木建築室 本店 原子力企画部門 本店 原子力安全部門 本店 原子力発電部門 本店 原子力技術部門 本店 原子燃料部門 発電所 安全・防災室 発電所 所長室 発電所 技術課 発電所 原子燃料課 発電所 放射線管理課 発電所 保全計画課 発電所 電気保修課 発電所 計装保修課 発電所 原子炉保修課 発電所 タービン保修課 発電所 土木建築課 発電所 電気工事グループ 発電所 機械工事グループ 発電所 土木建築工事グループ
3.4	本申請における調達管理の方法	本店 土木建築室 本店 原子力企画部門 本店 原子力安全部門 本店 原子力発電部門 本店 原子力技術部門 本店 原子燃料部門 発電所 安全・防災室 発電所 所長室 発電所 技術課 発電所 原子燃料課 発電所 放射線管理課 発電所 電気保修課 発電所 計装保修課 発電所 原子炉保修課 発電所 タービン保修課 発電所 土木建築課 発電所 電気工事グループ 発電所 機械工事グループ 発電所 土木建築工事グループ

第2表 本申請における設計及び調達各段階

各段階		設置許可本文十 一号の対応項目	概 要
設計	3.3	本申請における設計に係る品質管理の方法	7.3.1 設計開発計画 本申請及びこれに付随する基本設計を実施するための計画
	3.3.1	設計開発に用いる情報の明確化	7.3.2 設計開発に用いる情報 本申請及びこれに付随する基本設計の要求事項の明確化
	3.3.2(1) ※	申請書作成のための設計	7.3.3 設計開発の結果に係る情報 本申請における申請書作成のための設計
	3.3.2(2)	設計のアウトプットに対する検証	7.3.5 設計開発の検証 本申請及びこれに付随する基本設計の妥当性のチェック
	3.3.3 ※	設計における変更	7.3.7 設計開発の変更の管理 設計対象の追加や変更時の対応
調達	3.4	本申請における調達管理の方法	7.4 調達 本申請に必要な設計に係る調達管理

※：「3.2 本申請における設計の各段階とその審査」で述べている「設計の各段階におけるレビュー」の各段階を示す。



※1：「G」は「グループ」、「CM」は「チーフマネジャー」をいう。
 ※2：検査（主要な耐圧部の溶接部、燃料体を除く。）に係るプロセスの取りまとめを主管する箇所の長（発電所組織においては、技術課長とする。）
 ※3：主要な耐圧部の溶接部に係る使用前事業者検査に係るプロセスの取りまとめを主管する箇所の長
 ※4：燃料体検査に係るプロセスの取りまとめを主管する箇所の長
 ※5：本申請の提出手続きを主管する箇所の長
 ※6：設工認申請書の提出手続きを主管する箇所の長
 ※7：設工認申請書の取りまとめを主管する箇所の長（設計における変更において原子力工事センター所長が設計を主管する箇所とならない場合は、当該変更に係る設計を主管する箇所の長の代表者とする。）
 ※8：定期的な請負会社品質監査以外の監査においては、各GCM、センター所長又は各課（室）長
 ※9：これ以外の箇所で行う契約においては、各GCM、センター所長又は各課（室）長
 ※10：原子燃料関係の調達先の監査
 ※11：原子燃料関係の契約

第1図 適合性確認に関する体制表